

令和7年度 第2回 小金井市緑地保全対策審議会

日 時：令和7年8月20日（水）

午後2時00分～午後4時00分

場 所：メタウォーターサステナブルパークこがねい

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 令和7年度保全緑地の指定及び解除について（資料1～3）（諮問）
- (2) 小金井市インクルーシブデザインに配慮した公園活用ガイドラインについて（資料4）（諮問）
- (3) 令和6年度みどりの基本計画実施計画について（資料5）
- (4) 小金井しみどりの基本計画中間評価案について（資料6～12）

3 その他

4 閉会

【配布資料】

- 資料1 令和7年度保全緑地の指定及び解除について
- 資料2 保全緑地の制度の概要について
- 資料3 保全緑地の指定の推移
- 資料4 小金井市インクルーシブデザインに配慮した公園活用ガイドラインについて
- 資料5 令和6年度みどりの基本計画実施計画
- 資料6 令和5年度みどり率調査結果
- 資料7 小金井市の環境・みどりに関する市民アンケート調査結果（速報値）
- 資料8 小金井しみどりの基本計画の目標値の実績
- 資料9 緑化施策に係る国・東京都等の方針や各種制度の動向について
- 資料10 小金井しみどりの基本計画中間評価について
- 資料11 小金井しみどりの基本計画実施計画見直し（案）
- 資料12 小金井しみどりの基本計画（都市公園等の整備及び管理の方針）
見直し（案）

令和7年度保全緑地の指定及び解除について

1 令和7年度保全緑地の指定について

小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和58年条例第13号）第6条に基づき、指定の申請があった保全緑地について、次のように指定する。

（1）環境緑地

内 容	申 請	指 定	指 定 内 訳
件 数	2件	2件	更新2件
面 積	40,482.49㎡	40,482.49㎡	更新40,482.49㎡

（2）公共緑地

該当なし

（3）保存樹木

内 容	申 請	指 定	指 定 内 訳
件 数	8件	8件	更新4件、新規4件
本 数	194本	194本	更新17本、新規177本

（4）保存生け垣

内 容	申 請	指 定	指 定 内 訳
件 数	16件	16件	更新14件、新規2件
延 長	406.20m	410.20m	更新348.70m、新規61.50m

2 令和6年度保全緑地の解除について

小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和58年条例第13号）第13条に基づき、解除の申出があった保全緑地について、次のように解除する。

（1）環境緑地

解 除 内 容	備 考
件 数	1件
面 積	1,211.27㎡

（2）公共緑地

該当なし

（3）保存樹木

解 除 内 容	備 考
件 数	12件
本 数	37本

（4）保存生け垣

解 除 内 容	備 考
件 数	4件
延 長	82.40m

3 令和7年度保全緑地総括表

(1) 環境緑地

(単位：㎡)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
令和6年度指定面積	40,692.93	0.00	0.00	952.00	5,718.50		47,363.43
更新面積						40,482.49	40,482.49
解除面積	210.44	0.00	0.00	0.00	1,000.83		1,211.27
新規指定面積						0.00	0.00
令和7年度指定面積		0.00	0.00	952.00	4,717.67	40,482.49	46,152.16
(国分寺崖線の面積)		0.00	0.00	0.00	3,145.67	37,956.16	41,101.83
令和7年度更新対象							
令和2年度指定面積						40,692.93	
解除面積						210.44	
未申請面積						0.00	
更新申請面積						40,482.49	
指定面積						40,482.49	

(2) 公共緑地
該当なし

(3) 保存樹木

(単位：本)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
令和6年度指定本数	30	4	70	324	366		794
更新本数						17	17
解除本数	10	0	0	22	5		37
新規指定本数						177	177
令和7年度指定本数		4	70	302	361	194	931
令和7年度更新対象							
令和2年度指定本数						30	
解除本数						10	
未申請本数						3	
更新申請本数						17	
指定本数						17	

(4) 保存生け垣

(単位：m)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
令和6年度指定延長	363.20	174.00	907.70	1,905.30	879.70		4,229.90
更新延長						348.70	348.70
解除延長	0.00		27.00	55.40			82.40
新規指定延長						61.50	61.50
令和7年度指定延長		174.00	880.70	1,849.90	879.70	410.20	4,194.50
令和7年度更新対象							
令和2年度指定延長						363.20	
解除延長						0.00	
未申請延長						15.00	
更新申請延長						348.20	
指定延長						348.70	

※更新は5年に一度のため、更新及び新規数値は令和7年度のみとなっています。

令和7年度の更新対象数値は令和2年度の指定数値から解除数値を引いた数値になります。なお、指定数値全てが申請されているわけではないため一致しません。

4 令和7年度 保全緑地 指定等一覧

(1) 環境緑地

(小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則 第2条第1項の1)

環境保全緑地については、現状のまま保全されることが確約される樹木の集団（農地上にあるものを除く。）で、その集団の存する土地の面積がおおむね300平方メートル以上で面的なつながりのあること。

整理 番号	指定 番号	申請区分	所在地番(小金井市)	地目	現況	申請面積 (m^2)	指定面積 (m^2)	備考
1	1	更新	東町一丁目40番4	宅地	雑木林	86.57	86.57	国分寺崖線
		更新	東町一丁目56番	山林	雑木林	2,965.00	2,965.00	国分寺崖線
		更新	東町一丁目216番1	山林	雑木林	23,334.00	23,334.00	国分寺崖線
		更新	東町一丁目268番1	山林	雑木林	350.00	350.00	国分寺崖線
		更新	東町一丁目268番2	山林	雑木林	294.00	294.00	国分寺崖線
		更新	東町一丁目275番1	山林	雑木林	1,533.00	1,533.00	国分寺崖線
		更新	東町一丁目275番3	雑種地	雑木林	224.00	224.00	国分寺崖線
		更新	東町一丁目276番2	山林	雑木林	481.00	481.00	国分寺崖線
		更新	東町一丁目277番1	宅地	雑木林	2,832.31	2,832.31	国分寺崖線
		更新	東町一丁目278番5	宅地	雑木林	109.28	109.28	国分寺崖線
2	2	更新	東町一丁目2165番	山林	雑木林	2,697.00	2,697.00	国分寺崖線
		更新	東町一丁目2166番1	山林	雑木林	1,791.00	1,791.00	国分寺崖線
		更新	東町一丁目2166番3	山林	雑木林	1,259.00	1,259.00	国分寺崖線
		更新	梶野町四丁目536番1	山林	雑木林	878.00	878.00	
		更新	梶野町四丁目536番3	宅地	雑木林	441.33	441.33	
		更新	梶野町四丁目537番1	山林	雑木林	284.00	284.00	
		更新	梶野町四丁目537番4	山林	雑木林	386.00	386.00	
		更新	梶野町四丁目546番3	山林	雑木林	257.00	257.00	
		更新	梶野町四丁目549番	山林	雑木林	280.00	280.00	
		合計				40,482.49	40,482.49	

(2) 保存樹木(樹木別一覧)

(小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則 第2条第1項の2)保存樹木については、次のいずれかに該当すること。

ア 地上1.5メートルの高さにおける幹周が1.0メートル以上であること。

イ 高さが10メートル以上であること。

整理 番号	整理 番号2	指定番号	申請区分	所在地(小金井市)	指定本数 (本)	指定樹木番号					樹 種	幹周り (cm)	樹高 (m)	備考
1	1	1	更新	前原町一丁目14番	1	25	-	F	-	968	シラカシ	75	10	
	2		更新		1	25	-	F	-	1149	ムクノキ	74	10	
2	1	2	更新	本町三丁目5番	1	25	-	G	-	44	ケヤキ	227	10	
	2		更新		1	25	-	G	-	1150	ケヤキ	172	9	
	3		更新		1	25	-	G	-	1151	オオシマザクラ	255	8	
3	1	3	更新	貫井南町二丁目5番	1	25	-	J	-	56	シラカシ	200	9	
	2		更新		1	25	-	J	-	57	シラカシ	243	15	
	3		更新		1	25	-	J	-	58	シラカシ	148	15	
	4		更新		1	25	-	J	-	59	シラカシ	145	15	
	5		更新		1	25	-	J	-	60	シラカシ	275	15	
	6		更新		1	25	-	J	-	61	ヒマラヤスギ	327	15	
4	1	4	更新	貫井南町三丁目7番	1	25	-	J	-	928	シラカシ	440	10	
	2		更新		1	25	-	J	-	929	コナラ	278	11	
	3		更新		1	25	-	J	-	930	イヌシデ	161	12	
	4		更新		1	25	-	J	-	932	ムクノキ	164	10	
	5		更新		1	25	-	J	-	933	ムクノキ	183	12	
	6		更新		1	25	-	J	-	935	クヌギ	208	13	
5	1	5	新規	中町四丁目7番	1						サカキ	104	7	
	2		新規		1						ウメ	108	9	
6	1	6	新規	桜町三丁目6番	1						ケヤキ	154	15	
	2		新規		1						ケヤキ	152	15	
7	1	7	新規	前原町三丁目29番	1						エノキ	305	8	
	2		新規		1						マツ	136	7	
	3		新規		1						モミジ	118	7	
	4		新規		1						シラカシ	112	8	
	1		新規	貫井南町三丁目8番	1						ケヤキ	92	15	
	2		新規		1						ムクノキ	186	15	
	3		新規		1						モミジ	132	7	
	4		新規		1						シラカシ	88	10	
	5		新規		1						ビワ	167	4	
	6		新規		1						モチ	133	10	
	7		新規		1						ヤマザクラ	105	7	
	8		新規		1						シラカシ	67	15	
	9		新規		1						シラカシ	104	8	
	10		新規		1						シラカシ	96	12	
	11		新規		1						シラカシ	112	10	
	12		新規		1						サワラ	87	20	
	13		新規		1						サワラ	102	20	
	14		新規		1						サワラ	102	20	
	15		新規		1						サワラ	114	20	
	16		新規		1						サワラ	125	20	
	17		新規		1						サワラ	89	20	
	18		新規		1						サワラ	87	20	
	19		新規		1						スギ	79	20	
	20		新規		1						サワラ	108	20	
	21		新規		1						スギ	94	20	
	22		新規		1						サワラ	111	20	
	23		新規		1						サワラ	98	12	

整理 番号	整理 番号2	指定番号	申請区分	所在地(小金井市)	指定本数 (本)	指定樹木番号				樹 種	幹周り (cm)	樹高 (m)	備考
	24		新規		1					スギ	75	20	
	25		新規		1					サワラ	119	20	
	26		新規		1					サワラ	107	20	
	27		新規		1					ムクノキ	144	10	
	28		新規		1					イヌシデ	135	10	
	29		新規		1					サワラ	102	20	
	30		新規		1					サワラ	129	20	
	31		新規		1					サワラ	102	20	
	32		新規		1					サワラ	132	20	
	33		新規		1					スギ	76	20	
	34		新規		1					サワラ	110	20	
	35		新規		1					サワラ	121	20	
	36		新規		1					スギ	103	20	
	37		新規		1					スギ	85	20	
	38		新規		1					サワラ	93	20	
	39		新規		1					サワラ	95	20	
	40		新規		1					サワラ	74	20	
	41		新規		1					サワラ	90	20	
	42		新規		1					サワラ	86	20	
	43		新規		1					サワラ	98	20	
	44		新規		1					サワラ	69	15	
	45		新規		1					サワラ	85	20	
	46		新規		1					ケヤキ	165	20	
	47		新規		1					サワラ	66	20	
	48		新規		1					サワラ	87	20	
	49		新規		1					サワラ	88	20	
	50		新規		1					サワラ	88	22	
	51		新規		1					サワラ	77	22	
	52		新規		1					サワラ	76	22	
	53		新規		1					サワラ	99	20	
	54		新規		1					モミジ	105	8	
	55		新規		1					スギ	91	20	
	56		新規		1					サワラ	97	20	
	57		新規		1					サワラ	120	20	
	58		新規		1					サワラ	66	15	
	59		新規		1					サワラ	68	15	
	60		新規		1					サワラ	82	20	
	61		新規		1					サワラ	83	20	
	62		新規		1					サワラ	92	20	
	63		新規		1					サワラ	105	20	
	64		新規		1					スギ	106	20	
	65		新規		1					サワラ	104	20	
	66		新規		1					サワラ	106	20	
	67		新規		1					サワラ	119	20	
	68		新規		1					サワラ	90	20	
	69		新規		1					ネムノキ	57	15	
	70		新規		1					スギ	116	20	
	71		新規		1					サワラ	96	20	
	72		新規		1					サワラ	143	15	
	73		新規		1					サワラ	120	15	
	74		新規		1					スギ	115	15	
	75		新規		1					サワラ	92	15	

整理 番号	整理 番号2	指定番号	申請区分	所在地(小金井市)	指定本数 (本)	指定樹木番号				樹 種	幹周り (cm)	樹高 (m)	備考
8	76	8	新規		1					サワラ	137	15	
	77		新規		1					スギ	60	15	
	78		新規		1					スギ	91	15	
	79		新規		1					スギ	80	20	
	80		新規		1					スギ	101	20	
	81		新規		1					スギ	82	20	
	82		新規		1					スギ	126	20	
	83		新規		1					スギ	115	20	
	84		新規		1					サワラ	73	15	
	85		新規		1					スギ	117	20	
	86		新規		1					スギ	130	20	
	87		新規		1					スギ	82	20	
	88		新規		1					サワラ	135	20	
	89		新規		1					サワラ	127	20	
	90		新規		1					サワラ	125	20	
	91		新規		1					サワラ	137	20	
	92		新規		1					エノキ	167	7	
	93		新規		1					イヌシデ	102	10	
	94		新規		1					エノキ	145	10	
	95		新規		1					シラカシ	224	12	
	96		新規		1					イヌシデ	92	15	
	97		新規		1					ケヤキ	94	15	
	98		新規		1					ヤマザクラ	114	10	
	99		新規		1					イヌシデ	99	12	
	100		新規		1					イヌシデ	101	15	
	101		新規		1					サワラ	163	22	
	102		新規		1					ヤマザクラ	75	12	
	103		新規		1					ケヤキ	90	15	
	104		新規		1					モミ	70	12	
	105		新規		1					ケヤキ	88	20	
	106		新規		1					エノキ	84	15	
	107		新規		1					エノキ	62	15	
	108		新規		1					ケヤキ	86	20	
	109		新規		1					ケヤキ	71	15	
	110		新規		1					ケヤキ	105	20	
	111		新規		1					ケヤキ	76	15	
	112		新規		1					ケヤキ	85	20	
	113		新規		1					モミ	79	15	
	114		新規		1					モッコク	137	8	
	115		新規		1					ケヤキ	104	15	
	116		新規		1					ケヤキ	72	12	
	117		新規		1					ケヤキ	69	15	
	118		新規		1					イヌシデ	157	15	
	119		新規		1					ムクノキ	169	12	
	120		新規		1					シラカシ	97	12	
	121		新規		1					イヌシデ	96	12	
	122		新規		1					シラカシ	85	10	
	123		新規		1					ムクノキ	151	15	
	124		新規		1					ケヤキ	76	10	
	125		新規		1					ケヤキ	115	10	
	126		新規		1					シンジュ	157	15	
	127		新規		1					ケヤキ	68	15	

整理 番号	整理 番号2	指定番号	申請区分	所在地(小金井市)	指定本数 (本)	指定樹木番号				樹 種	幹周り (cm)	樹高 (m)	備考
	128		新規		1					ケヤキ	99	20	
	129		新規		1					ケヤキ	138	20	
	130		新規		1					クヌギ	106	20	
	131		新規		1					ケヤキ	127	20	
	132		新規		1					ケヤキ	67	20	
	133		新規		1					ケヤキ	112	20	
	134		新規		1					ケヤキ	128	20	
	135		新規		1					ケヤキ	68	15	
	136		新規		1					モミ	66	10	
	137		新規		1					イヌシデ	125	15	
	138		新規		1					ケヤキ	96	12	
	139		新規		1					ケヤキ	123	15	
	140		新規		1					ケヤキ	121	15	
	141		新規		1					サワラ	92	20	
	142		新規		1					サワラ	107	20	
	143		新規		1					サワラ	94	20	
	144		新規		1					サワラ	125	20	
	145		新規		1					サワラ	162	20	
	146		新規		1					サワラ	119	20	
	147		新規		1					スギ	119	20	
	148		新規		1					サワラ	124	20	
	149		新規		1					サワラ	137	15	
	150		新規		1					エノキ	99	15	
	151		新規		1					サワラ	113	20	
	152		新規		1					イチョウ	146	15	
	153		新規		1					サワラ	103	20	
	154		新規		1					コナラ	210	20	
	155		新規		1					エノキ	157	10	
	156		新規		1					サワラ	97	15	
	157		新規		1					シラカシ	72	10	
	158		新規		1					ミズキ	83	10	
	159		新規		1					サワラ	99	20	
	160		新規		1					サワラ	84	15	
	161		新規		1					サワラ	86	15	
	162		新規		1					サワラ	120	20	
	163		新規		1					ミズキ	79	15	
	164		新規		1					サワラ	108	20	
	165		新規		1					ムクノキ	202	20	
	166		新規		1					サワラ	71	20	
	167		新規		1					ミズキ	97	15	
	168		新規		1					ミズキ	102	15	
	169		新規		1					ムクノキ	221	15	
合計					194								

(3) 保存生け垣

(小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則 第2条第1項の3) 保存生け垣については、次のいずれにも該当すること。

ア 1人の所有者等(条例第6条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)の生け垣又は1メートル未満の間隔で隣接する2人の所有者等の生け垣(以下「2人の所有者等の生け垣」という。)であって、高さが0.8メートル以上の樹木又は外部から見える緑化部分の高さが0.3メートル以上の金網等のフェンスに取り付いた木本性つる植物の葉が相互に触れ合う程度に一系列以上に植栽されているもの又は1メートルにつき3本以上に一系列以上に植栽されているものであること。

イ 所有者等の敷地内に設置するもの。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に該当する道路に接する場合は、同条第1項の道路の境界線の申請者の敷地内に設置するものに限る。

ウ 生け垣の総延長が5メートル以上であること。

エ 生け垣と道路の間にブロック及び縁石等の遮蔽物が設置されていないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、高さが0.4メートル以下であり、かつ、堅固な構造で倒壊のおそれがない遮蔽物を設置できるものとする。

整理 番号	指定 番号	申請区分	所在地(小金井市)	申請延長 (m)	指定延長 (m)	奨励金対象 延長(m)	高さ (m)	樹 種	備 考
1	1	更新	緑町三丁目13番	23.00	23.90	23	2.0	ハマヒサカキ、ベニバナトキワマンサク	
2	2	更新	緑町四丁目2番	21.00	20.10	20	2.1	レイランディ	
3	3	更新	中町四丁目6番	21.00	21.00	21	1.6	ツバキ	
4	4	更新	前原町三丁目30番	25.00	25.00	25	1.6	イヌツゲ、ツツジ	
5	5	更新	前原町三丁目30番	29.10	29.80	29	1.6	ウバメガシ	
6	6	更新	中町四丁目16番	20.30	16.00	16	1.3	ベニカナメモチ	
7	7	更新	本町四丁目9番	18.00	18.10	18	1.7	イヌツゲ	
8	8	更新	貫井南町一丁目26番	88.50	88.50	50	1.6	レッドロビン	
9	9	更新	貫井南町三丁目22番	10.00	10.30	10	1.5	ベニカナメモチ	
10	10	更新	貫井南町三丁目11番	12.00	12.50	12	1.2	ベニカナメモチ	
11	11	更新	貫井南町四丁目8番	22.70	23.40	23	1.7	トキワマンサク	
12	12	更新	貫井南町四丁目18番	14.00	14.30	14	1.4	レッドロビン	
13	13	更新	貫井南町四丁目29番	14.10	14.20	14	1.4	エレガンテシマ、グリーンコーン	
14	14	更新	貫井北町三丁目13番	29.50	31.60	31	1.6	アベリア、ドウダンツツジ	
15	15	新規	東町二丁目23番	12.00	12.50	12	1.8	チャボヒバ	
16	16	新規	貫井南町三丁目17番	46.00	49.00	49	2.0	ネズミモチ、ヒイラギモクセイ	
合計				406.20	410.20	367			

※ 奨励金対象延長は、小数点以下を切り捨てた値(50m以上は50mと表示)

5 令和6年度保全緑地解除届出一覧表

(1) 環境緑地

整理番号	指定年度	指定番号	所在地番(小金井市)	面積(㎡)	地目	届出日	解除内容	備 考
1	R2	3	緑町五丁目2471番2	210.44	宅地	R7.2.28	解除	生産緑地に指定するため
2	R6	1	緑町五丁目2464番8	198.00	雑種地	R7.2.28	解除	生産緑地に指定するため
3	R6	1	緑町五丁目2469番1	488.83	宅地	R7.2.28	解除	生産緑地に指定するため
4	R6	1	緑町五丁目2471番1	314.00	山林	R7.2.28	解除	生産緑地に指定するため
合 計				1,211.27				

(2) 保存樹木

整理番号	指定年度	指定番号	所在地(小金井市)	解除本数 (本)	樹種	届出日	解除内容	備 考
1	R2	8	貫井南町二丁目5番	2	シラカシ、サワラ	R6.4.11	一部解除	倒木の恐れがあるため伐採
2	R2	10	中町三丁目14番	1	イロハモミジ	R6.4.25	一部解除	敷地内整備のため伐採
3	R5	13	中町一丁目13番	1	クスギ	R6.7.17	解除	倒木の恐れがあるため伐採
4	R5	26	桜町二丁目1番	1	イヌシデ	R6.9.18	一部解除	倒木による伐採
5	R5	14	中町四丁目6番	6	ケヤキ、サワラ、アカマツ、イ チョウ	R6.10.7	解除	敷地内整備のため伐採
6	R6	12	中町四丁目7番	1	サワラ	R6.10.8	一部解除	敷地内整備のため伐採
7	R5	28	貫井北町五丁目21番	14	ケヤキ、シラカシ、イヌマキ	R6.11.5	一部解除	敷地内整備のため伐採
8	R2	9	貫井南町三丁目7番	1	イヌシデ	R7.1.7	一部解除	倒木の恐れがあるため伐採
9	R6	4	関野町二丁目4番	1	イチョウ	R7.1.10	一部解除	倒木の恐れがあるため伐採
10	R6	24	緑町三丁目11番	3	ソメイヨシノ、ケヤキ	R7.1.14	一部解除	倒木の恐れがあるため伐採
11	R2	8	貫井南町二丁目5番	5	シラカシ	R7.3.21	一部解除	倒木の恐れがあるため伐採
12	R2	9	貫井南町三丁目7番	1	クスギ	R7.3.27	一部解除	倒木の恐れがあるため伐採
合 計				37				

(3) 保存生け垣

整理番号	指定年度	指定番号	所在地(小金井市)	長さ(m)	樹種	届出日	解除内容	備 考
1	R4	2	東町三丁目6番	15.00	マサキ、サザンカ、サカキ	R6.2.16	解除	敷地内整備のため伐採
2	R4	27	緑町三丁目8番	12.00	ベニカナメモチ	R6.9.4	解除	敷地内整備のため伐採
3	R5	20	中町四丁目6番	33.30	ヒイラギモクセイ	R6.10.7	解除	敷地内整備のため伐採
4	R5	35	本町四丁目4番	22.10	イヌツゲ	R7.1.30	一部解除	敷地内整備のため伐採
合 計				82.40				

※解除届出は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までのものとする。

環境緑地

- 指定基準

概ね300㎡以上の保全されることが確約される樹木の集団

- 奨励金

国分寺崖線に存する環境緑地に限り、毎年度予算の範囲内で
奨励金を交付（1㎡あたり20円として算出）

- 税の減免措置

固定資産税・都市計画税を8割減免

保存樹木

- 指定基準 (次のいずれか)

- (1) 地上1.5m (150cm) 以上の高さにおける幹周り 1.0m (100cm) 以上
- (2) 高さが10m以上

- 奨励金

年間1本あたり2,000円

- 税の減免措置

なし

保存生け垣

- ・ 指定基準（次のいずれにも該当すること）

- ・ 1 人の所有者等の生け垣又は 1 メートル未満の間隔で隣接する 2 人の所有者等の生け垣

- ・ 高さが0.8メートル以上の樹木又は外部から見える緑化部分の高さが0.3メートル以上の金網等のフェンスに取り付いた木本性つる植物の

葉が相互に触れ合う程度に一列以上に植栽されているもの又は1メートルにつき3本以上に一列以上に植栽されているものであること。

- ・ 所有者等の敷地内に設置するもの。

ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に該当する道路に接する場合は、同条第1項の道路の境界線の申請者の敷地内に設置するものに限る。

- ・ 生け垣の総延長が5メートル以上であること。

- ・ 生け垣と道路の間にブロック及び縁石等の遮蔽物が設置されていないこと。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、高さが0.4メートル以下であり、かつ、堅固な構造で倒壊のおそれがない遮蔽物を設置できる。

※ 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたものについては、前項各号に定める指定基準によらず、保全緑地として指定することができる。

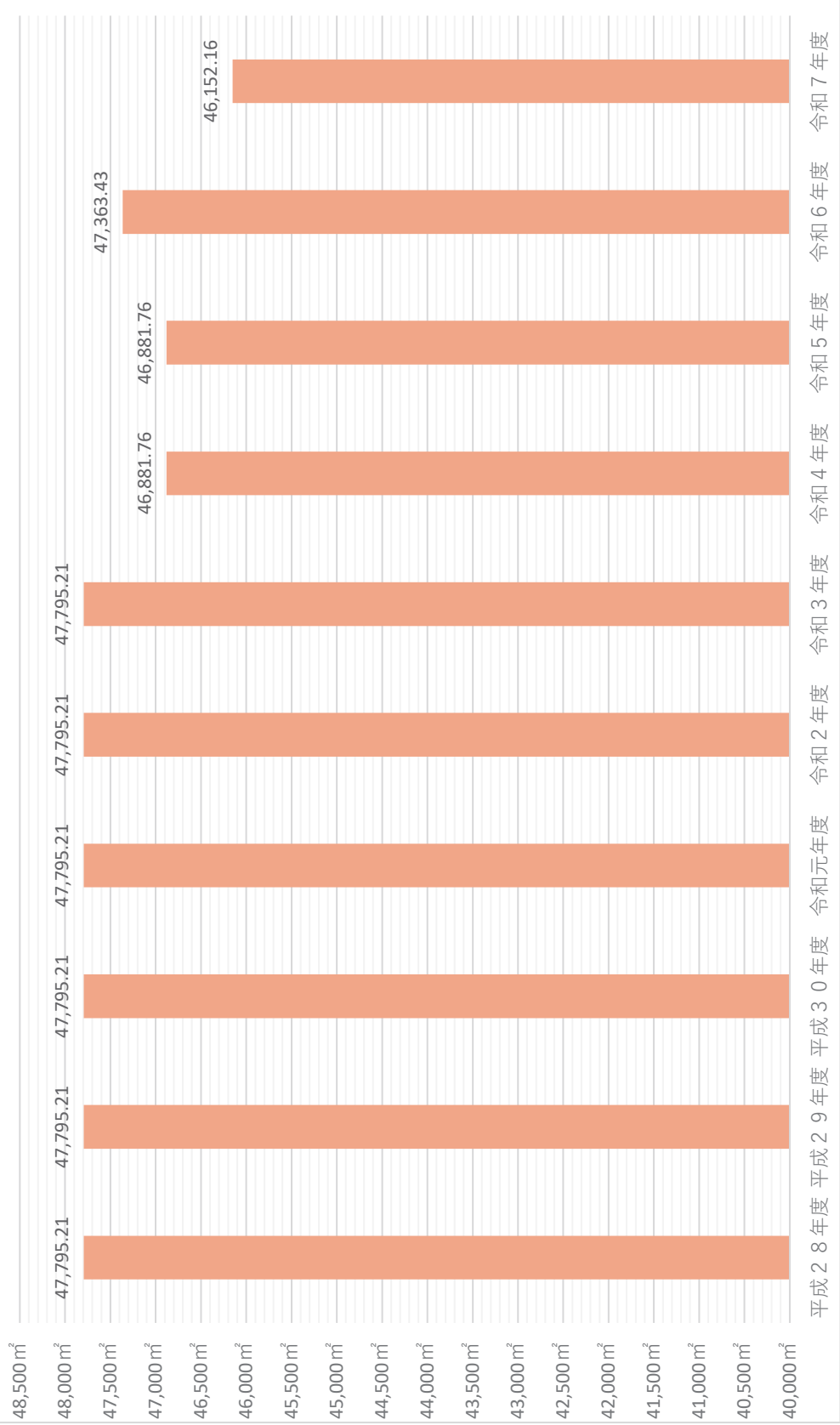
- ・ 奨励金

年間 1 m あたり 300 円、限度額 15,000 円

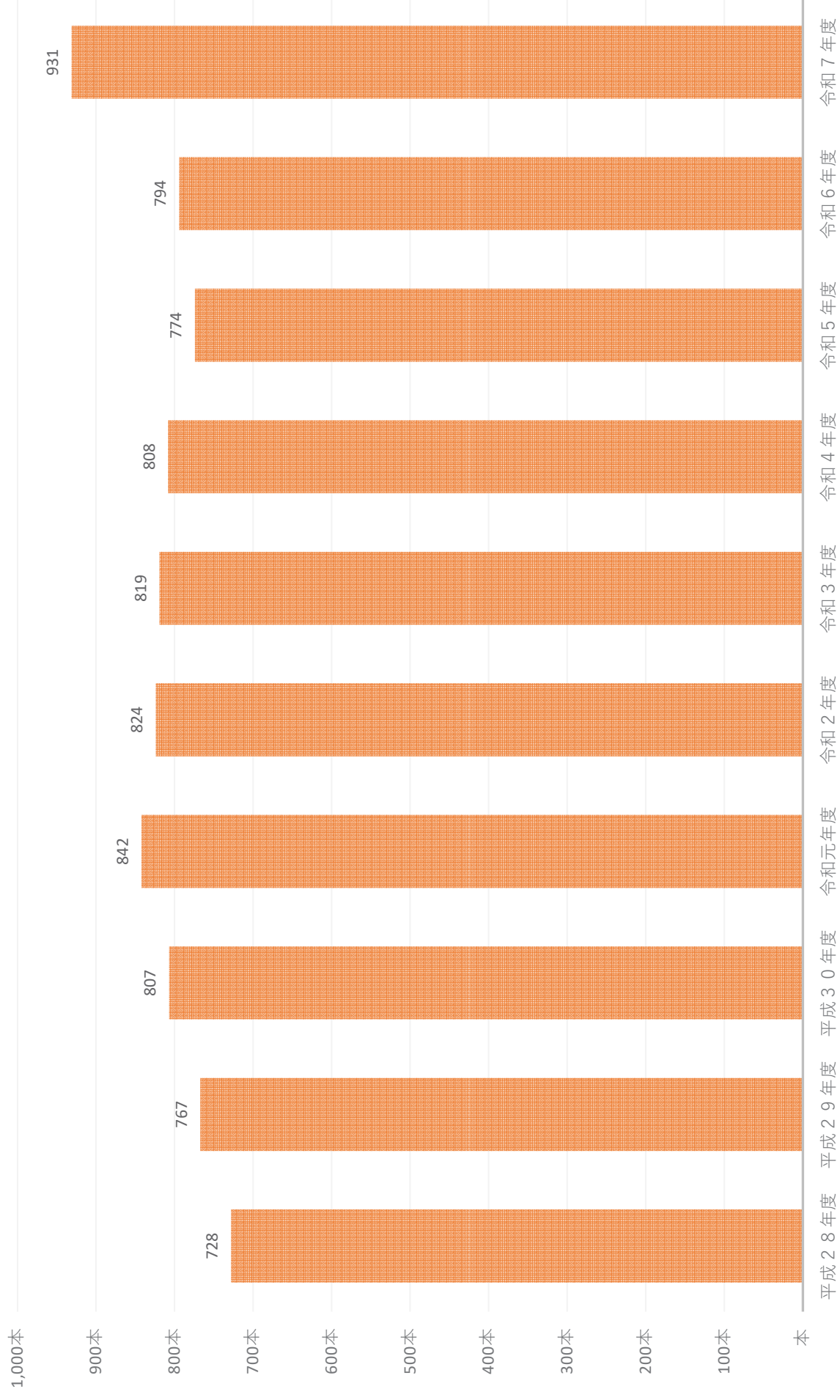
- ・ 減免措置

なし

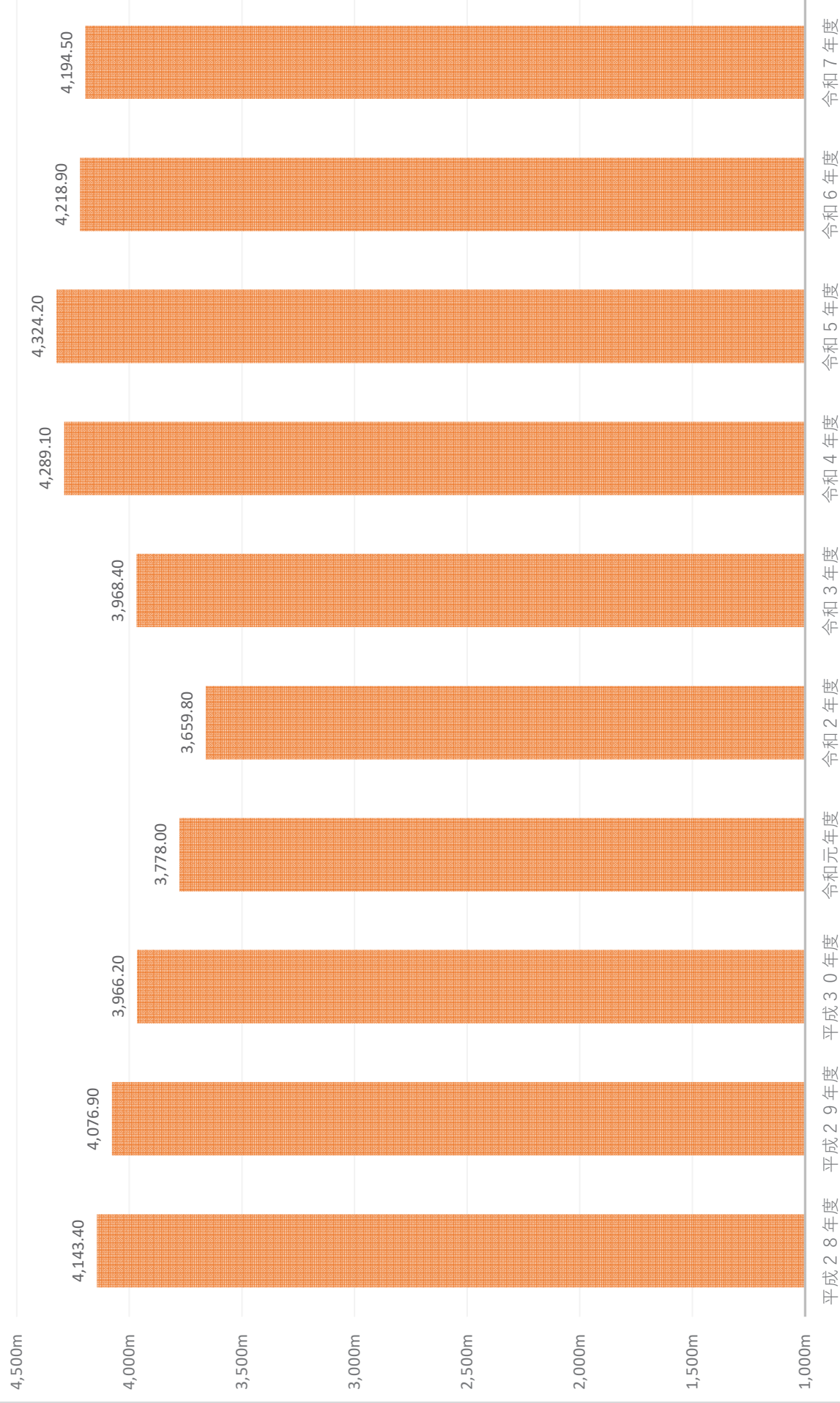
環境緑地 面積推移



保存樹木 本数推移



保存生け垣 指定延長推移



小金井市インクルーシブデザインに 配慮した公園活用ガイドライン (案)

令和 7 年 8 月

小金井市

はじめに

小金井市内には、人と関わるのが苦手だったり、からだが思うように動かなかったり、地域の公園で遊びたいと願っていても、それが叶わない子どもたちが存在しています。この課題を解決していくために、令和5年度からインクルーシブデザインに配慮した遊び場及び菜園等の整備の検討を始め、公園でのワークショップ、WEB アンケート、当事者等のインタビュー、市立小学校での出張授業等を実施し、あらゆる子どもや保護者同士の相互理解の促進を図り、共生社会の実現に寄与することを目的とした「小金井みんなの公園プロジェクト「play here」を進めています。

プロジェクトを進めていく中で、地域の方とお話をする多くの機会をいただき、インクルーシブデザインに配慮した遊具を設置すれば、課題の解決や目的が達成されるわけではなく、地域の方や公園を利用する周りの人たちの心掛けや配慮があれば、様々な子どもが遊ぶことができる公園になる可能性があると考えようになりました。

令和7年度に、梶野公園、栗山公園、三楽公園の3つの公園において、インクルーシブデザインに配慮した遊び場や菜園の整備をしますが、ハード整備にとどまらず、公園の整備を契機に、共生社会の実現につなげるソフト的な取組や地域理解の醸成が不可欠であると考えています。

また、子どもたちは本来、何もないところから遊びを生み出す創造性を発揮する存在であり、公園での遊びを豊かにする取組もこのプロジェクトを通じて豊かにしていきたいと考えています。

このガイドラインは、公園整備を終わりとするのではなく、全ての市立公園の活用について、地域の方の理解や協力を得ながら、小金井市内部でも部署を問わず、分野横断的に連携を図り、進めていくために必要なことをまとめました。

プロジェクトを通じて、何を持って目的を達成したとするのか？何を継続していくべきなのか？という点においては慎重に検討を重ねていく必要がありますので、引き続き、地域の方ともお話する機会を多くいただきたいと思います。

小金井市インクルーシブデザインに配慮した公園活用ガイドライン（案）

目次

1. ガイドラインの目的	1
2. 小金井市におけるインクルーシブな公園とは	2
3. 小金井市が目指す公園の姿	6
3.1 “play here”が目指す、公園が有する4つの場	6
3.2 実現に向けた方向性	7
4. インクルーシブデザイン導入に向けた取組	8
4.1 体系図と構成	8
4.2 “遊びのバリエーション”を豊かにし、公園に行きたい“きっかけ”を作り出す	10
4.2.1 遊具に頼らない遊びも大切にします	10
4.2.2 公園に行く小さなきっかけを必要としている子がいます	13
4.3 3つの困難を解決し、公園に行ける“安心”を生み出す	14
4.3.1 まず知ってもらうことから“心のバリアフリー”がはじまります	14
4.3.2 “ここに居て良い”が心地よい	16
4.3.3 見えない“暗黙のルール”はわかりません	17
4.3.4 色々な特性の子に安全とワクワクを	18
4.3.5 日陰がないと遊べません・見守れません	20
4.3.6 遊具整備よりもまず、トイレの整備を	21
4.3.7 そもそも公園に行くのが一苦勞	24
4.4 公園の特徴や地域資源を活かし、会話を大切に一歩ずつ・より良くする	26
4.4.1 活用すべき地域資源があります	26
4.4.2 公園に必要なのはやっぱり“人”です	28
5. 共生社会の実現に向けた公園の活用	30
5.1 基本的な考え方	30
5.2 庁内連携による共生社会の実現に向けた公園の活用	32
5.2.1 連携方策	32
5.2.2 具体的な連携イメージ	33
5.3 公園を核とした庁内における推進体制の構築	36
6. おわりに	37

1. ガイドラインの目的

- 公園は、身近にあるオープンスペースとして重要な社会基盤であり、有効に活用すべき地域資源である。
- 共生社会の実現に向けて“どのように公園をみんなで育み・活用していくか”を当事者との会話を大切にしながら、考えていくことが重要である。
- 本ガイドラインは、「小金井みんなの公園プロジェクト“play here”」での検証・検討を通じて、小金井市が目指す公園の姿を明らかにし、今後の取組の方向性や考え方を整理したものである。

本ガイドラインは、共生社会の実現を目指す小金井市（以下「本市」という。）における“インクルーシブな公園”の在り方を定義づけるとともに、“公園は重要な社会基盤であり、活用すべき地域資源である”という考え方のもと、“どのように公園をみんなで育み・活用していくか”という視点から、今後の課題や検討すべき論点を、地域や当事者の方と一緒に考えながら整理することで、地域の課題解決に寄与する、本市の公園の整備と活用の方向性を示したものです。

本市が目指すインクルーシブな公園の姿を実現していくため、庁内の部署や職員が横断的に連携しながら進めるべきことを、令和5・6年度実施の「小金井みんなの公園プロジェクト“play here”（以下、「“play here”」という。）」での検討を通じて明らかにしていきます。

◆「小金井みんなの公園プロジェクト“play here”」とは

公園を、障がいのあるなしに関わらず誰もが自由に遊べる場所にもっとしていきたい…

しかし実際には、障がいや見た目・言語の違い、現代社会における人とのつながりの希薄化などにより、様々な理由で“公園に行けない”、“公園に居づらい”という人が一定数います。

本プロジェクトは、そのような人々が感じるハード・ソフト両面のバリアを取り除きながら、公園を、誰もが「ここで遊ぼう！」とわくわくする場所にしていくプロジェクトであり、本来の、誰もが「ここに居て良い場所」に再生していくことで、小金井市における共生社会の実現を目指していくプロジェクトです。

◆“インクルーシブ”と“インクルーシブデザイン”

“インクルーシブ”という言葉はもともと「包括・包含」を意味しており、“インクルーシブデザイン”は、「高齢者、障がい者、外国人など、従来デザインプロセスから除外（Exclude）されてきた多様な人々を、デザインプロセスの上流から巻き込み（Include）、一緒にデザインを行っていくイギリス発祥のデザイン手法」とされています。（出典：一般社団法人日本ノハム協会）

そこで、本ガイドラインにおいては、“インクルーシブデザイン”を「年齢や性別、文化、言語の違いや障がいの有無に関わらず、すべての人が利用できるデザイン」と定義します。

◆参考としたガイドライン等

- みんなが遊べる、みんなで育てる 都市公園の遊び場づくり参考事例集（国土交通省都市局・R6）

2. 小金井市におけるインクルーシブな公園とは

(1) 共生社会と公園 ～共生社会の実現に向けた公園の活用～

「共生社会」とは、老若男女、障がいの有無や国籍の違いなどに関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会を意味します。共生社会の実現は社会的に重要な課題であり、本市においても平成 30 年 10 月 1 日に「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」が制定されたほか、様々な計画等において、共生社会の実現を目指した取り組みが掲げられています。

一方、様々な役割・機能をもち、広く地域に開かれている公共のオープンスペースである「公園」は元来、“インクルーシブな場”であり、“地域課題の解決の場”でもあります。そのため、共生社会の実現を目指す本市においては、その実現に向けて、「公園」を地域社会の基盤として活用していくべきと考えます。

(2) 現状の公園の課題

しかし、実際には障がいや、見た目・言語の違い、現代社会における人とのつながりの希薄化などから、公園を利用しづらい・遊びづらい人が存在しており、“インクルーシブな場”となっていないのが現状です。

“play here”では、これまで見えづかった当事者の方などのニーズや課題を明らかにするため、インタビューや調査を行いながら、本当の意味でのインクルーシブな公園とは何か、そのために必要なもの・すべきことは何か、を考えていきました。

◆遊具を設置すれば良い？

近年、いわゆる“インクルーシブ遊具”と呼ばれる遊具が全国の公園で増えていますが、身体・知的・精神障がい等、様々な方からのニーズを満たすハード整備は難しいため、整備後のソフト面も一緒に考えていく必要があります。

◆みんなのためは誰のため？

公園に行きづらいのは、障がいのある子どもだけではなく、外国にルーツのある子や、不登校の子…公園に行く“小さなきっかけ”を必要としている子どもたちが多くいるということを考えていく必要があります。

◆まずは周辺環境の整備から

公園に行きたくても、移動が困難だから、そもそも公園に行けない、トイレの不安があるから、ゆっくりできない、という方がいることがわかり、まずはそこから解決していくことが重要と考えます。

◆互いを知ることの大切さ

公園で子どもを遊ばせる時、周りの目が怖いと思ってしまう障がいのある子どもがいる保護者の方々が多くいることがわかりました。

一方で、障がいのある方と接したいけれど、どのように接したら良いかわからない、という声も聞こえ、まずは“お互いの想いを知る”ということが重要と考えます。

そして、公園を“インクルーシブな場”としていくためには「3つの困難」の解決が必要であるという考えに至りました。

①困難な眼差し（心のバリアフリー）

多数派側からみると少数派が奇異な存在に映ることがあります。そして、少数派に置かれた方々は、多数派からの奇異な眼差しにさらされることになります。同じ人権を持ち、同じ人間であるにも関わらず、その眼差しは、少数派の安心感を奪うことになります。

②困難な約束事（見えない暗黙のルール）

約束をしたつもりがあるかどうかは置いておいて、守らなければいけない約束事のようなものが多くあります。それは暗黙のルールと呼べるものですが、それは集団生活を潤滑にする働きがある一方で、暗黙が故に、分かりづらかったり、その約束事の妥当性が吟味されることなく一方的に振りかざされるものになってしまったりすることがあります。

③移動の困難（物理的なアクセスバリエーション）

あたりまえにある移動の自由というものが、そうではない状況に置かれた方々が存在します。子どもの安全安心に気を張り続けなければ、目的地に到着することもままならない。兄弟姉妹を連れて、みんなで公園に行くということがままならない。仮に公園が誰もが遊びやすい状況になったとしても、それは十全ではありません。

(3) “インクルーシブな公園”のあり方

“play here”における、小金井市におけるインクルーシブな公園とは、いわゆる“インクルーシブ遊具のある遊び場”ではありません。インタビューや調査を重ねて明らかになった、「3つの困難」を解決しながら、子ども、保護者、地域住民など、全ての利用者・関係者のつながりが生まれ、互いの違いを理解し支えあう「共生社会の実現」を体現し、発信していく場です。

一方で、ニーズや課題は可変的であると考えます。そのため、会話を重ねながら、時代とともに変わっていくニーズや課題の根底にある、本質的な原因・解決すべき問題点を見出すことが重要と考えます。

また、課題解決を行政や一部の市民や事業者、特定の機関等に任せるのではなく、みんなで課題解決を図っていくことも重要です。行政においては、所管部署だけでなく、庁内での横断的な連携による根本的な課題解決を図っていくことが必要であると考えます。

(4) “play here”コンセプトステートメント

“play here”

ここで遊ぼう。

なにげないけど大切な体験を重ねる。

ちょっとした気晴らしや息抜きをする。

約束なしに集うことができる。

思いも寄らない出会いがある。

身近な公園は、本来その舞台です。

ここで遊ぼう。

それを願えど叶わない子どもたちがいます。

人と関わるのが苦手。からだが思うように動かない。

だから、公園に行けない。行かない。

遊びたい気持ちをくじかれている子どもたちがいます。

でも、身近な公園は本来、誰にでもひらかれている場所です。

ここで遊ぼう。

人と関わるのが苦手。

でも、動物や昆虫や植物と関わるのが好き。

からだが思うように動かない。

でも、ここは躍動している。

遊びは、ものごとの多面的な捉え方をもたらしてくれます。

ここで遊ぼう。

これは、小金井を、誰もがその想いを実現できる街に

していくためのプロジェクトです。

“play here”

未来というもののなかには、贈りもののようにして
生まれていくものがあるように思います。
だから、より良い未来というものは、
新しくて、どこかなんだか懐かしい。

ああ、あれはよかったな。
ふりかえってみて腑に落ちる、大切にすべき体験。
形は変われど、想いは変わらず、引き継がれていくような経験。

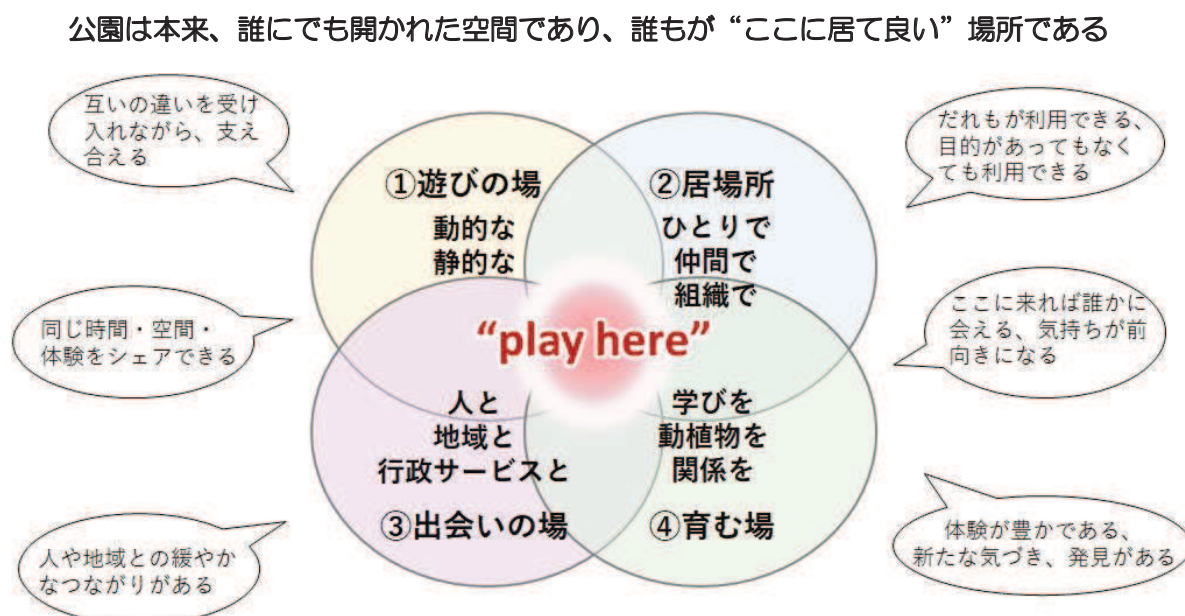
play には、「遊び」以外にも「再生」という意味があります。
子どもたちのしあわせを想いながら、遊び場を整えていくことで、
この地域に根ざすおとなたちが、大切にしたいことを思い起こしていく。
play here という言葉には、そのような願いも込められています。

わたしたちが再生すべきこと。それはきっとたくさんあるはずです。

3. 小金井市が目指す公園の姿

3.1 “play here”が目指す、公園が有する4つの場

“play here”の取組を通じて、小金井市が目指すべき公園の姿を、以下の「4つの場」を有する公園として定義づけます。



<遊びの場>

- ✓ 誰もが利用できること
- ✓ 遊びが豊かであること

<居場所>

- ✓ 目的があってもなくても利用できること
- ✓ 同じ時間・空間・体験をシェアできること
- ✓ 互いの違いを受け入れながら、必要に応じて支え合えること

<出会いの場>

- ✓ 人や地域との緩やかなつながりがあること
- ✓ 行政サービスとつながるきっかけとなること

<育む場>

- ✓ 体験が豊かであること
- ✓ 自然とふれあえること
- ✓ 人と人、地域との絆が生まれること

3.2 実現に向けた方向性

前項で整理した、「4つの場」の実現に向けた方向性を以下に示します。

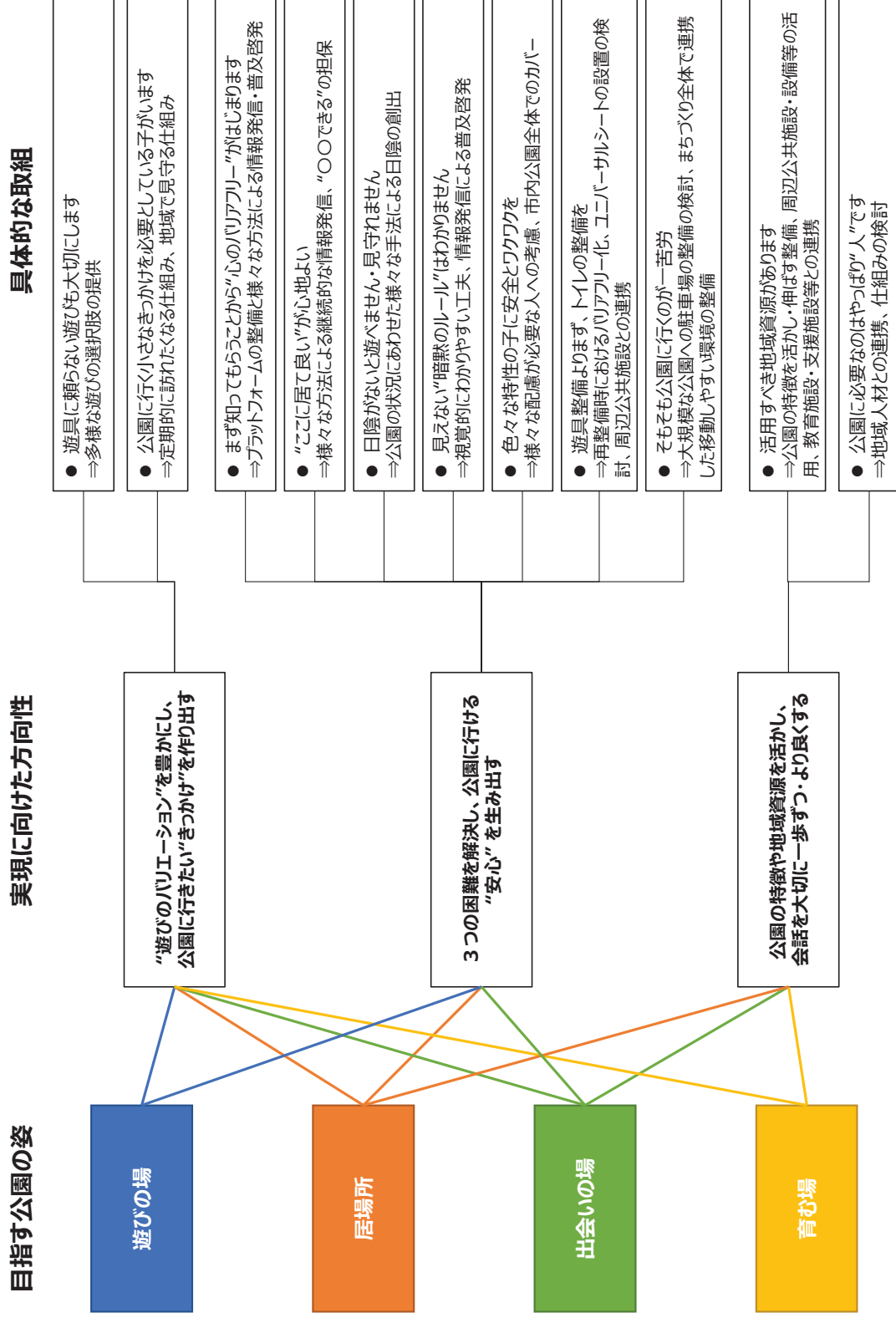
- ① “遊びのバリエーション”を豊かにし、公園に行きたい“きっかけ”を作り出す
- ② 3つの困難を解決し、公園に行ける“安心”を生み出す
- ③ 公園の特徴や地域資源を活かし、会話を大切に一步步・より良くする

インクルーシブデザインに配慮した公園の活用にあたっては、これらの方向性を踏まえながら、ハード・ソフト両面での取り組みを行うこととし、具体的な取組を次章以降にて示します。

4. インクルーシブデザイン導入に向けた取組

4.1 体系図と構成

(1) 体系図



(2)「具体の取組」の構成 ～本ガイドラインの読み方～

現 状

令和5・6年度に実施した、アンケート、ワークショップ、インタビューなどを通じて、子どもを含めた市民や当事者の方などの生の声を、“地域の声”としてまとめました。なお、障がい等により意見を言うことが難しい子どもについては、保護者や支援者の方の代弁の声としています。

また、“地域の声”を補完するものとして、公園の現況や社会動向、東京都のガイドライン等をはじめとする文献、アンケート結果などの情報・統計データ等を“解説”として整理しています。

4.3.3 見えない“暗黙のルール”はわかりません

(1) 現状

● <地域の声>

障害のある子にとっては、みんながどう並んでいるのかわかりにくい場合がある / 何回も来ないと分からない、その公園ごとのルールみだいなものがある / 遊具の整備だけでは不十分であり、サインが必要であると考える / 看板などで障がいの特性（大声が出ちゃうのは楽しいだけだよ、など）がお知らせしてあると伝わりやすい など

<解説>

列に並ぶ、独り占めせずに譲り合って遊ぶ…これらのルールは、みんなが楽しく遊ぶために必要である一方、どこにも明記されていない暗黙のルールであり、わからない子もいます。

発達障がいのある子どもは、順番を待ったり並ぶことが苦手な場合も多く、並ぶことの意味は理解していても、どのくらい待つのか、並ぶとどうなるのかなど先の見通しが持てないと不安になって待てなくなることもあります。

(2) 今後の方向性と実現に向けた考え方

- みんなが楽しく公園で遊ぶためのルールを、文字だけでなく、視覚的にわかりやすい工夫を取り入れながら明示することを検討する。
- あわせて工夫の必要性について情報発信を行い、普及啓発につなげる。

順番に並ぶ、並んでいる人がいたら交代する、など、みんなが楽しく公園で遊ぶためのルールについては、サイン等による文章での説明だけでなく、視覚的にわかりやすい工夫を取り入れながら、明示していくことを検討します。

なお検討の際には、順番に並ぶこと、交代することが難しい人があることをあわせて情報発信し、障がいのある方への理解促進を行っていくことが重要であると考えます。

【参考】“play here”での取組み

● 順番に並んで遊びやすくする工夫（栗山公園）

令和6年度に栗山公園で実施したインクルーシブ遊具の試験設置では、他事例なども参考に、試験設置した遊具の入口と出口を矢印で表すとともに、並び順がわかるように、地面に足跡のマークを表示しました。

この足跡のマークがあることで、障がいのある子どもが並んだり、留まったりすることができるだけでなく、小さな子どもたちにとってもわかりやすく示すことができます。



【順番に並ぶための足跡マーク】

栗山公園遊具試験設置の際にあわせて取り入れ、検証を行った↑

今後の方向性と実現に向けた考え方

現状の課題を解決し、本市が目指す公園の姿を実現させるため、“play here”を通じて検討した、今後取り組むべき公園の整備や活用の方向性・考え方を示しています。

さらに、実際に取組を行う際の参考となるよう、令和5・6年度の“play here”での取組や、他自治体の事例、取組の推進のための将来的な展望などをコラムとして整理しています。

4.2 “遊びのバリエーション”を豊かにし、公園に行きたい“きっかけ”を作り出す

4.2.1 遊具に頼らない遊びも大切にします

(1) 現状

<地域の声>

運動会ができるような広場がほしい / ボール遊びができるところが少ない / 生き物を観察するのが楽しい / 車椅子だと遊べない / 遊具がなくても自由な広場があれば工夫して遊べる / 年齢や国籍に関係なく一緒に遊ぶ遊具があると良い / 遊具の充実した公園を整備して欲しい / どんな子どもでも遊びを自分でクリエイティブしていく能力を持っている など

<解説>

東京都のガイドラインでは、ユニバーサルデザインに配慮した遊具は、遊ぶ子どもたちの体の動きに着目して選択する場合が多く、遊具を選択する際には遊具と利用者の身体の動き等も参考にし、検討することとしています。

遊びによる身体の動きの要素

すべる / ゆれる / まわる / のぼる / はねる・とぶ / ぶらさがる / 社会的遊び /
ねそべる・はう / ふれる・観察する / 音を楽しむ / クールダウン / かぐ / など

障がいのある子どもの動きは、障害のない子どもの動きとは異なる場合がありますが、同じ遊具を利用できることが重要であり、体の動きや、楽しみ方にどのような遊具が対応するかについて、配慮が必要であるとしています。また、ヒアリングなどを通じて、障がいのある子どもが好きな遊びとして、トランポリン・ブランコ・水遊びの3つは特に人気があることがわかりました。

(2) 今後の方向性と実現に向けた考え方

- 子どもたちの想像力や工夫によって生まれる遊びを大切に、“遊具”と“遊具に頼らない遊び”の両方で、幅広い遊びによる身体の動きの要素をカバーし、多様な遊びの選択肢を提供する。

本市の公園においては、子どもたちの多様な遊びのニーズに応えるため、“遊びによる身体の動きの要素”をなるべく多く取り入れ、遊びの選択肢を増やしていくことを目指します。

遊具を使った遊びは、様々な運動要素を含んでおり、子どもたちの身体能力の発達に大きな効果をもたらすとされていますが、一方で、公園の敷地条件や維持管理の点から、遊具のみで遊びの要素を網羅することは困難です。また、既製遊具は遊び方がある程度決まっていることが多く、遊びの要素が限定的になりがちです。そのため、遊具に頼らない遊びを取り入れていくことで、子どもたちの想像力や、ちょっとした工夫によって生まれる、新たな遊びも大切にしていくこととします。

なお、遊びの要素ごとに、“遊具”と“遊具に頼らない遊び・自然遊び”を整理すると、遊具が得意とする遊びの要素と、遊具に頼らない遊び・自然遊びが得意とする遊びの要素の傾向が明らかとなりました。遊具選定の際には、これらの傾向も考慮しながら検討していくことが望ましいと考えられます。

	遊びの要素	遊具の例	遊具に頼らない遊び・自然遊びの例
遊具が得意とする 遊びの要素	すべる	すべり台	芝そり
	ゆれる	ブランコ / シーソー / スプリング遊具	
	まわる	回転遊具 / 鉄棒	
	のぼる	鉄棒 / 築山 / ネット遊具 / ロープ 遊具 / ステップ遊具・平均台	木登り / 岩登り
	はねる・とぶ	クッション系遊具 / スプリング遊具 / ステップ遊具・平均台	けんけんぱ
	ぶらさがる	雲梯 / 鉄棒	木登り
	社会的遊び	砂場 / パネル遊具	花壇・菜園 / お絵描き（黒板・壁・地 面） / ボール遊び
	ねそべる・はう	クッション系遊具	落ち葉プール / 芝生広場 / 土管 / デッキ
遊具に頼らない 遊び・自然遊びが 得意とする 遊びの要素	ふれる・観察する	砂場	菜園・花壇 / 鳥の巣箱 / 水遊び
	音を楽しむ	音の出る遊具	落ち葉プール / 木の実の滑り台 / 土管 / 水遊び / 焚火
	クールダウン	コージードーム	グリーントンネル / 森の迷路 / 土管
	かぐ		菜園・花壇

【遊びの要素と遊具、遊具に頼らない遊び・自然遊びの整理】

【参考】“play here”での取組

● 土管・築山の整備（栗山公園・三楽公園）

栗山公園、三楽公園では、静かに過ごしたい、クールダウンしたい子どものスペースとして、既製遊具ではなく、“土管”を設置することとしました。土管ではクールダウンのほか、のぼったり、寝そべったり、こもった空間で音を楽しむこともできます。

また、栗山公園では、チョークで落書きなどもできる仕様とし、三楽公園では、ゴムチップ舗装の築山と合わせた設計とすることで、



【栗山公園の整備イメージ】



【三楽公園の整備イメージ】

● 水辺（ビオトープ）の環境整備（栗山公園）

水遊びや動植物とのふれあいなど、自然を活かした遊びも重要な要素の一つです。特に水遊びは、障がいのある子どもからも人気が高く、要望の多い遊びでもあります。一方、噴水などの設置は工事費・維持管理費ともにかかるため、検討にあたってはこれらを考慮する必要もあります。

令和7年度整備においては、他の整備についても考慮し、噴水の設置ではなく、これまであまり利活用されていなかった、栗山公園の既存の池の活用を行う方向としました。具体的には、池を上から眺めるだけでなく、だれもが水面に近い位置で眺めることができるよう、池底までスロープと壁を設けるとともに、花などの植物で季節の変化を感じられるよう、池へのアプローチ付近に水生植物のプランターを設置することとしました。

将来的には、公園や施設の管理者、地域住民などとの連携による、ビオトープとしての活用なども検討していきたいと考えています。

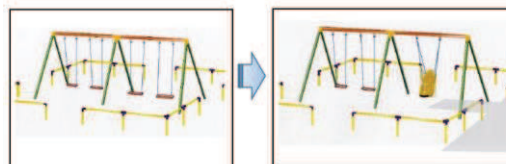
【今後の展望】

● 老朽化等による遊具の入れ替え時におけるインクルーシブ化

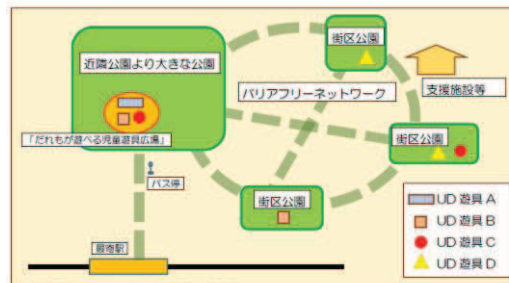
本市では、市立公園の遊具点検を定期的を実施しており、劣化状況や基準項目の確認を行っています。修繕や撤去が必要となった遊具については、入れ替えを行う際に、インクルーシブ化の視点を踏まえて、遊具の検討を行っていくことが望ましいと考えます。

なお、東京都のガイドラインでは、現状の施設状況、利用状況、課題を把握したうえで、新規に入れる遊具・施設、利用する周辺施設はユニバーサルデザインに配慮すること、複数の公園で改修を行う場合は、それぞれの公園の広場に特色を持たせ、機能補完とバリアフリーネットワークの強化を目指した整備を行うこと、などが示されています。

ケース3	既設公園の児童遊具広場を改修する場合は、現状の施設状況、利用状況、課題を把握する。継続利用する遊具と撤去遊具を選定し、新規に入れる遊具・施設、利用する周辺施設はユニバーサルデザインに配慮する。
既設公園・改修整備	なお、複数の公園で改修を行う場合は、それぞれの公園の広場に特色を持たせ、機能補完とバリアフリーネットワークの強化を目指した整備を行う。 （図Ⅱ-2-1及び図Ⅱ-2-2）



図Ⅱ-2-1 プランコのシートを改修する事例（ケース3の改修例）



注：「UD」はユニバーサルデザインの略

図Ⅱ-2-2 既設複数公園での整備における各公園での機能補完の考え方の例

出典：「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン（東京都建設局・R3）

【既設公園・改修整備の際の考え方の例】

4.2.2 公園に行く小さなきっかけを必要としている子がいます

(1) 現状

<地域の声>

公園のおかげで色々な人と仲良くなれた / いろんな過ごし方もあるんだなという空気が広がっていいと思うっており、公園がそういう場所になって欲しい / 公園を遊ぶこと以外の目的で利用していることも考慮すべき / 遊具だと親が補助しながら一人遊びをして帰ることが多いため、みんなでコミュニケーションがとれる遊びや活動があると良いと思う など

<解説>

放課後はクラスメートに会う可能性があったり、日中はなぜ公園にいるのか他の公園利用者に声をかけられる可能性があることなどから、不登校の子どもたちにとっても、公園は行きづらい場所となってしまう場合があることがわかりました。また、障がいのある子どもがいる保護者の方からも、親子で遊んで帰るだけのことが多く、公園で他の人と交流する機会が少ないとの意見もありました。

何か一つの共通の目的を通じて、公園に行くためのきっかけや、交流のきっかけを必要としている人がいます。また、そのきっかけは、特別である必要はなく、日常の小さなもので良いことがわかりました。

(2) 今後の方向性と実現に向けた考え方

- 定期的に訪れたいくなる仕組みやきっかけを公園に整備する。
- 併せて、地域で見守る体制・仕組みづくりについても検討を行っていく。

これまで公園に行くことに躊躇していた人が、気軽に公園に行きたいと思えるきっかけづくりを行っていくこととします。なお、自分事として捉えられ、定期的に行きたいと思える仕組みやきっかけが望ましいと考え、その一例を以下に示します。

- ・花壇や菜園で植物を育てる
- ・巣箱を設置して野鳥観察をする
- ・地域でピオトープをつくり、生き物観察をする

また、地域で見守る体制・仕組みづくりについても検討し、そのきっかけを通じて、これまで公園に行きづらかった人が、地域とゆるやかなつながりが生まれる場として行くことを目指します。

【参考】“play here”での取組

- 菜園の整備（梶野公園・三楽公園）

梶野公園、三楽公園では、本市の特徴でもある“農”を活かした菜園を整備することとしました。障がいのある方にも土や植物と触れ合う機会をもってもらいたいという思いから、一部を車いすでも利用できる高さの木製プランターとなっています。普段公園に行きづらい子どもにとって、植物を育てる、成長を見守るという目的を通して、公園に行くためのきっかけにつながることを期待しています。

4.3 3つの困難を解決し、公園に行ける“安心”を生み出す

4.3.1 まず知ってもらうことから“心のバリアフリー”がはじまります

(1) 現状

<地域の声>

とにかく心のバリアフリーが必要 / 大声を出す等、目に見えない障がいを持つ子どもに対しての理解が難しく、特性の正しい認識の共有が必要 / 公園自体が整っていても、保護者同士、子ども同士の気持ちさがそこに追いついていないため、障がい児の親が心身疲弊してそこに気持ちが向かなかったり、差別が生まれてしまう / 一緒に遊ぶにはどうしたらいいかを学ぶ日を設けるなど、利用者への働きかけが必要不可欠と考える など

<解説>

これまでのアンケートやインタビュー等を通じて、公園で子どもを遊ばせる時、周りの目が怖いと思ってしまう障がいがある子どもの保護者の方々が多くいることがわかりました。

一方で、障がいのある方と接したいけれど、どのように接したら良いかわからない、という声も聞こえており、まずは“お互いの想いを知る”ということが重要と考えます。

(2) 今後の方向性と実現に向けた考え方

- 小さな声を聞き、発信するプラットフォームを整備する。
- 様々な立場の方が意見を交換し、相互理解につながる場を創出する。

障がいがある、外国にルーツがある…これらは社会において数的に少数派であり、これらの方の声は、大多数の声に埋もれてしまうことが多々あります。インクルーシブな公園、そして共生社会の実現に向けては、これらの小さな声を社会に発信し、“知ってもらう”必要があります。近年は発信方法も多岐に渡っており、一個人でも発信していくことは可能ですが、これらの声を公正公平に発信していくプラットフォームを、行政機関として担保していく必要があると考え、そのような機能の整備を進めていくこととします。

一方で、偏った対象や考え方とならないよう、様々な立場の方が意見を交換し、相互理解につながる場となるよう留意していくこととします。

【参考】“play here”での取組

● 情報発信と普及啓発

“play here”では、これまで聞こえづらかった小さな声を聞き、様々な方法で発信していく取組を進めてきました。

- WEB等による当事者・地域の方へのインタビュー記事の発信
- 小学校での出張授業
- 整備計画に関する当事者の方との意見交換会の実施
- イベント（栗山公園のんびりデー）の開催
- インタビュー協力者との振り返りの会の開催

など



＜出張授業での子どもたちの声＊＞

- ・ 障がいがある人がいたら、助けてなるべく役に立ちたい
- ・ 公園で遊べるのが当然じゃない人があることを初めて知った
- ・ 障がいがあって生きづらい人がたくさんいるから、僕たちの力が必要だから助け合って生きていきたい
- ・ 障がい者もみんな仲良くするためには、無視したり、じーと見たりしないで、助け合ったり、分かり合う方がいいと思う。それは自分たちにもできると思う

※「出張授業の感想」より抜粋

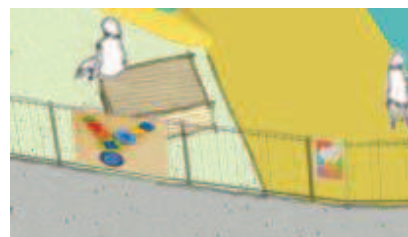


【小学校での出張授業の様子】

● 分断ではなく交流の柵に（栗山公園）

令和7年度にインクルーシブな遊び場の整備が予定されている栗山公園において、外周柵の設置については、様々なご意見がありました。未就学児や知的・発達障がいなどの子どもたちの園路への飛び出し防止のために必要だというご意見がある一方、柵によって物理的に分断されてしまっている印象を受ける、というご意見もありました。

今回の整備では、安全面での観点から、整備する遊び場の周囲に外周柵を設置することとしましたが、柵が障がいのある子・ない子を分ける分断の壁となってしまうまいよう、障がいのある子の特徴・配慮してほしいことや、当事者の想いなど、インクルーシブな場づくりに向けた様々な情報を発信できるよう、掲示板を併せて設置することとしました。外周柵が共生社会の実現に向けた、心の交流の場、メディアのような場としての公園となることを願っています。



● 共生社会を願う「おみこしかるいな」（小金井特別支援学校）

小金井特別支援学校の廊下には、「おみこしかるいな」のポスターが掲示されています。「おみこしかるいな」とは、「おどろかないでね」「みんなそれぞれ違うんだ」「こだわりが強いんだ」「しらんぷりしないでね」「かんたんなことばで話してね」「るーるを教えてね」「いやなことばもわかるんだ」「なかよくしてくれるとうれしいな」のそれぞれ頭文字がとられた標語です。

このポスターには、「障害を持っている方々が楽しく地域で暮らしていけるよう、障害の理解を深めるために作成しました。」と記載されているとともに、「これからも一緒に担いでいけたら」という想いが添えられていました。

小金井特別支援学校だけでなく多くの方に使っていただき、障がい者の理解を深めていただきたいと願いが込められています。



4.3.2 “ここに居て良い”が心地よい

(1) 現状

<地域の声>

公園が誰にとっても居場所となると良い / 公園をただぐるっと回るだけでも楽しい / 普段の生活のなかで、障がい者との関わりがあり、いろんな人がいて当たり前という感覚を大人も子どもも持つことが大切だと思う / 公園は安心して遊べる場所であって欲しい / 公園に行くことが怖いと思っている人たちがたくさんいる など

<解説>

様々な役割・機能をもち、広く地域に開かれている公共のオープンスペースである「公園」は本来、誰もが“ここに居て良い”場所です。しかし、周囲の言動や、周囲に迷惑をかけてしまうのではないかという心配から、居づらい環境になってしまっている人がいるのが現実です。

(2) 今後の方向性と実現に向けた考え方

- 公園が、誰もが“ここに居て良い”場所であることを体感できるイベントや情報発信を行うことで、インクルーシブについてみんなで考え、広めていく。

誰もが“ここに居て良い”場所であることを体感できるイベントや情報発信を定期的に行っていくことで、インクルーシブについてみんなで考え、広めていくこととします。

“〇〇できる”、“〇〇しても良い場所”という情報が、当事者の方の心の安心を生むため、情報の発信についても併せて行っていくことが望ましいと考えます。

【参考】“play here”での取組

● のんびりデーの開催（栗山公園）

令和6年度には栗山公園で「栗山公園 のんびりデー」と題して、障がいのあるなしに関わらず、だれもが公園でのんびりしたり遊んだりすることができることの大切さを感じたり、考えあうためのイベントを開催しました。当日は、焚火を囲んでのんびり過ごししながら、インクルーシブ遊具の体験や、遊び道具の貸出しのほか、コーヒーやフードなどキッチンカーの出店等、大人も子どもも楽しめるコンテンツを用意し、多くの方にご参加いただきました。また、これまでの取組の中間報告なども行うことで、“play here”の取組を広く発信していく場としました。

<参加者の方の声*>

- ・ 大変なことよりワクワクが上回った
- ・ 久しぶりに公園に行きたくなった
- ・ なかなか帰りたくなかった
- ・ 社会の一員として受け入れてもらえている気がして居心地がよかった

※「栗山公園のんびりデー アンケート」より抜粋



【栗山公園 のんびりデーの様子】

4.3.3 見えない“暗黙のルール”はわかりません

(1) 現状

<地域の声>

障害のある子にとっては、みんながどう並んでいるのかがわかりにくい場合がある / 何回も来ないと分からない、その公園ごとのルールみたいなものがある / 遊具の整備だけでは不十分であり、サインが必要であると考える / 看板などで障がいの特性（大声が出ちゃうのは楽しいだけだよ、など）がお知らせしてあると伝わりやすい など

<解説>

列に並び、独り占めせずに譲り合って遊ぶ…これらのルールは、みんなが楽しく遊ぶために必要である一方、どこにも明記されていない暗黙のルールであり、わからない子もいます。

発達障がいのある子どもは、順番を待ったり並ぶことが苦手な場合も多く、並ぶことの意味は理解していても、どのくらい待つのか、並ぶとどうなるのかなど先の見通しが持てないと不安になって待てなくなることもあります。

(2) 今後の方向性と実現に向けた考え方

- みんなが楽しく公園で遊ぶためのルールを、文字だけでなく、視覚的にわかりやすい工夫を取り入れながら明示することを検討する。
- 併せて工夫の必要性について情報発信を行い、普及啓発につなげる。

順番に並び、並んでいる人がいたら交代する、など、みんなが楽しく公園で遊ぶためのルールについては、サイン等による文章での説明だけでなく、視覚的にわかりやすい工夫を取り入れながら、明示していくことを検討します。

なお検討の際には、順番に並ぶこと、交代することが難しい人がいることを併せて情報発信し、障がいのある方への理解促進を行っていくことが重要であると考えます。

【参考】“play here”での取組

● 順番に並んで遊びやすくする工夫（栗山公園）

令和6年度に栗山公園で実施したインクルーシブ遊具の試験設置では、他事例なども参考に、試験設置した遊具の入口と出口を矢印で表すとともに、並び順がわかるように、地面に足跡のマークを表示しました。

この足跡のマークがあることで、障がいのある子どもだけでなく、小さな子どもたちにとっても、並んだり、待つことをわかりやすく示すことができます。



【順番に並ぶための足跡マーク】

4.3.4 色々な特性の子に安全とワクワクを

(1) 現状

<地域の声>

年齢別に遊べる場所があると良い / 障がいのある子、ない子が時間などで分けて遊べると助かる、差別ではなく区別は大事だと思う / 障がいのある子は狭い場所や端のスペースなどが好きなことが多い / 柵で囲うと少し入りづらい雰囲気があるかもしれないが、多動症の子を自由に遊ばせることができる / 身体障がいは物理的支援で足りることが多いが、精神障がいは伝えることが大切 / 一つの公園に役目を集約するのではなく各公園に役割を分散して欲しい など

<解説>

これまで国や都、他自治体において、インクルーシブな公園整備に向けての様々な知見が整理されつつありますが、その多くは肢体不自由者への配慮事項が多い傾向にあり、知的障がいなどへの配慮事項については、まだ情報が少ない状況です。

東京都のガイドラインでは、想定される様々な利用者を以下のように整理しており、様々な配慮が必要な対象者の方への配慮事項の検討が必要と考えられます。

また、様々な障がいのある方がいることも考慮していく必要があります。

対象者	想定されるケースと特性の例
肢体不自由者 (手動・電動車いす 使用者)	・階段や大きな段差の昇降、砂の地面の走行が不可能である。 ・移動や遊具・設備の利用に一定以上のスペースを必要とする。 ・車いすからの移乗が困難な場合がある。
肢体不自由者 (車いす以外)	・杖・歩行器・義足・義手・補装具などを使用している場合がある。 ・階段・段差・坂道・長距離の移動が困難な場合がある。 ・上肢障害がある場合、手錠を使った動作や巧緻な作業が困難な場合がある。
内部障害者	・長時間の歩行や立位が困難な場合がある。 ・オストメイト（人工肛門等造設者）など、外見からは気づきにくい場合がある。
視覚障害者 (全盲・弱視、 色覚障害)	・視覚による情報認知が不可能または困難である。 ・空間把握、目的地までの経路確認が困難な場合がある。 ・音声を中心に情報を得ている場合がある。 ・識別が困難な色の組み合わせがある。
聴覚・言語障害者 (ろう・難聴、 言語障害)	・音声による情報認知やコミュニケーションが不可能または困難である。 ・補聴器・人工内耳を装着している場合がある。 ・視覚を中心に情報を得ている場合がある。 ・外見からは気づきにくい場合がある。
知的障害者	・判断や理解、コミュニケーションなどが困難な場合がある。 ・情報量が多いと混乱する場合がある。 ・危険箇所気づけなかったり、動き回り急に飛び出してしまうことがある。 ・困ったことが起きて自分から助けを求めることができない人もいる。
発達障害者	・人との関わりやコミュニケーション、感情や行動のコントロールが困難な場合がある。 ・危険箇所気づけなかったり、動き回り急に飛び出してしまうことがある。 ・音・光・匂いなどに対して感覚過敏な人もいる。
精神障害者	・ストレスに弱く、疲れやすく、頭痛、幻聴、幻視が現れることがある。 ・新しいことや人との関わりに対して緊張や不安を感じることもある。 ・危険箇所気づけなかったり、動き回り急に飛び出してしまうことがある。
妊産婦	・歩行が不安定な場合がある。（特に下り階段で足下が見えず不安） ・長時間の立位が困難な場合がある。 ・不意に気分が悪くなる場合がある。
乳幼児連れ	・ベビーカーを使用している場合、階段・段差の昇降が困難である。 ・多胎児を含め複数の子どもに付き添っている場合がある。 ・子どもが不意な行動をとる場合がある。
高齢者	・歩行が不安定で、階段・段差の移動や長時間の立位が困難な場合がある。 ・視力・聴力が低下している場合がある。
外国人	・日本語によるコミュニケーションや情報理解が困難な場合がある。

出典：「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン（東京都建設局・R3）

【配慮が必要な利用者とその特性】

(2) 今後の方向性と実現に向けた考え方

- 様々な配慮が必要な人・その関係者などの声を聞きながら、整備内容や安全対策等について検討する。
- なお、場合によっては要望が相反する可能性があることにも留意する。

公園整備においては、様々な配慮が必要な人の声を聞きながら、検討していくこととします。なお、場合によっては要望が相反する可能性もあります。その際は、その場の対象をはっきりさせること、代わりに他の場所を取り入れ、市内の公園全体で配慮事項をカバーしていくことなどを検討していきます。

【参考】“play here”での取組

- 出入口の鍵の工夫と交代のための砂時計（栗山公園）

令和7年度に栗山公園で整備を予定している遊び場は、周囲に外周柵と出入口を設置することとしましたが、門について、簡単に開けられる仕様では、開けて出て行ってしまいう子がいるというご意見をいただきました。一方で複雑にしすぎたり、特殊な仕様とすると、遊び場に入りすることへのハードルや、将来的な市内公園への展開のハードルを高めてしまう可能性があると考え、高い位置や外側など、小さな子の手が届きにくい場所に設置する、複数設置するなど、ひと手間かかる仕様とし、急な飛び出しを防ぐ工夫を行いました。

また、精神・知的障がいの子どもは、何かを始めると熱中するがあまり、途中で交代するということが難しく、大人が無理に中断させるとパニックになってしまうことがあります。そのため、遊具の近くにタイマーのようなものがあると見通しがつき、時間や回数を守ることができる、というご意見から、遊具の近くに交代のための砂時計を設置することとしました。

【事例】ワクワクするカラフルな色彩の扉

- 砧公園（東京都世田谷区）

当初は全て白色だった3か所の扉を、「今日は〇〇色の扉で待ち合わせしよう！と言える」という利用者からのアイデアをもとに、異なるカラフルな3色の扉に変更したことで、それぞれの扉を識別しやすくすると同時に、異なる色の扉から入ることへのワクワク感を新たに生み出しています。



【異なるカラフルな色の扉】

4.3.5 日陰がないと遊べません・見守れません

(1) 現状

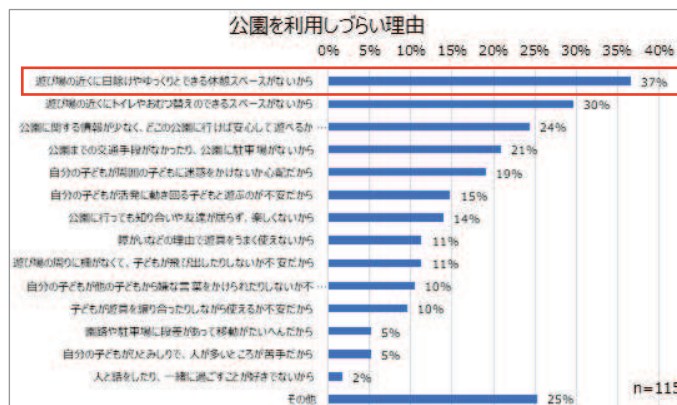
<地域の声>

日差しや雨がしのげる場所が必要 / テーブルやベンチなど、一息休憩できるスペースがあると良い / 肢体不自由な子どもや体幹が弱い子どもは首が上がりやすいため、目線が上に行く / 障がいのある子どもが利用するには、親が行きやすい、使いやすいということも大事 など

<解説>

近年、夏季の猛暑への対策は社会的な課題となっており、公園における日陰の創出は必須と考えます。

令和5年度に実施した市民アンケート調査でも、“子どものいる大人が公園を利用しづらい理由”として、「日除けや休憩スペースがない」が約 40%と最も高い結果となりました。



【子どもをもつ大人が公園を利用しづらい理由】

(2) 今後の方向性と実現に向けた考え方

- 子どもだけでなく、見守る大人の快適さにも配慮しながら、公園の状況等にあわせ、様々な方法で日陰を創出する。

公園における日陰の創出方法として、単に屋根のついた建築物を整備するのではなく、公園の広さや整備状況、利用者等を踏まえながら、様々な方法で日陰を創出していくこととします。

日陰の創出としては、主に以下の方法があげられます。

- ・建築物で恒久的に日陰を創出する
- ・タープ等で臨時的に日陰を創出する
- ・植物などで自然の日陰を創出する

また、遊具等を新たに整備する際は、木陰に設置する、休憩や大人が見守る際に使用するベンチは可動式とすることで日陰に移動できるようにするなど、配置や仕様についても併せて検討していくことが望ましいと考えられます。

【参考】“play here”での取組

- みんなで緑の日陰をつくろう（梶野公園）

梶野公園では、「日陰と会話が生まれる居場所をつくる」をテーマに、緑のカーテンとして自然の日陰ができるよう、パーゴラを設置することとしました。今後、地域の方々と一緒に日陰を作っていく取組を進めていきます。



【梶野公園の整備イメージ】

4.3.6 遊具整備よりも、トイレの整備を

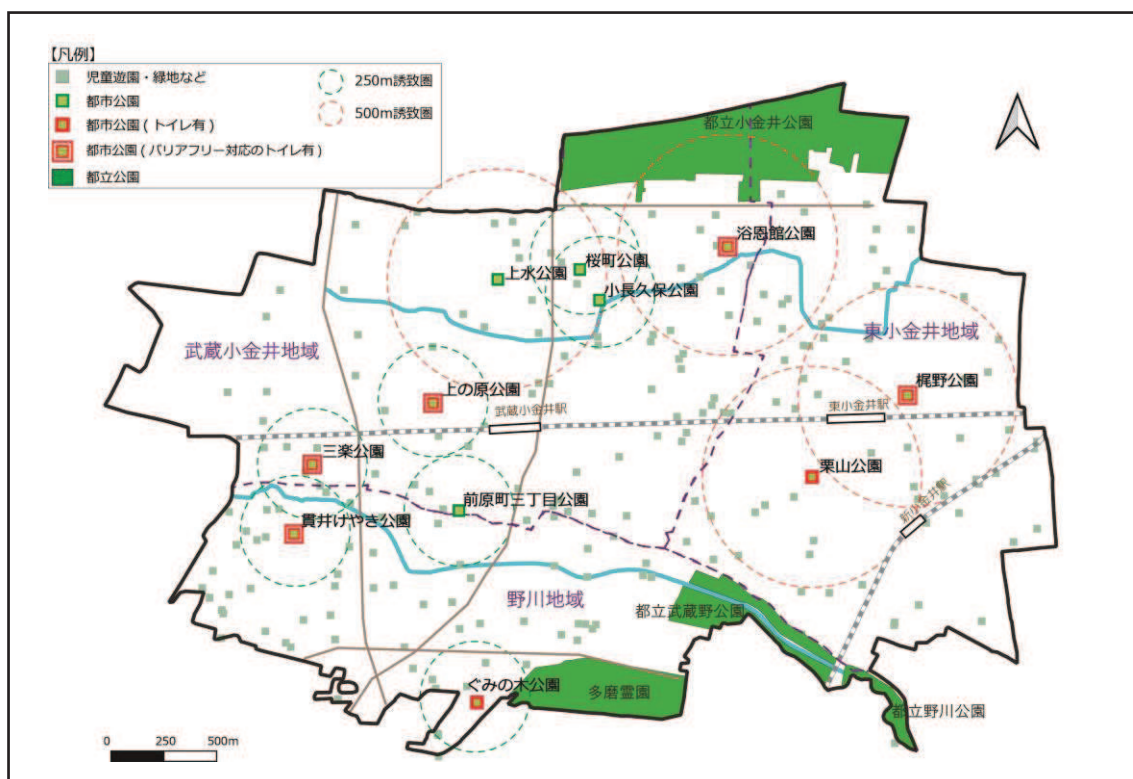
(1) 現状

<地域の声>

子どもたちが安全安心に使えるトイレが増えてほしい / まず公園のトイレと水道の整備を希望する / ユニバーサルベッドのあるトイレが、公園内もしくは近くの施設に必要 / 子供用トイレや専用トイレ等、使いやすいトイレを充実させてほしい / 多くのおむつ替えの台はベビーシートのため、大きなシートが設置してあるかどうかが重要 など

<解説>

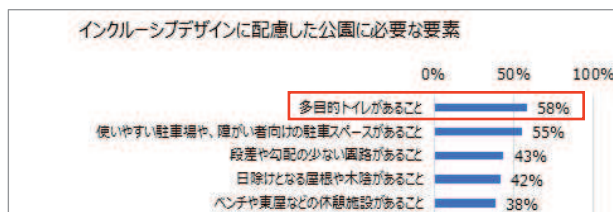
現在、トイレのある市立公園は7か所あり、その内、バリアフリー対応のトイレが整備されている公園は5か所となっています。なお、上の原公園は令和6年度に整備を完了し、栗山公園は今後再整備が予定されています。



【トイレ・バリアフリー対応のトイレがある市立公園】

令和5年度に実施した市民アンケート調査では、“インクルーシブデザインに配慮した公園に必要な要素”として、「多目的トイレがあること」が全体の回答で最も高い結果となり、多目的トイレの必要性については、広く一般に認知されていることがわかりました。

しかし、インタビュー等を進めていく中で、障がいのある子どもをもつ保護者の方から、多目的トイレがあるだけでは不十分であり、ユニバーサルシート※がないとトイレを使えない方がいることが明らかになりました。



【インクルーシブデザインに配慮した公園に必要な要素】

※ユニバーサルシート：子どもから大人まで横になれる大型のシート。車椅子等から乗り移りやすい高さに設置し、障がい者や高齢者、赤ちゃんのおむつ交換等、多目的に利用できる。

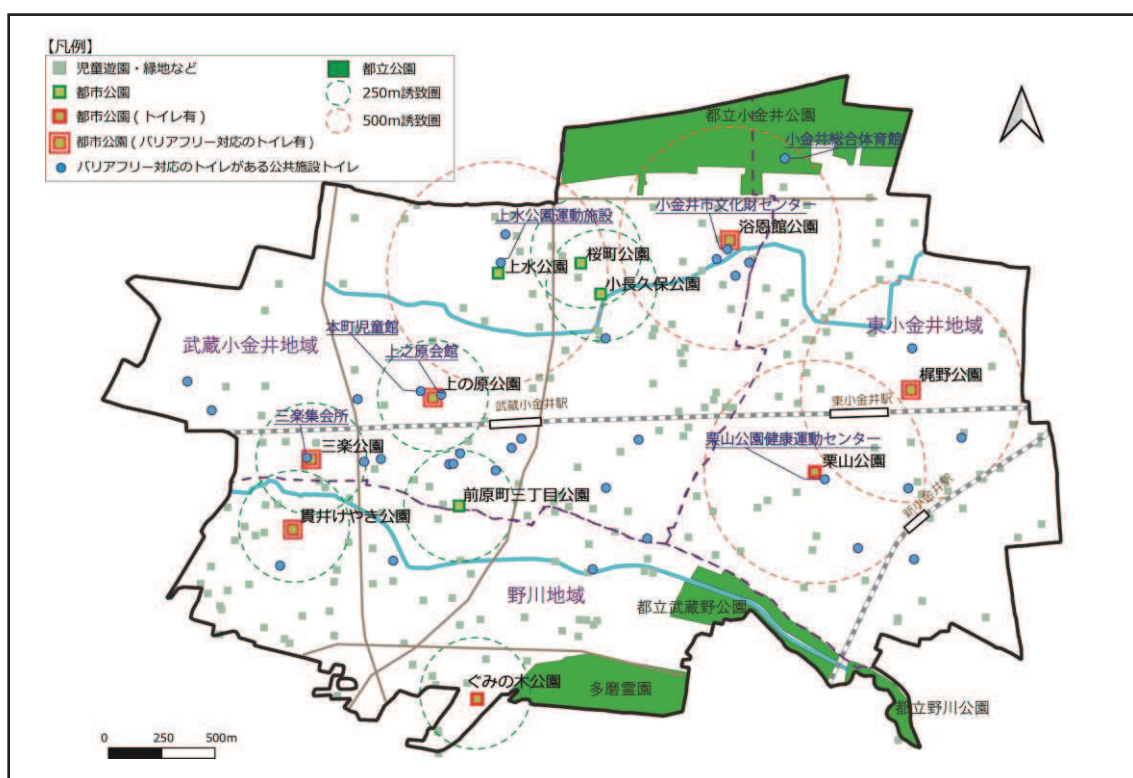
(2) 今後の方向性と実現に向けた考え方

- 公園トイレの整備・再整備の際には、バリアフリー対応の整備とし、ユニバーサルシートの設置について併せて検討する。
- 公園周辺に公共施設が立地している場合、バリアフリー対応トイレの利用や、おむつ替えスペースとしての利用など、連携・活用の可能性についても検討する。

せっかく公園がインクルーシブな場となったとしても、だれでも安心して行けるトイレがないと、公園に滞在することはできません。

公園トイレの整備・再整備の際には、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国交省）」等を参考にしながら、バリアフリー対応の整備としていきます。その際、併せてユニバーサルシートの設置についても検討していくこととします。

また、スペース等の関係で、バリアフリー対応トイレの整備や、ユニバーサルシートの設置が難しく、公園周辺に公共施設等が立地している場合は、施設のバリアフリー対応トイレの利用や、おむつ替えスペースとしての利用など、施設との連携・活用の可能性についても検討していくことが望ましいと考えます。



【トイレ・バリアフリー対応のトイレがある市立公園とバリアフリー対応のトイレがある公共施設】

【参考】“play here”での取組

● ユニバーサルシートの設置（梶野公園）

梶野公園には既に、誰でもトイレが整備されていましたが、ヒアリングや調査などを通じて明らかになった、「ユニバーサルシートがないとトイレを使えない方がいる」という事実から、既存のベビーシートをユニバーサルシートに付け替える整備を行いました。

なお、ユニバーサルシートは赤ちゃんの利用も可能です※。

※ただし、赤ちゃん専用でないため利用時に注意が必要



【梶野公園に設置したユニバーサルシート】

	ベビーシート	ユニバーサルシート
目的	赤ちゃんのおむつの交換に利用できる	子どもから大人まで横になれる大型のシート。赤ちゃんのほか、障がい者や高齢者のおむつの交換等、多目的に利用できる
サイズ	長さ・幅：600～800mm 程度	長さ：1500～1800mm 幅：600～800mm 程度
整備・利用時の注意点	✓ 対象年齢・体重に留意 ✓ 赤ちゃんを立たせてはいけない	✓ ドア等の開閉時にもぶつからないようにスペースが必要 ✓ 脚が確実に床に接地していることを確認 ✓ 必要に応じてベルトを利用して体を固定 ✓ 縦型の場合、足をつっぱるなどして転落の恐れがあるため、足を壁側にむけて利用しない ✓ ベルトをしてもずれ落ちる可能性があるため、赤ちゃんの利用時は注意が必要

(1) 現状

足が悪いから駐車場のある公園でないと行けない / 地域によっては公園が遠いため無料駐車場が欲しい / 基本的に小金井市の公園には駐車場が無く、子どもが複数いてベビーカーがある場合、近くの公園で遊ばせることしかできない / 公園の環境整備と併せて移動支援などのサポート的な支援の充実も必要 など

駐車場が整備されている市立公園は栗山公園、浴恩館公園、梶野公園の3か所のみとなっています。また、各公園駐車台数は1～2台となっているほか、栗山公園は健康運動センターの利用者専用となっており、公園利用者は使用することができません。



インクルーシブデザインに配慮した公園に必要な要素

要素	割合
多目的トイレがあると	58%
使いやすい駐車場や、障がい者向けの駐車スペースがあると	55%
段差や勾配の少ない道路があると	43%
日陰となる屋根や木陰があると	42%
ベンチや東屋などの休憩施設があると	38%

インクルーシブデザインに配慮した公園に必要な要素
(子どもに関する比較)

要素	子どもに障がい有り (23人)	子どもに障がい無し (69人)	子ども無し (23人)
多目的トイレがあること	52%	61%	57%
使いやすい駐車場や、障がい者向けの駐車スペースがあること	65%	48%	65%
段差や勾配の少ない直路があること	43%	45%	39%
日陰けつなどの屋根や木陰があること	48%	45%	26%
ベンチや東屋などの休憩施設があること	22%	39%	63%

【インクルーシブデザインに配慮した公園に
必要な要素（対象者別）】

(2) 今後の方向性と実現に向けた考え方

- 比較的大規模な公園については、再整備の際に障がい者専用駐車場の整備を検討する。
- その他、周辺の公共施設等の駐車場利用や、移動支援等行政サービスの拡充、バリアフリーな道路整備等、関連事業との連携によるまちづくり全体での環境整備を目指す。

せっかく公園がインクルーシブな場となったとしても、そもそも公園に行くまでの移動が困難な方がいます。

そのため、比較的大規模な公園については、再整備の際に障がい者専用駐車場の整備を検討することとします。なお、整備においては「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国交省）」等を参考にすることとします。

また、周辺の公共施設等の駐車場利用や、移動支援等行政サービスの拡充、バリアフリーな道路整備等、関連事業と連携し、まちづくり全体の中で外出しやすい環境整備を併せて検討していくことが望ましいと考えます。

【参考】“play here”での取組

- 駐車場の整備・拡張（栗山公園・梶野公園）

栗山公園の既存駐車場は、健康運動センターの利用者専用となっているため、車いす用駐車場を新たに 2 台整備し、車で来園しやすくしました。また、梶野公園には、既に障がい者専用駐車場が 2 台整備されていましたが、1 台増設し計 3 台として、車で来園しやすくしました。今後、目的外利用の対策なども検討して行く必要があると考えています。

【今後の展望】

- “食の安心”の確保（インクルーシブフードの普及啓発）

“playhere”の取組を進めていく中で、障がいのある子どもの公園利用のハードルの一つとなっている要素として“食”があることがわかりました。嚥下食※は傷みやすいため持ち歩きが難しく、外で美味しい食事を食べさせることが難しいため、せっかく外出しても長時間滞在できない、“食”の不安があるためゆっくりできない、という保護者からの声があがりました。

“食の安心”の確保については、公園だけでなく周辺地域との連携が不可欠であり、例えば、やわらかい食事の提供が可能な飲食店や、食べ物を細かくするためのブレンダーの利用や貸出のできる店舗がまちなかで増えていくことなどが望まれます。このように、公園単体でインクルーシブな場の整備に取り組むのではなく、まちづくり全体のなかで、当事者の方が安心して外出できる環境を整えていくことが必要と考えています。



【市内子ども食堂における
インクルーシブフードの普及啓発】

※嚥下食（えんげしよく）：飲み込みや咀嚼といった嚥下機能が低下・未発達な方向けに、飲み込みやすいように形態やとろみ、食塊のまとまりやすさを調整した食事のこと。

4.4 公園の特徴や地域資源を活かし、会話を大切に一步步・より良くする

4.4.1 活用すべき地域資源があります

(1) 現状

<地域の声>

小金井市は東京都の中でも自然が豊かであり、それを活かしていくべき / 市内には大小たくさんの公園があるのでそれぞれで特徴を作っていくのも面白いかもしれない / 市のプレーパーク事業を活かしてプレーパークがインクルーシブ公園になったらいいと思う など

<解説>

公園をインクルーシブな場としていくために、全ての公園を同じにする必要はなく、また、全てを新しく整備する必要はありません。活用すべき資源が公園の周りにはたくさんあります。それぞれの公園の特徴と周辺の地域資源を最大限に活かし、実現可能で持続可能な整備を進めていく必要があります。

(2) 今後の方向性と実現に向けた考え方

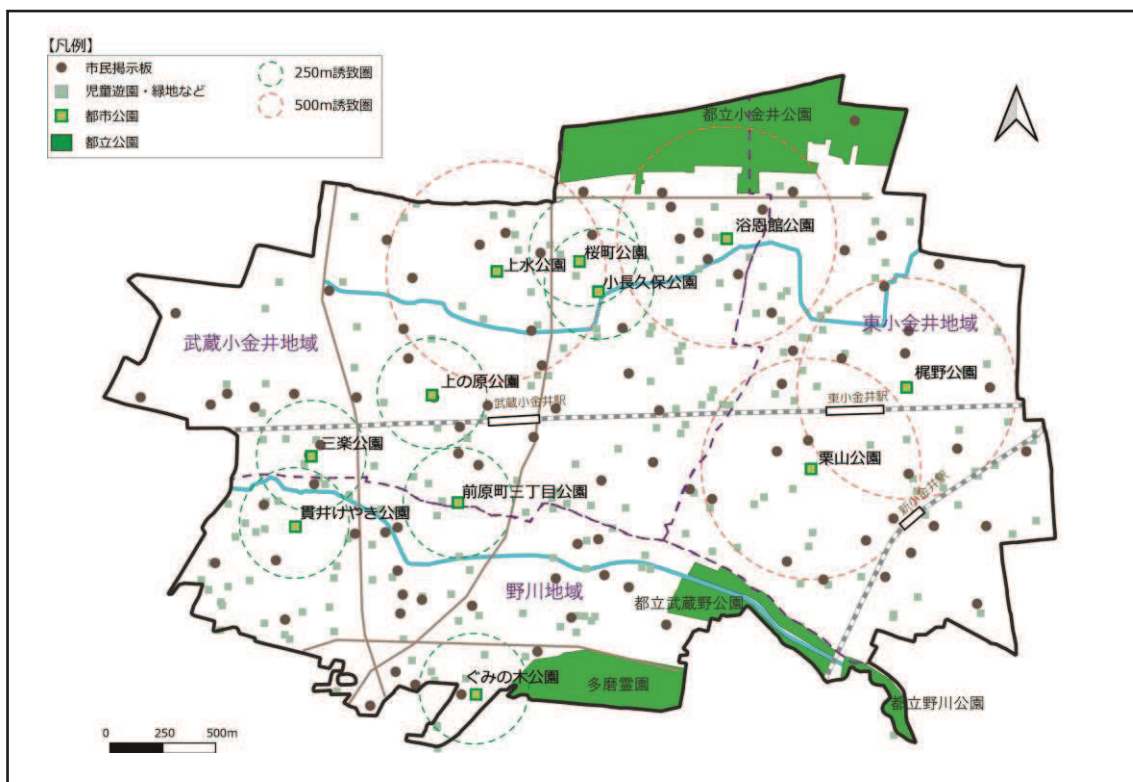
- 公園の整備コンセプトや周辺環境等、公園の特徴を活かし・伸ばす。
- 周辺公共施設・設備等の活用を検討する。

既存の公園には立地や大きさ、周辺環境、導入施設等それぞれ違いがあります。インクルーシブな公園は、画一的な整備を行っていくのではなく、これらの特徴を活かしていくものとします。

また、公園は多様な人が集い、様々な利用ができる公共のオープンスペースです。その特徴を活かし、例えば、隣接する教育施設・支援施設の活動に公園を活用してもらうことで、公園利用者との新たな交流が生まれ、様々な課題解決につながるきっかけが生まれることが期待できます。さらには、公園管理者の定期的な見回りに挨拶・交流の要素を付加する、隣接する公共施設の未利用時に施設を活用するなど、公園をフィールドに、産官学民連携による取組を行っていくことで、共生社会の実現に向けた好循環を生み出すことが可能と考えており、それらの連携の可能性についても併せて検討していくこととします。

【活用すべき周辺公共施設・設備、関係機関等の例】

- バリアフリー対応の公共施設
- 掲示板
- 教育施設、支援施設
- 公園管理者や隣接する公共施設の管理者



【公園と市民掲示板】

【参考】“play here” での取組

● 遊具がないことの豊かさと防災機能向上への寄与（梶野公園）

広々とした芝生広場と、積極的な市民活動が特徴の梶野公園では、「遊具がないことの豊かさ」を大切に、遊具に頼らないインクルーシブな公園づくりを行いました。

また、本市の特徴である農を活かし、地域の交流や連携を強める整備を行うことで、梶野公園のコンセプトでもある、“地域の防災力”を高めていくことを目指しました。

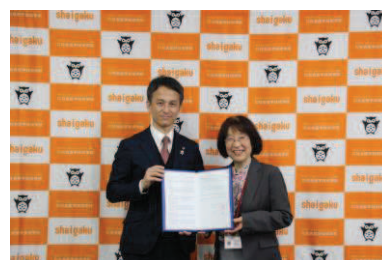


【今後の展望】

● 教育機関・支援施設等との連携

本市では、社会のつながりを醸成し、個々が抱える問題を解決する「社会的処方」という考え方を取り入れながら、人的・物的資源や知見を有効活用することで、地域共生社会の実現を図ることを目的に、市内にある「専門学校 社会医学技術学院」と連携協定を結び、play here をはじめとする様々な取組を進めていくこととしました。

今後も、市内の教育機関・支援施設等との連携を進めていくことで、人と人・地域がつながり、属性・世代を超えて誰もが支えあい、いきいきと暮らせる、共生社会の実現を目指していきます。



4.4.2 公園に必要なのはやっぱり“人”です

(1) 現状

<地域の声>

見守ってくれる存在がいると安心する / 親一人では介助が難しい、荷物を置いたままにして遊べない / 公園での遊び方や遊具での遊びをサポートしてくれたり、遊び方の助言をしてくれる人がいると行きやすい / 公園に「行くまで」にお尻が上がらない保護者が多いと思う、外に出られるような仲間が一番必要と感じる / 子どもの「やりたい」という気持ちを聞いて受けとめ、その場をその子と一緒に変えていく人がいることが大事 / 人の存在でカバーできるものが多くあると思う など

<解説>

インクルーシブな公園に必要なのは、インクルーシブな遊具やバリアフリー対応のトイレだけではありません。“人”がいてはじめてインクルーシブな公園となります。障がいのある子どもがいる保護者の方からは、理解のある大人（第三者）がいてくれると公園に行きやすくなるという声もあがっています。

海外では「リンクワーカー」と呼ばれる職種があり、専門の研修を受けた人が、相談者それぞれに合った集いの場や相談窓口、専門家などの地域資源につなげ、人と人・地域のつながりを生み出すことで、個々が抱える問題を解決し、心と身体を元気にする重要な役割を担っています。国内でもこのような考え方や取組が少しずつ広まっています。

(2) 今後の方向性と実現に向けた考え方

- 地域人材との連携を検討し、公園で見守りながら活動できる仕組みを検討する。

インクルーシブな公園に最も必要なのは、インクルーシブな考え方や共生社会に理解のある“人”であると考えます。簡単なあいさつだけでも、交流が生まれ、何気ないつながりができる、そんな場を目指していきたいと考えます。

そのための一つの方法として、地域の人材との連携による「（仮称）パークエリアマネージャー」を導入し、公園でインクルーシブな場づくりに貢献しながら、小商いや活動ができる仕組みの検討を進めていきます。

【参考】“play here”での取組

- （仮称）パークエリアマネージャー制度の検討

現在小金井市では、市立公園等の利用促進・魅力向上を図ることを目的に、市内公園等における移動販売車（キッチンカー）事業を実施しています。今後は、公園の利用促進・魅力向上だけでなく、インクルーシブな場の創出の一助となり、地域の小商いの推進等にもつながる、地域による地域のための持続可能な管理運営の仕組みについても検討していきます。

【事例】国内外におけるリンクワーカーの取組

● イギリス

「社会的処方※」の先駆的な取組が進んでいるイギリスでは、心身の不調を訴える人を地域資源やボランティア組織などにつなぎ、その人の健康やウェルビーイングを改善させる「リンクワーカー」と呼ばれる職種があります。かかりつけ医等が心身の不調を訴える患者に対し、必要な処方は医療なのか社会的な要素なのかを判断し、後者の場合にリンクワーカーがその人にマッチできる地域資源について検討し、資源がなければ探す、または作る、という仕組みとなっています。この仕組みによって、孤独や社会的孤立の改善、不安や抑うつなどの軽減などの効果が報告されているほか、救急外来や診察・入院の減少などにもつながっているとされています。なお、現在は職種として仕組みが成り立っているリンクワーカーですが、もともとは“市民のおせっかい”から始まったと言われています。

● 兵庫県養父市

兵庫県養父市では、「社会的処方※」の概念をまちづくりに取り入れ、社会との“つながりで誰もが健康になるまちづくり”を目指しています。その一環として、人々の幸せのために人や地域・社会資源、多様な住民主体の活動やコミュニティへのつながりをつくる、養父市版“リンクワーカー”を増やすための“リンクワーカー養成研修”を実施するなど、市民がリンクワーカーとしての役割を担えるまちづくりを推進しています。

※社会的処方：人や地域のつながりが希薄化し、人々が孤立や生きづらさを感じる状況の中で、薬と同じように「地域の活動やサービスなどの社会参加の機会」を処方し、個々が抱える問題を解決することで、健康やウェルビーイングを改善させていく考え方。

5. 共生社会の実現に向けた公園の活用

5.1 基本的な考え方

近年の社会経済状況の変化を背景に、ポストコロナの新たな時代の公園は、人中心のまちづくりの中でそのポテンシャルを最大限発揮することが求められています。

国土交通省「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言（R4.10）」では、新たな時代における都市公園の意義・役割を、“個人と社会の Well-being の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、ポテンシャルを更に発揮すること”としています。

＜新たな時代における都市公園の意義・役割＞

個人と社会の Well-being の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、
ポテンシャルを更に発揮する

1. 持続可能な都市を支えるグリーンインフラとなる公園
2. 心豊かな生活を支えるサードプレイスとなる公園
3. 人と人とのリアルな交流、イノベーションを生み出す場となる公園
4. 社会課題解決に向けた活動実践の場となる公園
5. 機動的なまちづくりの核となる公園

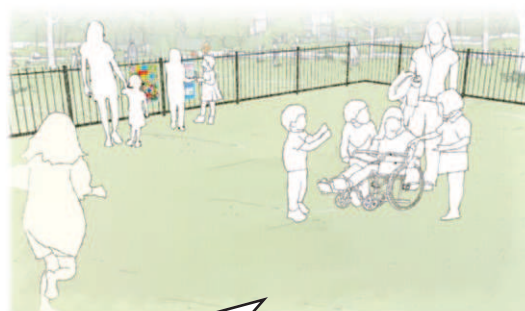
「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言（R4.10/国土交通省）」

小金井市においても共生社会の実現に向けて、公園が有する“多様な人が集うオープン性”と“多様な利用を受け止められるフレキシブル性”に着目し、公園において”①情報発信”、“②ネットワークング”、“③実証実験”の場として、庁内の分野横断的な連携で活用していくことが有効と考えます。

①情報発信（聴いて広める、メディアとしての活用）

本市には、市が管理する公園・緑地等が221か所あり（令和7年4月時点）、市内に広く分布していることから、様々な情報を市民や利用者に発信する、メディア機能としての活用が可能と考えられます。

その際、ただ一方的に情報を伝える場とするのではなく、様々な想いを聴き・受け止める、相互コミュニケーションが生まれる場として、公園が、求める情報を得られる場であると同時に、より良い社会のあり方について学び・考えるきっかけとなる場でありたいと考えます。



例えば…

- ✓ 障がいのある子どもの保護者が情報を得られる
- ✓ “インクルーシブ”や“心のバリアフリー”について学び・考えるきっかけとなる

②ネットワーキング（人と人・地域をつなげる、交流拠点としての活用）

豊かな自然や、隣接する公共施設、教育・支援関連施設等、地域資源が豊富な本市の公園は、人と人、人と地域のネットワークをつくる、交流拠点としての活用が可能と考えられます。

これまで関わることのなかった人々が、共通の目的・目標をもって共に協力する場、他者を気に掛け・想いやる場、新たなネットワークが生まれるきっかけがあられる場でありたいと考えます。



例えば…

- ✓ 植物（花、果樹、野菜など）をみんなで育てる
- ✓ 行政支援や専門家とつながる、気軽に相談できる

③実証実験（多様な連携による、課題解決のフィールドとしての活用）

公園は気軽に様々な人が集えるオープンスペースであることから、多様な連携による新たな取組を行う場としての活用が可能と考えます。

公園をフィールドに、産官学民による多様な連携が生まれることで、社会課題の解決につながることも期待されます。多様な人・アイデアが交わり、新しい取組に気軽にチャレンジできる、クリエイティブな場でありたいと考えます。

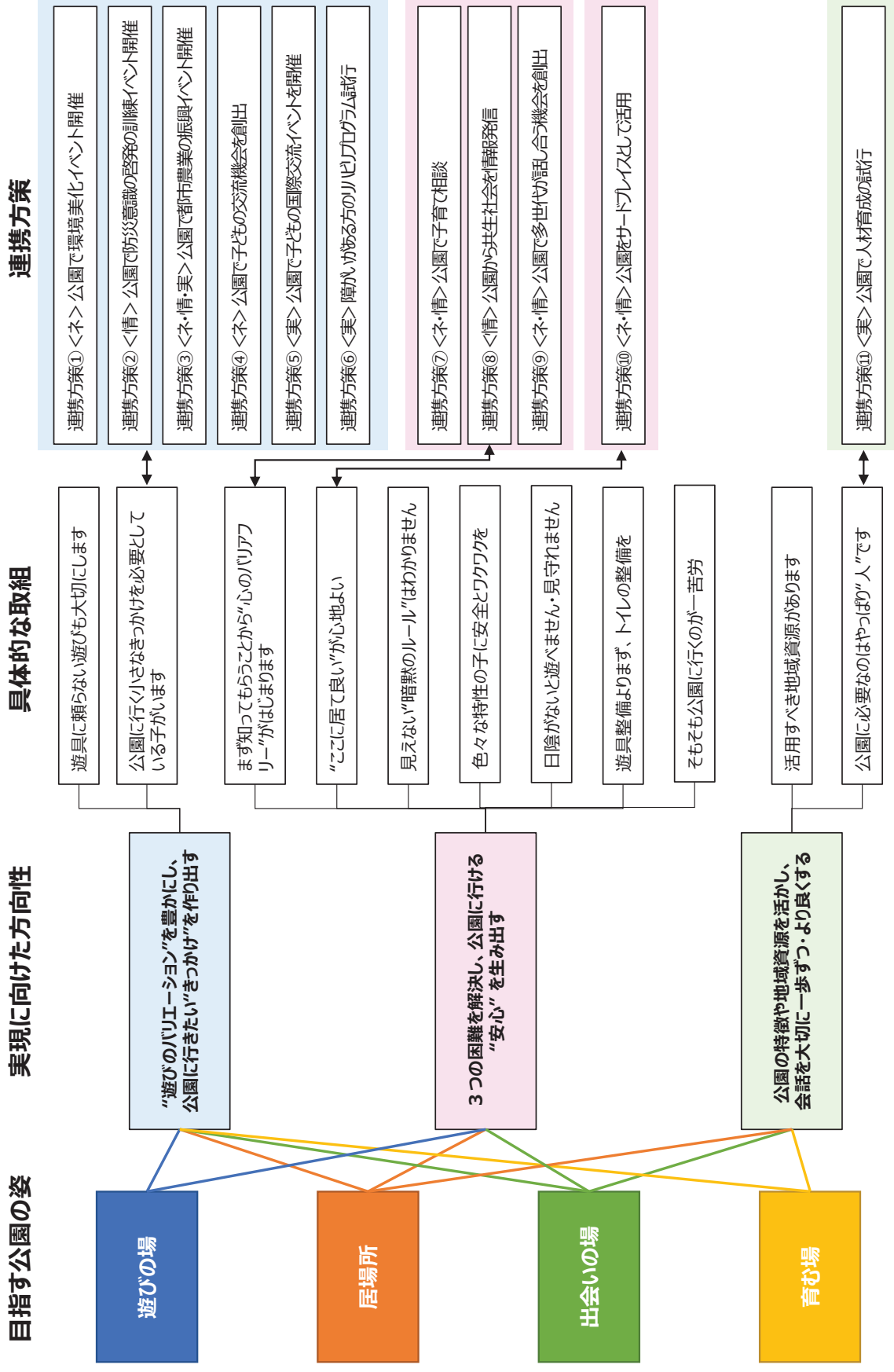


例えば…

- ✓ 小商いをしながら子どもたちを見守れる、困っている人に声掛けできる
- ✓ 障がいのある人や高齢者が、屋外で運動・リハビリができる

5.2 庁内連携による共生社会の実現に向けた公園の活用

5.2.1 連携方策



※ <情> …情報発信 / <ネ> …ネットワーキング / <実> …実証実験

5.2.2 具体的な連携イメージ

課題	インクルーシブな公園を活用した具体的な連携案	期待される取組の効果
連携方策①公園で環境美化イベント開催 （⇒施策 1：みどりと水の環境整備） ✓ 環境美化サポーターへの、若者・子育て世代の参加促進 ✓ 公園、緑地などの効率的な維持管理	【ネットワーキング】 ▶ 梶野公園や三楽公園の花壇の植え替えイベントで、車いすの方でも利用できる木製プラントを活用することで、障がいのある子どもも参加できるイベント等を開催	● 若者や子育て世代等の活動への参加、環境美化に対する意識の向上、協働の仕組みの強化 ● 多世代にわたる利用の促進
連携方策②公園で防災意識の啓発の訓練イベント開催 （⇒施策 8：危機管理体制の構築 / 施策 22：福祉のまちづくりの推進） ✓ 防災意識の更なる向上 ✓ 地域の災害対応力の強化 ✓ 避難行動要支援者支援体制の構築	【情報発信】 / 【実証実験】 ▶ 梶野公園等で、障がいのある方も含めた防災訓練の開催	● 自助・共助による市民の防災意識の向上 ● 地域の災害対応力の強化と、避難行動要支援者への支援体制の充実 【関連課】 地域安全課、介護福祉課、自立生活支援課
連携方策③く・ネ・情・実＞公園で都市農業の振興イベント開催 （⇒施策 11：都市農業の振興） ✓ 都市農業の担い手確保・育成 ✓ 都市農業への理解・関心 ✓ 食の安全・安心の確保	【ネットワーキング】 ▶ 梶野公園・三楽公園の菜園と地元農家が連携し、市内の農の普及啓発を兼ねたイベント等の開催 ▶ 車いすの方でも利用できる木製プラントを活用した、車いすの方も参加できるイベント等の開催	● 農福連携による、市内農業への理解・関心の高まり ● 自産自消による、食の安全・安心の確保と都市農業への理解・関心の高まり 【関連課】 経済課、自立生活支援課
連携方策④く・ネ＞公園で子どもの交流機会を創出 （⇒施策 14：子育て・子育て環境の充実） ✓ 地域における学習と交流の場の充実 ✓ 子どもの育ちを支援するネットワークの充実	【ネットワーキング】 ▶ 公園を会場とした、障がいの有無に関わらず参加できる子ども向けイベントの開催	● 地域社会における学習と交流の機会創出 ● 地域における子育て支援ネットワークの強化 【関連課】 子育て支援課、児童青少年課

※ ⇒施策…「第 5 次小金井市前期基本計画」で掲げる施策

課題	インクルーシブな公園を活用した具体的な連携案	期待される取組の効果
連携方策⑤＜実＞公園で子どもの国際交流事業の検討	【実証実験】 ▶ 公園を会場とした、異文化・交流イベントの開催（国際交流事業との連携）	● 幅広い国籍・世代の交流促進 【関連課】 コミュニティ文化課
	連携方策⑥＜実＞障がいがある方のリハビリプログラム試行（⇒施策 21：スポーツの振興） 【実証実験】 ▶ 障がいのある方の運動・リハビリの場としての公園の活用 ▶ 障がい者支援施設等における運動会の会場としての公園利用（スポーツ教室・各種大会事業との連携）	● 誰もがスポーツを楽しみ、親しむことができるスポーツ環境の充実 【関連課】 生涯学習課、自立生活支援課
連携方策⑦＜ネ・情＞公園で子育て相談（⇒施策 13：子育て家庭の支援）	【情報発信】 / 【実証実験】 ▶ こども家庭センターとの連携や、公園を活用した出張相談支援事業の実施	● 相談体制・情報提供の機会拡大と充実 ● 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実 【関連課】 子育て支援課、こども家庭センター、地域福祉課
	連携方策⑧＜情・実＞公園から共生社会を情報発信（⇒施策 25：障がい者福祉の充実）	【情報発信】 / 【実証実験】 ▶ 公園を活用した、共生社会に向けた情報発信 ▶ 医療的ケア児コーナーや拠点コーディネーターとの連携による公園の活用 ▶ 公園を活用した、障がい者の就労の場の創出
連携方策⑨＜ネ・情＞公園で多世代が話し合う機会を創出（⇒施策 27：市民参加・協働の推進）	【ネットワークング】 / 【情報発信】 ▶ 若者等議会との連携による普及啓発（インクルーシブな社会、共生社会）	✓ 若者世代や子育て世代の市政への参加機会拡大 ✓ 市民参加と協働に対する市民の意識の更なる醸成 【関連課】 企画政策課、自立生活支援課

※ ⇒施策…「第5次小金井市前期基本計画」で掲げる施策

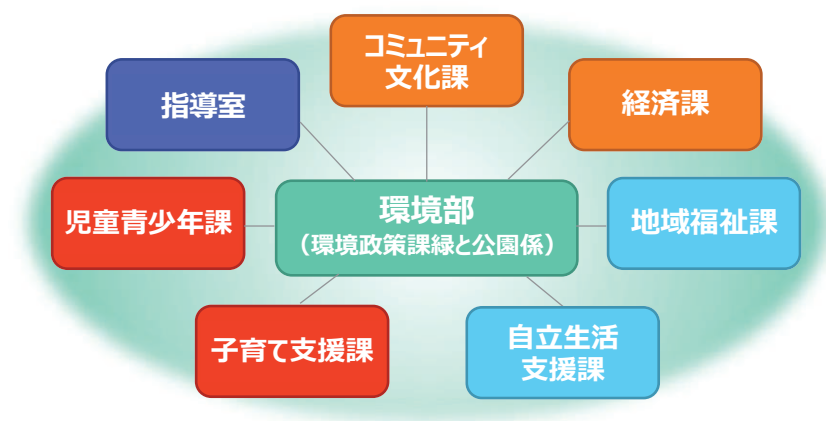
課題	インクルーシブな公園を活用した具体的な連携案	期待される取組の効果
連携方策⑩<ネ・情>公園をサードプレイスとして活用 （⇒施策 12：子どもの育ちの支援）	【ネットワークワーキング】 ▶ 不登校の子や、放課後の子どもの居場所としての公園の活用（不登校支援事業・放課後子ども教室事業との連携）	● 仲間や異世代が気軽に集まり緩やかに交流できる、子どもの居場所の提供 ● 豊かな体験や仲間づくりができる機会の創出 【関連課】 児童青少年課、生涯学習課、指導室
連携方策⑪<実>公園で人材育成の試行 （⇒施策 10：産業・観光の振興）	【実証実験】 ▶ オープンスペースの活用を担っていける人材育成事業との連携・公園の活用（商工振興事業との連携）	● 商工振興事業との連携によるにぎわいの創出 ● 就労支援の充実と雇用の拡大 【関連課】 経済課、自立生活支援課

※ ⇒施策…「第 5 次小金井市前期基本計画」で掲げる施策

5.3 公園を核とした庁内における推進体制の構築

共生社会の実現に向けて、公園を活用するためには、庁内における連携が必要不可欠であり、公園の所管である環境部環境政策課を中心とした推進体制を構築し、運用していくことが望ましいと考えられます。

- 小金井市インクルーシブデザインに配慮した公園活用推進会議の設置



構成	所掌
環境部 環境政策課	① インクルーシブデザインに配慮した公園活用ガイドラインの策定及び推進に関する事項 ② インクルーシブデザインに配慮した公園活用ガイドラインの推進に係る庁内の調整に関する事項 ③ その他インクルーシブデザインに配慮した公園活用ガイドラインの推進に必要な事項
市民部 コミュニティ文化課・経済課	
福祉保健部 地域福祉課・自立生活支援課	
子ども家庭部 子育て支援課・児童青少年課	
学校教育部 指導室	

6. おわりに

本ガイドラインは、市全域に共生社会の実現を図るために、公園を本市におけるインクルーシブな場の拠点の一つとして位置づけるとともに、令和5・6年度の“play here”の取組を通じて明らかになった、インクルーシブな場づくりにおける本質的な課題の解決に向けて、まずは公園からできる取組・発信できる情報等を検討し、今後の方向性として整理したものです。

令和7年度には、市内の栗山公園・梶野公園・三楽公園の3公園において、インクルーシブな場づくりに向けたハード整備が行われる予定となっていますが、“play here”の取組を進めていく中で、特に栗山公園が、ハード・ソフト両面において、本市におけるインクルーシブな場の重要拠点として位置づけていきたいと考えています。今後は、栗山公園をはじめ、梶野公園・三楽公園を含めた3公園を、市内のインクルーシブな場づくりに向けた先導役として、産官学民連携による取組を進めつつ、その知見を市全域に広めていくことで、インクルーシブな場（公園）づくり、さらには、本市における共生社会の実現につなげていくことを目指していきたいと考えています。

一方で、インクルーシブな場や共生社会の実現に向けては、本ガイドラインに記載された事項以外にも、検討しなければいけないことがまだ多くあると考えます。そもそも、“インクルーシブ”や“共生社会”は、実現するための絶対の方法や、一つの答えがあるわけではなく、時代や地域、暮らす人々によって解決策も変わってくるものと考えます。本ガイドラインにおいても、日々変化していくニーズや課題を捉え、地域と人々と共に、それらの知見を集め、会話を重ねながら、時代に合わせて、このガイドラインもブラッシュアップを図っていく必要があると考えます。

本市の公園を拠点に、市全域が人と人・地域がつながり、支えあい、いきいきと暮らせるまちになるように、そして日本全国にインクルーシブの場が広がっていくことを願っています。

「小金井みんなの公園プロジェクト“play here”」事務局一同

本ガイドラインは小金井市における共生社会の実現に繋げる役割の一環として非常に重要なものであると認識しています。

時代の変化とともに公園本来の役割が希薄になり、地域に住む人々の交流の場が減少してきている中で、まさに『地域再生の拠点』と『人と人の繋がりを作る場』として、本プロジェクトは大きな役割を果たすと思います。

ガイドラインにもあるように、公園整備は遊具だけを整えられれば良いものではなく、トイレなどの公共設備や公園までのアクセスなど様々な要素を包括的に考えていく事が重要です。

また、その対象は子どもだけでなく、地域社会で暮らすすべての人が活用できる『全世代に対応した公園』を作っていく事が本当の意味でのインクルーシブであると考えます。

それを作るためには行政など特定の人の力だけでは難しく、地域に住む皆で一緒に作り上げていくことが必要です。

公園を中心とした地域連携や助け合いや人の関りが、相互理解を育んでいく社会を実現する一助となることを期待します。

専門学校 社会医学技術学院 理学療法学科 学科長補佐 中山 雅和

令和6年度小金井市みどりの基本計画実施計画

みどりの基本計画の記載				該当する取組(具体的な事業等)		取組状況 【A:計画以上に実施／B:計画どおり実施 ／C:未実施／D:完了／廃止】		評価 【A:計画以上に達成／ B:計画どおり達成／C:実施したが 計画に未達／D:未実施】		実施効果 【A:計画以上の効果があった／ B:見込どおり効果があった／ C:見込んだ効果に至らなかった】		改善事項	今後の取組み (課題・目標等)
NO	基本方針	具体的な取組	主な取組	取組事業名	取組事業内容	AB CD 評価	実施内容	AB CD 評価	左記の理由や詳細 (B以外記載)	AB C 評価	左記の理由や詳細 (B以外記載)		
25	みどりをつくる	★	8 ★環境美化サポーター会制度のさら に地域性豊かな管理可能なサポーター 会を目的とするサポーター会制度の 情報発信を進めます。		既存のボランティア活動の支援 の策が形成できている場を設ける。	B	環境美化サポーターの希望者とともに公園の希望者やボランティア 育成制度を継続して実施し、更に都市公園の増設も行う とともに市民の向上を図ることを目的として、ボランティア育成制度 の策が形成できている場を設ける。	B		B			前年度実施の報告会にて要望の多かった、継続性のある 報告会や環境美化サポーターの技術向上を図る講演 等など、市と令和6年度から始動する指定管理系ともに 連携し行っていく。
26	みどりをつくる	★	★子育て世代や子どもが思い思いの 公園で遊ぶことができるボランティア制 度の導入を検討します。		ボランティアが若く世代・差違っていないため、 子育て世代や子どもが思い思いの公園で遊ぶこと ができるボランティア制度の導入を検討します。	B	切目のない市民協会の仕組みづくりのため、寄附世帯の 子どもが思い思いの公園で遊ぶことができるように 市民協会の仕組みづくりを進めることとする。	B		B			市も引き続き、環境美化サポーターとも連携を図りなが ら、イベントを実施するにあたり、令和6年度から始動する 指定管理系とも連携し、継続性のある市民協会の体制を 築いていく。
27	みどりをつくる	★	10 ★緑豊かな公園・会館をモ デルに地域性豊かな管理可能なサポーター会制度の 設置の検討を行います。		緑豊かな公園・会館をモデルに、市民協会の 公園及び三井公園において市民協会の設置の 管理・運営に参加できる仕組みづくりを進める。	B	三井公園では、インクルーシブデザインに配慮した遊び場、 東園及びその周辺の居場所の整備に向け、地元自治会、敬 老会及び近隣児童遊園等に連携を強化し、丁寧な調 査を実施し、必要に応じて、環境美化サポーターと連携 の共有を図り、必要に応じて、管理・運営を実施した。	B		B			緊急的な課題については、その都度協議の上、課題解 決するとともに、定期的な協議を継続する。
28	みどりをつくる	★	11 ★都市公園については、さらなる 魅力向上のため、指定管理制度の導入に 向けた検討を進めます。		指定管理制度導入などの民間活 力導入の検討	B	令和6年度から指定管理制度導入に向け、関係 団体と協議の場を設け、意見交換、情報交換を進め、 事業の推進を行う。	B		B			
29	みどりをつくる		1 公共施設の施設時には、車庫などの 外に、自然の緑と調和した植栽する。あ る場合は、敷地面積が250㎡以上 の場合、敷地面積の緑化を進めます。	公共施設の緑化推進	学校、保育園、児童センター等の公共施設の 外に、自然の緑と調和した植栽を進め、 敷地面積の緑化を進めます。	C	該当工事がなかったため	D	学校、保育園等のトイレ改修や空 間活用等、公共施設の一部空間 が主なる工事内容であったため、	C	該当工事がなかったため		敷地面積が250㎡以上の新設工事があった場合、相次 ぎに敷地面積の緑化を推進していく。
30	みどりをつくる		2 公共施設のみどりは、樹木などの 伐採・剪定・伐倒・伐根の向上を図る。 り、緑を維持する。	庁舎の樹木等の適切な緑 管理	樹木から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が 増えていることから、伐採や剪定などにより安 全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	本庁舎は11月にボランティアによる樹木剪定、月に委託 業者により高木剪定・本庁舎緑地内での植栽にはみ出し し、	B		B			本庁舎駐車場内のつやうにカラフの樹がたびたび倒 れるようであることから、伐採のための対策が必要である。今 後も樹木の健康と安全性を維持していく。
31	みどりをつくる		2 公共施設のみどりは、樹木などの 伐採・剪定・伐倒・伐根の向上を図る。 り、緑を維持する。	集会所の樹木等の適切な 緑管理	集会所から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が 増えていることから、伐採や剪定などにより安 全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	委託により樹木の剪定を実施	B		B			更なる並進を行い、引き続き高木も含めた適切な管理を 計画的に実施する。
32	みどりをつくる		2 公共施設のみどりは、樹木などの 伐採・剪定・伐倒・伐根の向上を図る。 り、緑を維持する。	ごみ処理施設の樹木等の適切な 緑管理	周辺環境と調和した適切な緑を維持する。	B	野川クリーンセンター及び令和7年3月施工の資源物処理 施設は共に周辺環境と調和するように適切に植栽されてい る。	B		B			樹木剪定、樹木への灌水及び除雪等を行い、引き続き 敷地面積の緑化に努める。
33	みどりをつくる		2 公共施設のみどりは、樹木などの 伐採・剪定・伐倒・伐根の向上を図る。 り、緑を維持する。	保育園の樹木等の適切な 緑管理	緑地から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が 増えていることから、伐採や剪定などにより安 全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	緑地の調査、剪定及び伐採実施、保育園及び近隣の 安全確保を図った。	B		B			令和7年度も継続して取り組み、安全を確保し緑の量を 維持する。
34	みどりをつくる		2 公共施設のみどりは、樹木などの 伐採・剪定・伐倒・伐根の向上を図る。 り、緑を維持する。	学童保育所の樹木等の適切な 緑管理	学童保育所から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が 増えていることから、伐採や剪定などにより安 全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	緑地の剪定を実施し、学童保育所並びに近隣の安全確保 を図った。	B		B			令和7年度も継続して取り組み、安全を確保し緑の量を 維持する。
35	みどりをつくる		2 公共施設のみどりは、樹木などの 伐採・剪定・伐倒・伐根の向上を図る。 り、緑を維持する。	児童館の樹木等の適切な 緑管理	児童館から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が 増えていることから、伐採や剪定などにより安 全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	緑地の剪定を実施し、児童館並びに近隣の安全確保を 図った。	B		B			引き続き現状を維持・管理に努める。なお、樹木の腐蝕 から60年以上が経過している樹木を初め、今後より一 層の老木化が進んでいくことが予想されるため、伐採や樹 え替えなども視野に入れた適切な対応をしていく。
36	みどりをつくる		2 公共施設のみどりは、樹木などの 伐採・剪定・伐倒・伐根の向上を図る。 り、緑を維持する。	学校の樹木等の適切な 緑管理	学校から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が 増えていることから、伐採や剪定などにより安 全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	老木化などにより伐採をしない場合を除き伐採や伐根を せざるを得ないことから、伐採や剪定などにより安 全を確保するとともに緑の量を維持する。	B		B			引き続き現状を維持・管理に努める。なお、樹木の腐蝕 から60年以上が経過している樹木を初め、今後より一 層の老木化が進んでいくことが予想されるため、伐採や樹 え替えなども視野に入れた適切な対応をしていく。
37	みどりをつくる		2 公共施設のみどりは、樹木などの 伐採・剪定・伐倒・伐根の向上を図る。 り、緑を維持する。	公民館の樹木等の適切な 緑管理	公民館から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が 増えていることから、伐採や剪定などにより安 全を確保するとともに緑の量を維持する。	B	高木剪定委託(東・井南分館) 樹木剪定委託(南分館) 樹木剪定委託(井南分館)	B		B			引き続き樹木等の適切な緑地管理を行う。
38	みどりをつくる		3 学校とスポーツの緑地管理をしま り、取り組む。	スポーツの適切な緑地管理	学校等がスポーツに活用できる範囲内でスポーツの緑地管理に努 める。	B	学校等がスポーツに活用できる範囲内でスポーツの緑地管理に努 める。	B		B			引き続き、適切な緑地管理を行っていく。

令和6年度小金井市みどりの基本計画実施計画

みどりの基本計画の記載					該当する取組（具体的な事業等）		取組状況 【A：計画以上に実施／B：計画どおり実施／C：計画どおり達成／D：完了／廃止】	評価 【A：計画以上に達成／B：計画どおり達成／C：実施したが計画に未達／D：未実施】	実施効果 【A：計画以上の効果があった／B：見込どおり効果があった／C：見込んだ効果に至らなかった】	改善事項		今後の取組み （課題・目標等）
NO	基本方針	重点	具体的な取組	主な取組	取組事業名	取組事業内容	AB CD 評価	AB CD 評価	左記の理由や詳細 （B以外記載）	AB C 評価	左記の理由や詳細 （B以外記載）	
39	2. みどりを つくる	①学校のみどりを つくり、親しむ	4. 子どもの遊びや健康への取組 特に向け、学校とつながる公園、国 分寺緑地、野川、五上公園などの みどりを学校教育に活用します。	環境学習の推進（ジオパーク 活用）	学習指導要領や東京市の環境教育指導要 領で示された内容に促した指導を行うことと、 本市に環境教育を推進する教育機関の一つ であるとしているため、充実を図る。② みどりを学校教育に活用します。	市内の学校・幼稚園において学校ジオパークを活用し、自然の 学習を推進した。小倉井公園、野川公園、愛宕野公園、 野川等で環境教育を実施し、みどりを自然への愛着育 んだ。小金井市環境学習推進委員会、各小学校に環境 学習指導要領を配付し、各小中学校の環境教育の充 実を促した。環境学習を推進する教育機関の一つである 環境活動である「ハナドリプロジェクト」に取り組んだ。児童・生 徒からジオパークやジオパークの名前の案を募集した。	B	B	学区間の自然環境が学校によって異なるため、学校ごと に環境教育の取組を定める必要がある。そのため、 各校の取組の意見交換や情報交換をする機会を設定す る。児童・生徒一人一人が自 身の環境意識を高めること ができるよう、各校の取組を 活用していく必要がある。			
40	2. みど りを つくる	①学校のみどりを つくり、親しむ	5. 児童・生徒の健康を 促進する。特に、児童・生徒 の健康を促進する取組を推進する。	小・中学校（6校）の運動場を維持管理を 進める。	小・中学校運動場を維持管理 管理	小・中学校（6校）の運動場を維持管理を行い、ボラン ティアの参画による地域活動の推進を図る。また、学 校と地域の関係強化を図る。	B	B		B		
41	2. みど りを つくる	②公園のみどりを つくる	6. ★公園施設の取組や整備を 推進する。	環境美化サポーター制度 （活動の拡大推進）	環境美化サポーター制度 （活動の拡大推進）	環境美化サポーター制度による公園や公共施設の維持 管理を推進する。	B	B		B		
42	2. みど りを つくる	★ ①住宅のみどりを つくる	2. ★住宅環境の取組や整備を 推進する。	住宅環境の取組や整備を 推進する。	住宅環境の取組や整備を 推進する。	住宅環境の取組や整備を 推進する。	B	B		B		
43	2. みど りを つくる	★ ①住宅のみどりを つくる	3. 東京市環境共生推進事業を 活用して、インバウンドを 活用して、環境意識の 向上を図る。	環境美化サポーター制度 （活動の拡大推進）	環境美化サポーター制度 （活動の拡大推進）	環境美化サポーター制度による公園や公共施設の維持 管理を推進する。	B	B		B		
44	2. みど りを つくる	★ ②市街地や商業地 の取組や整備を 推進する	4. ★市街地や商業地の取組や 整備を推進する。	市街地や商業地の取組や 整備を推進する。	市街地や商業地の取組や 整備を推進する。	市街地や商業地の取組や 整備を推進する。	B	B		B		
45	2. みど りを つくる	★ ②市街地や商業地 の取組や整備を 推進する	5. ★市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	B	B		B		
46	2. みど りを つくる	★ ②市街地や商業地 の取組や整備を 推進する	6. 鉄道沿線の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	B	B		B		
47	2. みど りを つくる	★ ②市街地や商業地 の取組や整備を 推進する	7. 市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	B	B		B		
48	2. みど りを つくる	★ ②市街地や商業地 の取組や整備を 推進する	8. 市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	B	B		B		
49	2. みど りを つくる	★ ②市街地や商業地 の取組や整備を 推進する	9. 市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	市街地の緑化を進めるため、 新たな緑化に関する取組を 推進する。	B	B		B		

令和 5 年度みどり率調査結果

1. 緑被率・みどり率による中間評価（小金井市みどりの基本計画 78 頁）

小金井市みどりの実態調査において、令和元（2019）年度の緑被率※¹は 30.2%となっており、この数値に基づき、令和 12（2030）年度の緑被率の目標値は 28.0%と設定している（10 年後に△2.2%）。

中間評価に当たっては、緑被率の調査を実施することは費用面の観点から難しいため、東京都みどり率※²調査結果を活用する。

小金井市みどりの実態調査と東京都みどり率調査は、調査手法に違いがあるが、減少する量については同様の傾向である（10 年後に△2.2%）と仮定し、東京都みどり率調査による令和 12（2030）年度のみどり率の目標値を設定すると、32.7%（10 年後に△2.2%）となる。さらにこれを中間評価に使用できるように各年に按分をすると、下表のようになる。

令和 5 年度の東京都みどり率調査の結果を用いて、小金井市のみどり率の集計を行い、34.1%を基準として中間評価を実施する。

年度	小金井市みどりの実態調査に基づく数値				東京都みどり率調査に基づく数値		備考
	緑被面積 (ha)	緑被率	みどり率で考慮する みどりの面積 (ha)	みどり 率	みどり率で考慮する みどりの面積 (ha)	みどり 率	
平成 30	—	—	—	—	396.13（実績値）	35.1%	東京都みどり率調査実施
令和元	340.79（実績値）	30.2%	344.08（実績値）	30.4%	393.93（目標値）	34.9%	小金井市みどりの実態調査実施
令和 2	338.59（目標値）	30.0%	341.88（目標値）	30.3%	391.73（目標値）	34.7%	小金井市みどりの基本計画策定
令和 3	336.39（目標値）	29.8%	339.68（目標値）	30.1%	389.53（目標値）	34.5%	小金井市みどりの基本計画開始
令和 4	334.19（目標値）	29.6%	337.48（目標値）	29.9%	387.33（目標値）	34.3%	
令和 5	331.99（目標値）	29.4%	335.28（目標値）	29.7%	385.13（目標値）	34.1%	東京都みどり率調査実施
令和 6	329.79（目標値）	29.2%	333.08（目標値）	29.5%	382.93（目標値）	33.9%	
令和 7	327.59（目標値）	29.0%	330.88（目標値）	29.3%	380.73（目標値）	33.7%	
令和 8	325.39（目標値）	28.8%	328.68（目標値）	29.1%	378.53（目標値）	33.5%	
令和 9	323.19（目標値）	28.6%	326.48（目標値）	28.9%	376.33（目標値）	33.3%	
令和 10	320.99（目標値）	28.4%	324.28（目標値）	28.7%	374.13（目標値）	33.1%	
令和 11	318.79（目標値）	28.2%	322.08（目標値）	28.5%	371.93（目標値）	32.9%	
令和 12	316.59（目標値）	28.0%	319.88（目標値）	28.3%	369.73（目標値）	32.7%	小金井市みどりの基本計画満了
2019-2030 年みどり減少量			△24.2ha	△2.2%	△24.2ha	△2.2%	

注）実績値：調査に基づき示された値 目標値：令和 12（2030）年に達成すべき目標とそれを各年に按分した値

※ 1 緑被率 …緑被面積が市域に占める割合のこと。

※ 2 みどり率…緑被面積に「公園・緑地内に含まれる裸地（グラウンドなど）」及び「水面」の面積を加えた値（ここでは、「みどり率で考慮するみどりの面積」という。）から市域面積を割った値のこと。

2. みどり率算出方法

(1) 使用データ

- ・東京都みどり率調査結果（平成 30 年度、令和 5 年度）

(2) 使用ソフト

- ・QGIS 3.42.0（GIS ソフト）

(3) 算出方法

- ① 東京都みどり率調査結果（平成 30 年度、令和 5 年度）を QGIS に読み込ませる。
- ② 読み込んだデータの属性を CSV 形式にエクスポートし、再度 Excel で読み込む。
- ③ 小金井市市街化区域面積（1,130ha）からみどりの面積を割り、みどり率を算出する。

3. 算出結果

《平成 30 年度》

- ① 市街化区域面積 : 1,130 ha
- ② みどりの面積 : 396.13 ha
- ③ みどり率 : 35.1 % (②/①×100)

※小数点第 2 位を四捨五入

《令和 5 年度》

- ① 市街化区域面積 : 1,130 ha
- ② みどりの面積 : 379.52 ha
- ③ みどり率 : 33.6 % (②/①×100)

※小数点第 2 位を四捨五入

4. 調査結果

令5年度のみどり率は33.6%となり、中間評価の目標値34.1%を下回った。

表 平成30年度、令和5年度のみどり率実績値及び目標値の比較

年度	平成30年度（実績値）	令和5年度（実績値）	令和5年度（目標値）
みどりの面積	396.13 ha	379.52 ha	385.13 ha
みどり率	35.1%	33.6%	34.1%

分類別にみると、最も面積の大きい樹林・原野・草地（樹林）が5.3%減少し、104,879m²減少した。

農用地の減少量も大きく、農用地（樹林）は13.5%の22,377 m²が減少、農用地（草地）では13.7%の3,110 m²が減少、農用地（緑被地以外）では11.8%の57,882 m²が減少した。

一方、公園・緑地は増加した分類が多く、公園・緑地（緑被地・水面以外）は6.6%、公園・緑地（樹林）4.7%の増加であった。

表 分類別のみどりの面積及び増減

単位：m²

分類	平成30年度	令和5年度	H30～R5の増減	増減率
公園・緑地（原野・草地）	155,539	158,441	2,902	1.9%
公園・緑地（樹林）	602,708	631,127	28,419	4.7%
公園・緑地（水面）	26	2	△24	△91.8%
公園・緑地（緑被地・水面以外）	122,390	130,475	8,084	6.6%
樹林・原野・草地（原野・草地）	290,817	273,578	△17,239	△5.9%
樹林・原野・草地（樹林）	1,986,126	1,881,247	△104,879	△5.3%
水面・河川・水路（樹林）	73,664	74,606	943	1.3%
水面・河川・水路（草地）	27,278	26,887	△391	△1.4%
水面・河川・水路（緑被地以外）	22,585	21,974	△610	△2.7%
農用地（樹林）	166,004	143,628	△22,377	△13.5%
農用地（草地）	22,688	19,578	△3,110	△13.7%
農用地（緑被地以外）	491,506	433,624	△57,882	△11.8%
総計	3,961,332	3,795,168	△166,163	△4.2%

小金井市の環境・みどりに関する市民アンケート調査結果（速報値）

1. 調査の概要

(1) 目的

第3次小金井市環境基本計画、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画及び小金井しみどりの基本計画の中間見直しにおける評価のため、環境・みどりについて日頃感じている市民の意識・意向を把握する。

(2) 対象

市内在住の18歳以上で無作為に抽出した3,000人

（外国籍の方90名には、日本語のほか、英語、中国語、韓国語の調査票を同封し送付）

(3) 方法及び期間

方 法	期 間
・調査票を郵送、返信用封筒にて回収（紙面）	令和7年6月25日
・調査票に掲載の二次元コード、URLよりインターネットで回答（WEB）	～7月16日

(4) 回答概要

対象	配布数	回答数（n）	回答率
18歳以上の市民	3,000	1,078	35.9 %

※ 自由記載欄やクロス集計は集計中であり、最終結果は令和8年3月末に公表する。

※ 上記のうち、外国籍の方の回答数は3件（英語1件、中国語2件）

※ WEBと紙面の重複回答が1件あったため、有効な回答数から除外した。

※ 回答率は、小数点第2位を四捨五入

【参考】年代別回答率

年代	発送数		回答数				回答率
			紙面		WEB	合計	
10代	67	(4)	6	(1)	10	16	23.9%
20代	473	(54)	30	(0)	42	72	15.2%
30代	484	(24)	50	(0)	86	136	28.1%
40代	529	(6)	79	(2)	96	175	33.1%
50代	520	(2)	101	(0)	91	192	36.9%
60代	396	(0)	147	(0)	65	212	53.5%
70代以上	531	(0)	241	(0)	26	267	50.3%
無回答	—	—	8	(0)	0	8	—
合計	3,000	(90)	662	(3)	416	1,078	35.9 %

※ 発送数及び紙面の回答数の括弧書きは外国籍の方

※ 令和元年度回答状況

1,028件（紙面 941件、WEB 87件）

上記のうち外国籍の方（回答数 11件 回答率 34.3 %）

2. アンケート調査結果

◆ご自身について

➤ 性別

回答者の性別は女性が 54.0%、男性が 39.5%であった。その他の回答が 0.6%、無回答・無効は 5.8%であった。

n = 1,078

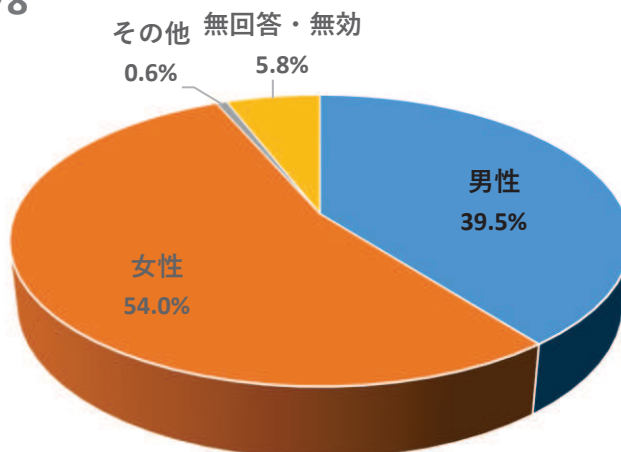


図 性別

➤ 年齢

回答者の年齢は 70 歳以上 (24.8%) が最も多く、次いで 60 歳代 (19.7%)、50 歳代 (17.8%)、40 歳代 (16.2%) であった。

n = 1,078

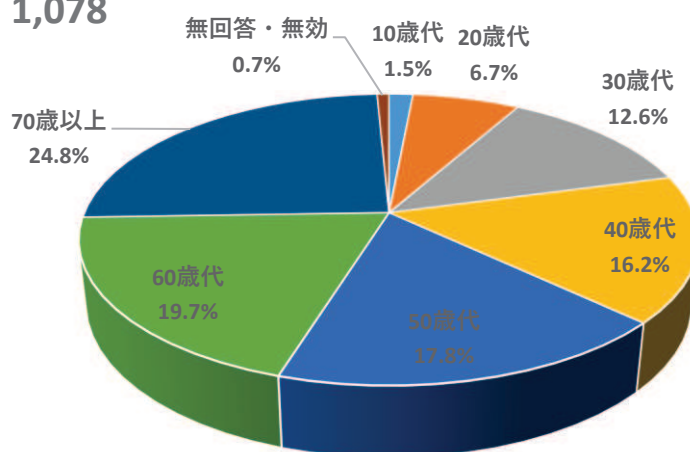


図 年齢

➤ 住所【町名】

回答者の居住地区は本町（16.9%）が最も多く、次いで東町（16.0%）、緑町（14.9%）前原町（12.4%）であった。

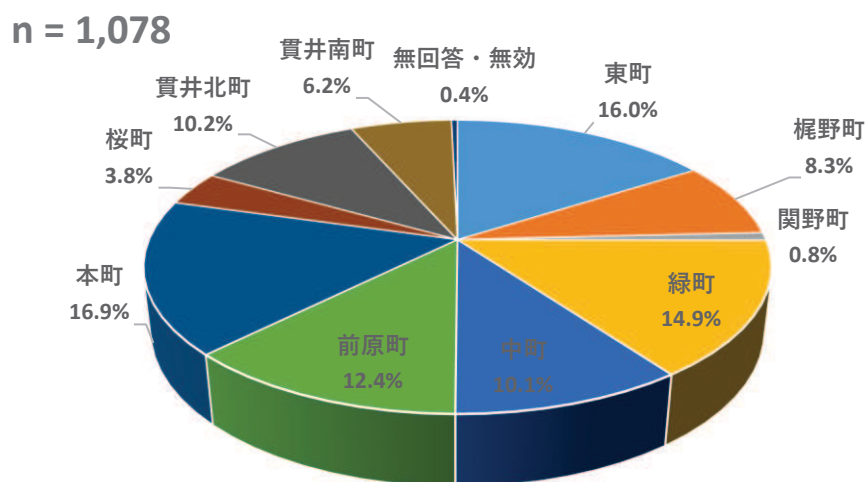


図 住所（町名）

➤ 居住地域

回答者の居住地域は北地域（20.9%）が最も多く、次いで中央地域（18.5%）、東地域（16.9%）であった。

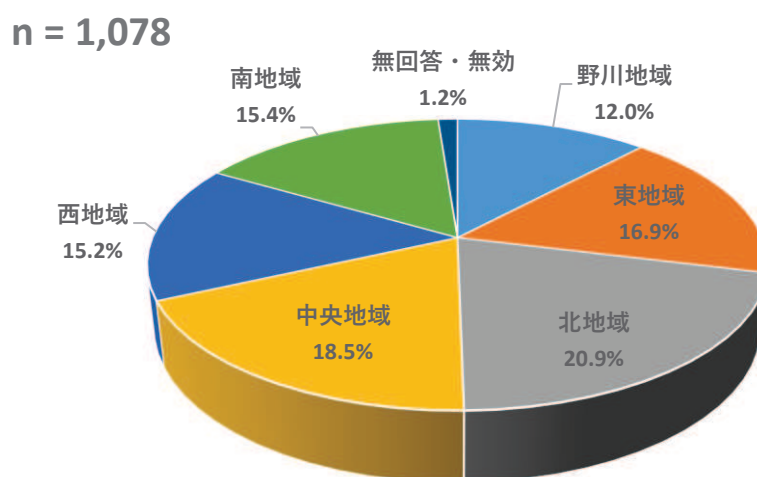


図 居住地域

➤ 居住年数

回答者の居住年数は30年以上（36.1%）が最も多く、次いで10年以上20年未満（18.4%）、20年以上30年未満（16.9%）であった。

n = 1,078

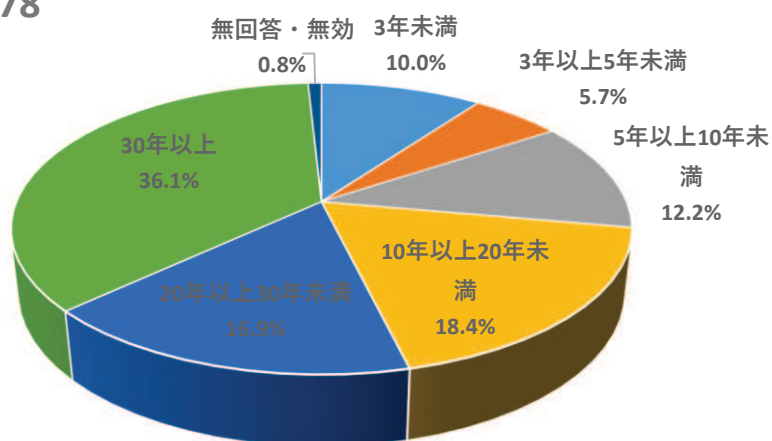


図 居住年数

➤ 住宅の形態

回答者の住宅の形態は戸建てが55.3%、集合住宅が37.5%であった。

n = 1,078

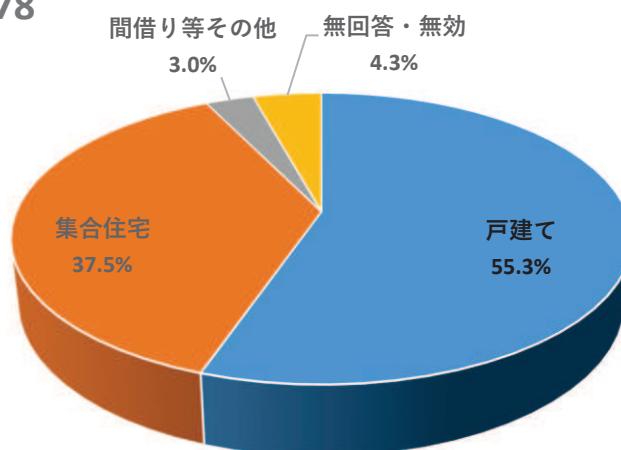


図 住宅の形態

1 身近な環境の満足度について

お住いの地域の環境に関して、該当する番号 1 つに○をつけてください。

身近な環境の満足度において、「満足」、「やや満足」の合計値は「まちの静けさ」、「まちの清潔さ・きれいさ（ごみの散乱、におい等）」、「生き物との親しみやすさ」、「水辺との親しみやすさ（河川や湧水を身近に感じるか）」、「水のきれいさ（河川や湧水の水質、におい等）」で 6 割以上であった。

「地球環境に配慮した取組み（CO₂削減等）」は、「満足」、「やや満足」の合計値が 3 割以下で最も低かった。

身近な環境の満足度（n = 1,078）

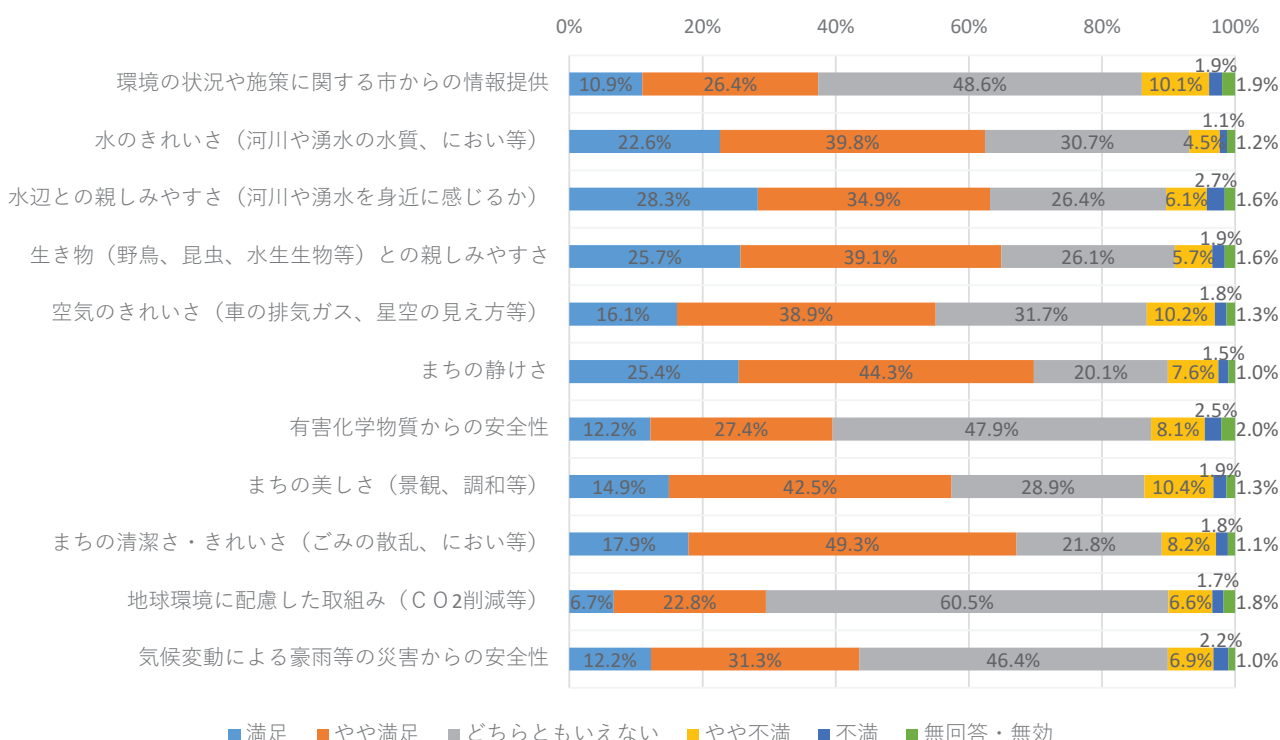


図 身近な環境の満足度

環境基本計画の指標である「生き物との親しみやすさ」、「まちの美しさ」の「満足」、「やや満足」の合計値は、令和 12 年度の目標値を上回った。

表 環境基本計画の指標

項 目	令和元年度	令和 7 年度	令和 12 年度（目標値）
生き物との親しみやすさ	44.8%	64.8%	55%
まちの美しさ	46.0%	57.4%	55%

2 日常生活における環境に関する取組状況

1) 普段の生活を振り返って、小金井市の環境に優しい行動がとれていますか。各項目について、該当する番号1つに○をつけてください。

環境に優しい行動の取組状況において、「いつもしている」、「ときどきしている」の合計値は「ものを捨てる時は、水銀などの有害ごみを混入させないなど、分別を徹底する」、「ポイ捨てをしないなど、マナーを守って生活する」、「生活騒音に気を付けるなど、日頃から隣近所への配慮を心掛ける」、「生ごみは水切りを行い、汚れがあるごみは洗浄してから排出する」、「移動は徒歩、自転車、公共交通機関を優先する」で9割以上であった。

「生ごみは堆肥化して有効に利用する」は、「いつもしている」、「ときどきしている」の合計値が2割以下で最も低かった。

環境に優しい行動（n = 1,078）

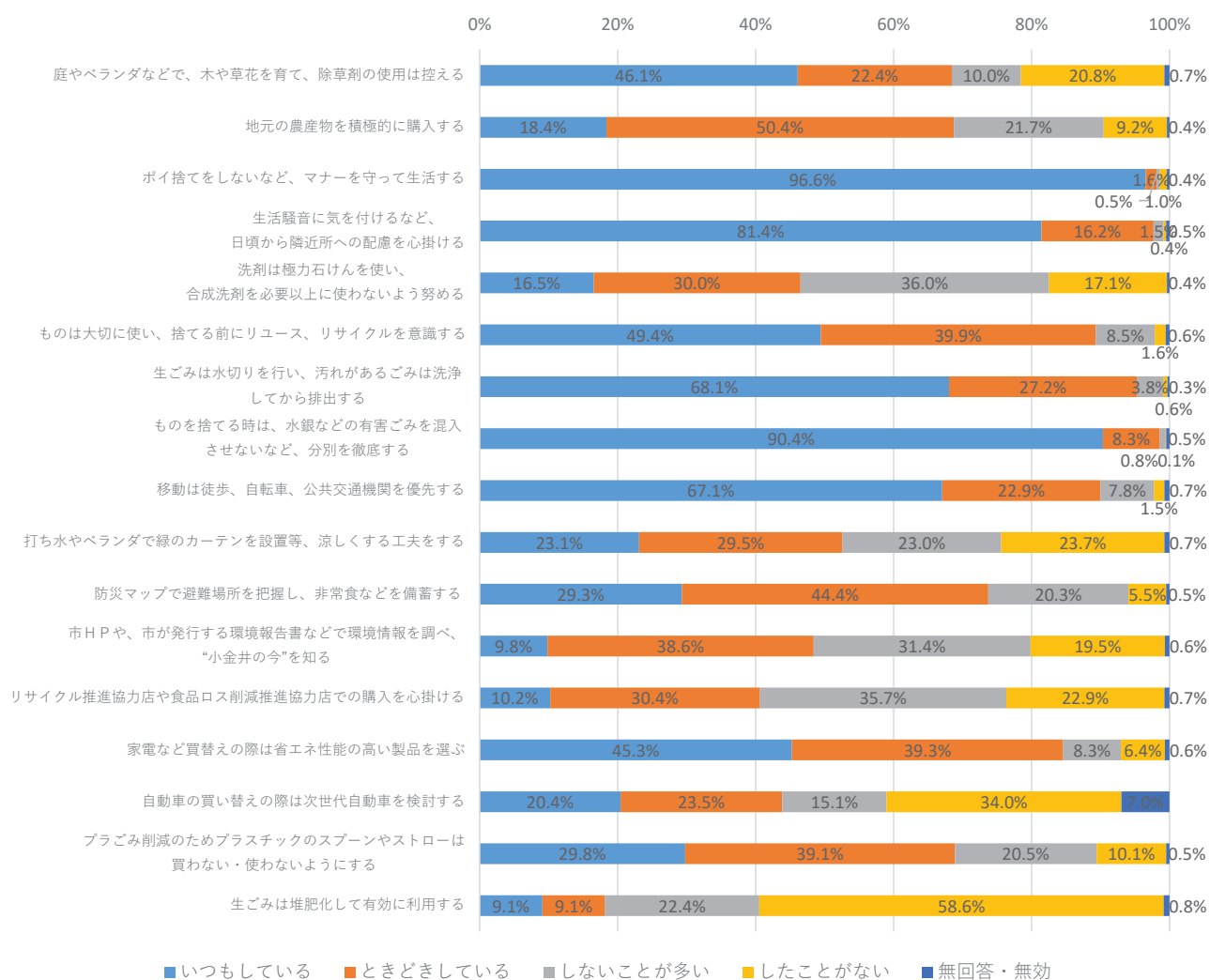


図 環境に優しい行動の取組状況

2) 環境配慮型の機器の利用・導入状況について、該当する番号1つに○をつけてください。

環境配慮型機器について、「既に導入している」の割合が最も高かったのは「断熱窓」(22.0%)であった。次いで「高効率給湯器」(19.7%)、ハイブリッド車(15.0%)であった。

「今後導入したい」の割合が高かったのは、「断熱窓」(27.5%)、「遮熱塗装」(26.4%)となり、住宅の断熱化の意向が高かった。

環境配慮型機器 (n = 1,078)

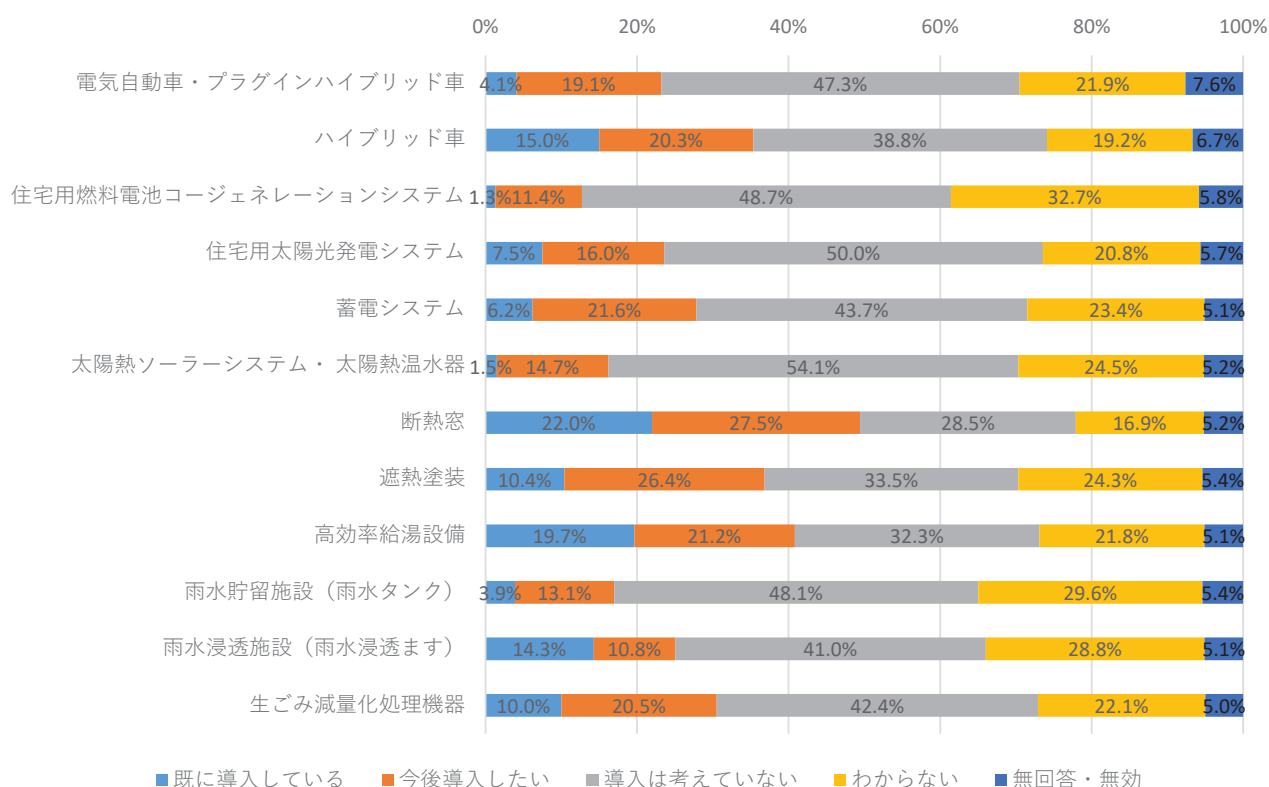


図 環境配慮型機器の利用・導入状況

3) その他、ご家庭で取り組まれている環境に関する取組などがあれば、お書きください。

(集計中)

3 環境保全活動への参加状況及び小金井市の取組の認知度について

1) 以下の環境保全活動に過去5年以内に参加したことはありますか？該当する番号1つに○をつけてください。

環境保全活動について、「参加したことがある」の割合が高かった活動は「ごみ減量活動」(36.1%)、「まちの清掃、美化活動」(28.8%)であった。

「参加したことはないが今後機会があれば参加してみたい」の割合が高かった活動は「まちなかの緑化活動(植樹・花壇づくり・緑のカーテン等)」(58.6%)、「地下水・湧水・河川の保全活動」(57.3%)、「地域の自然(生き物、樹林等)の保全活動・観察会」(57.1%)であった。

環境保全活動 (n = 1,078)

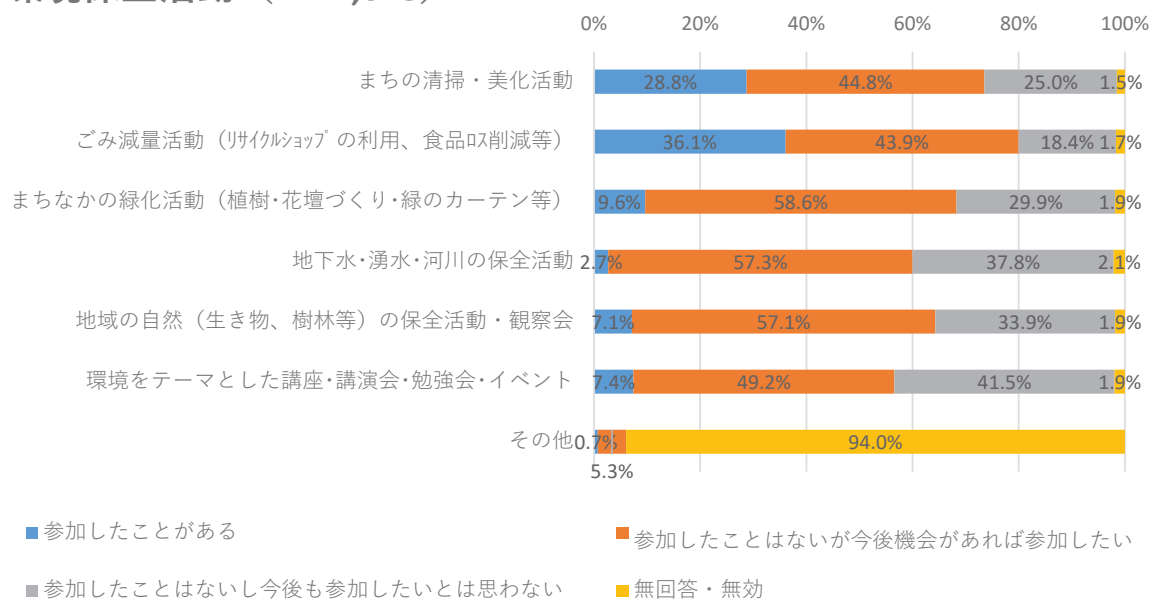


図 環境保全活動への参加状況

2) 以下は、小金井市が実施している環境・みどりに関する計画や取組、施設等の一部です。
これらについて該当する番号1つに○をつけてください。

環境・みどりに関する計画について、「知っているし、読んだことがある」、「知っているが、読んだことはない」の合計値は「小金井市環境基本計画」、「小金井しみどりの基本計画」は3割以上であった。

「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」、「小金井市気候非常事態宣言」は「知らない」の回答が約7割であった。

環境・みどりに関する計画 (n = 1,078)

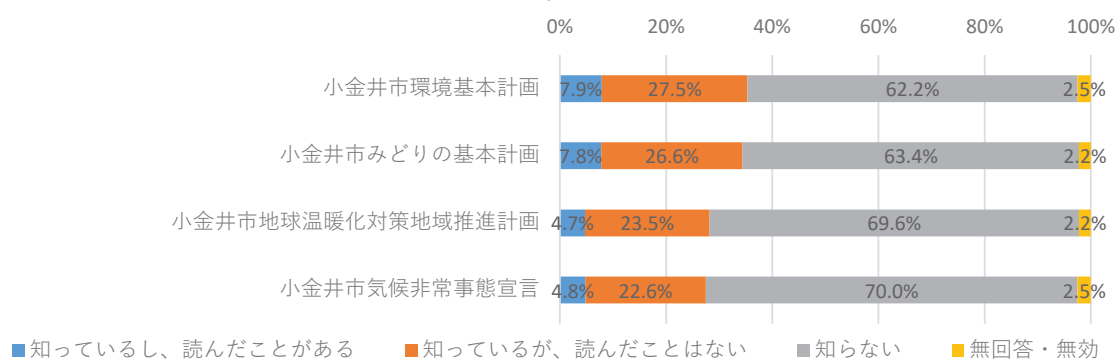


図 環境・みどりに関する計画の認知度

環境・みどりに関する取組について、「知っているし、参加ことがある」、「知っているが、参加したことはない」の合計値は「野川環境フィールドワーク」が最も高かった。

その他の取組については、「知らない」の回答が7割前後であった。

環境・みどりに関する取組 (n = 1,078)

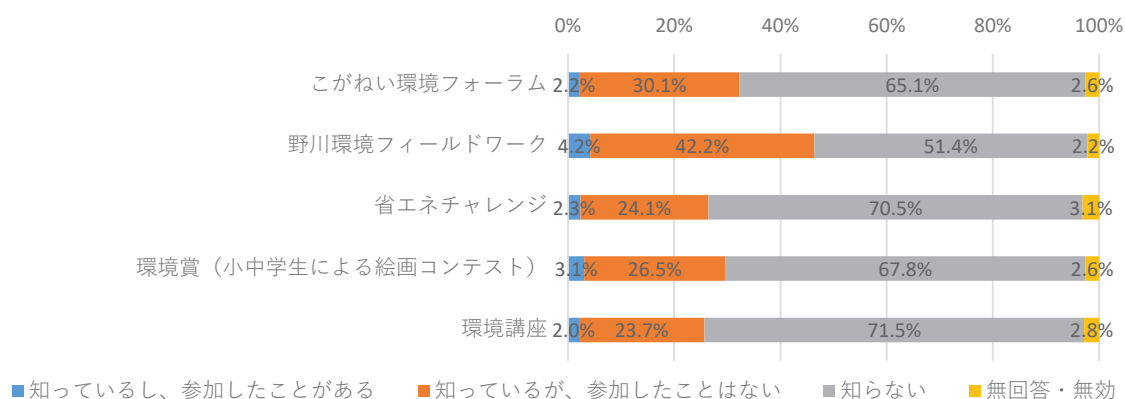


図 環境・みどりに関する取組の認知度

環境楽習館について、「知っているし、利用（見学）ことがある」は6.4%、「知っているが、利用（見学）したことはない」は22.2%であり、「知らない」の回答が7割であった。

環境楽習館（n = 1,078）

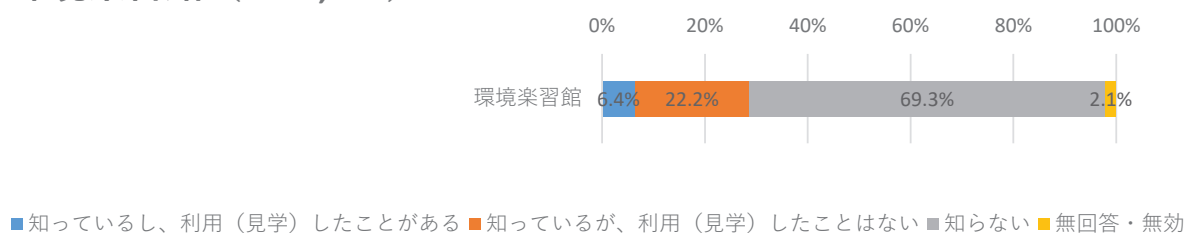


図 環境楽習館の認知度

環境・みどりに関する補助金・制度について、「知っているし、利用したことがある」、「知っているが、利用したことがない」の回答は「住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金」が最も高かった。

その他の補助金・制度については、「知らない」の回答が7割前後であった。

環境・みどりに関する補助金・制度（n = 1,078）

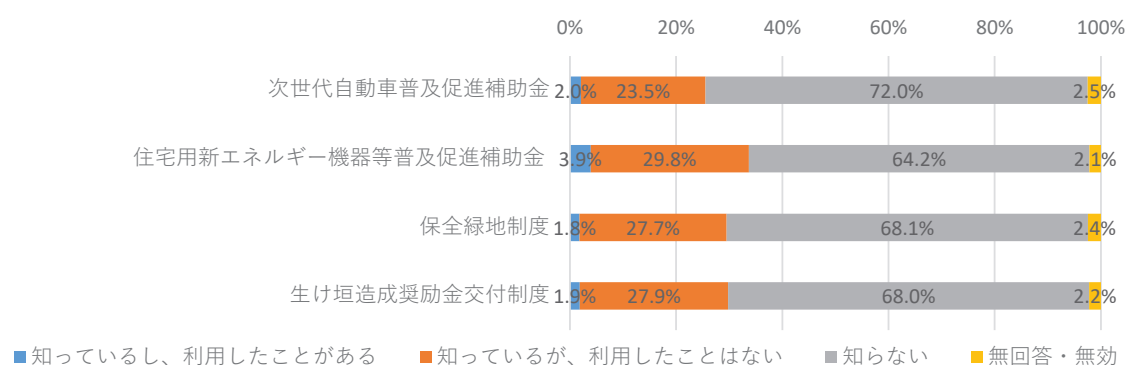


図 環境・みどりに関する補助金・制度の認知度

3) 前ページの1)、2)で参加(利用)したことはないと回答した設問がある方に伺います。参加しなかった理由、参加したいと思わない主な理由は何ですか。該当する番号1つに○をつけてください。

「時間的余裕がないから」が50.6%で最も高く、次いで「興味がないから」(16.0%)、「知っていたら参加(利用)したかった」(13.6%)であった。

n = 1,078

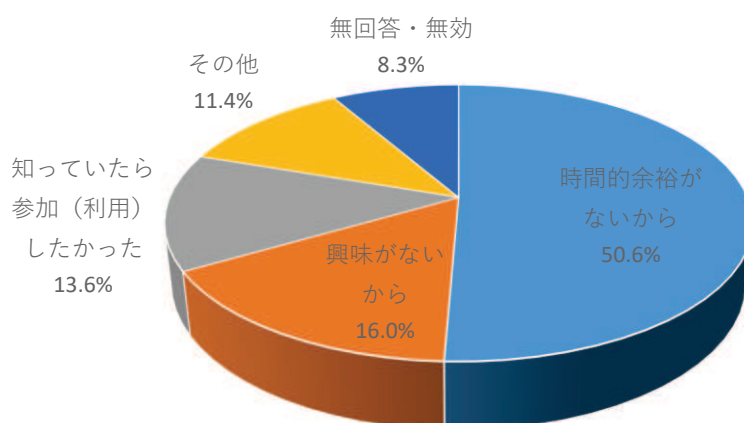


図 参加しなかった、参加したいと思わない理由

4 環境に関する情報提供について

環境に関する情報（例：環境関連イベント等のお知らせ、環境調査データの公開等）を市から発信する場合、どの媒体が利用しやすいですか。該当する番号に○をつけてください。（○はいくつでも）

環境に関する情報提供について、「市報こがねい」が80.3%で最も高かった。次いで「市ホームページ」（26.7%）、「X、LINE等のSNS」（24.7%）が高かった。

情報提供手段（n = 1,078）

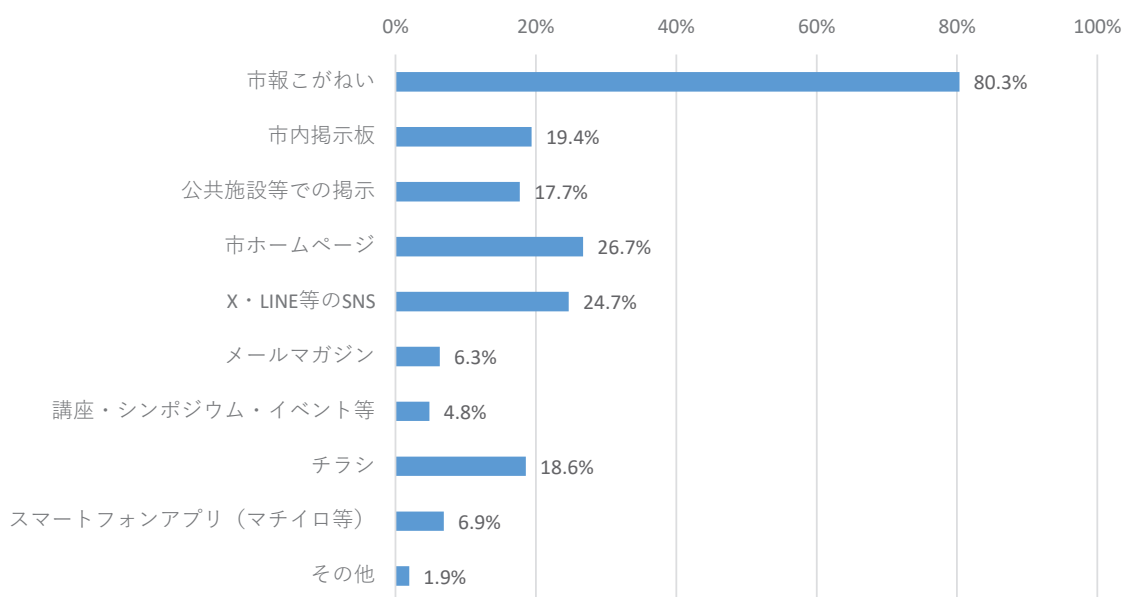


図 利用しやすい市からの情報提供手段

5 今後、重視すべき取組について

小金井市の環境に関する取組を進めていく上で、今後、特に重要だと思う取組を、以下のうちから5つまで選んで、右の欄に記載してください。

市が重視すべき取組について、「ごみの適正な処理と3Rの推進」が43.1%で最も高かった。次いで「地球温暖化の防止」（42.0%）、「小金井らしい景観（国分寺崖線等）の保全」（41.3%）が高かった。

重視すべき取組（n = 1,078）

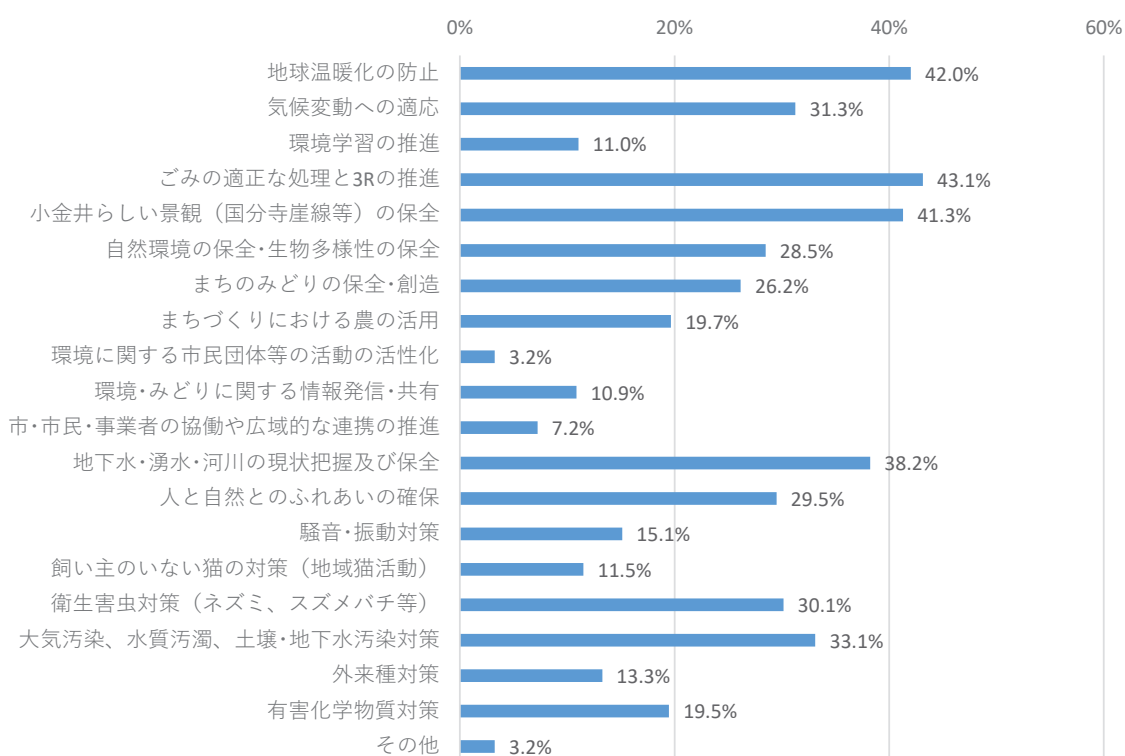


図 今後特に重要だと思う環境に関する取組

6 小金井市の「みらい」の環境について

お住いの地域やその近くで、将来の小金井市に残したい環境や大切にしていきたい環境は何ですか。以下のうちから5つまで選んで、右の欄に記載してください。

小金井市の将来に残したい環境や大切にしていきたい環境について、「玉川上水や野川、仙川などの水辺空間」が66.8%で最も高かった。次いで「名勝小金井（サクラ）など桜のある風景」（63.4%）、「きれいな河川や湧水」（52.8%）が高かった。

みらいの環境（n = 1,078）

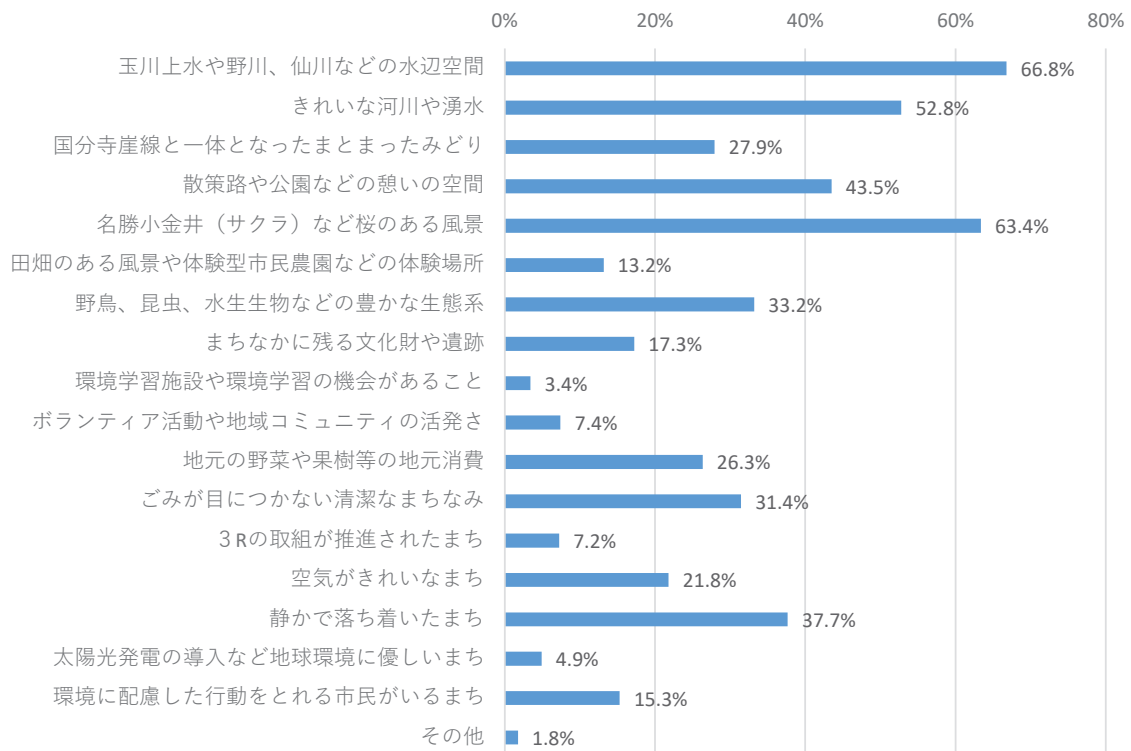


図 残したい・大切にしていきたい環境

7 環境保全に関する用語の認知度について

最近よく使用されている環境保全に関する用語について、該当する番号1つに○をつけてください。

環境保全に関する用語について、「意味を含めて知っていた」、「言葉は知っていたが意味は知らなかった」の合計値は「カーボンニュートラル」が89.7%で最も高かった。

「ネイチャーポジティブ」、「30by30」の認知度は低かった。

用語の認知度（n = 1,078）

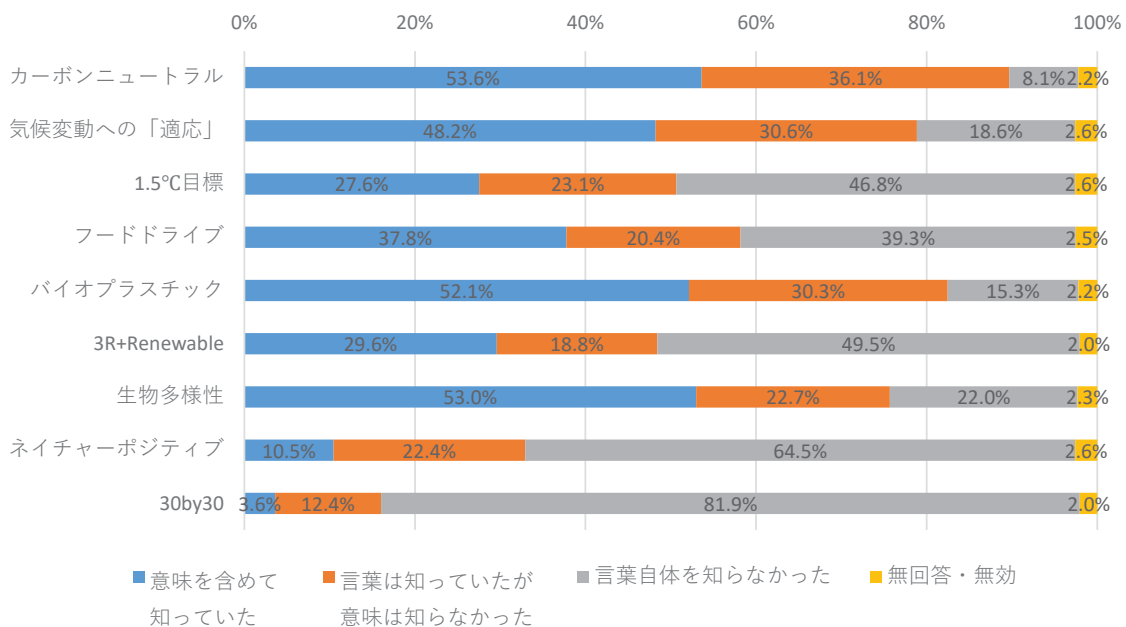


図 環境保全に関する用語の認知度

環境基本計画の指標となっている「気候変動への適応」の認知度は78.8%となり、令和12年度の目標値である50%を大きく上回った。「生物多様性」の認知度も、目標値の75%をわずかに上回った。

表 環境基本計画の指標

項 目	令和元年度	令和7年度	令和12年度（目標値）
気候変動への「適応」	25.3%	78.8%	50%以上
生物多様性	—	75.4%	75%

8 小金井市のみどりについて

本市のみどりの施策等について、感想をお聞かせください。該当する番号1つに○をつけてください。

みどりの施策等について、「満足」、「やや満足」の合計値は「みどりの豊かさ」(72.3%)、「公園の居心地の良さ」(69.1%)で高かった。

「ボランティア活動の参加のしやすさ」、「イベントの参加のしやすさ」は2割以下で低かった。

「みどりの質」の「満足」、「やや満足」の合計値は47.5%であった。

小金井市のみどり (n = 1,078)

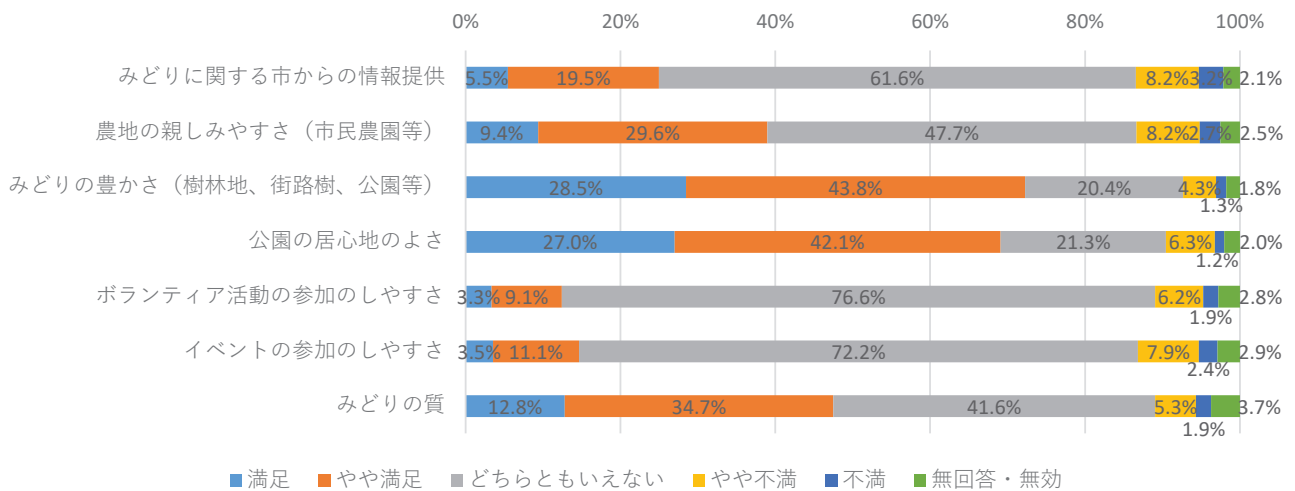


図 市のみどりの施策の満足度

「みどりの質」の満足度は、令和元年度の67.8%と比較すると、20.3ポイント低下した。

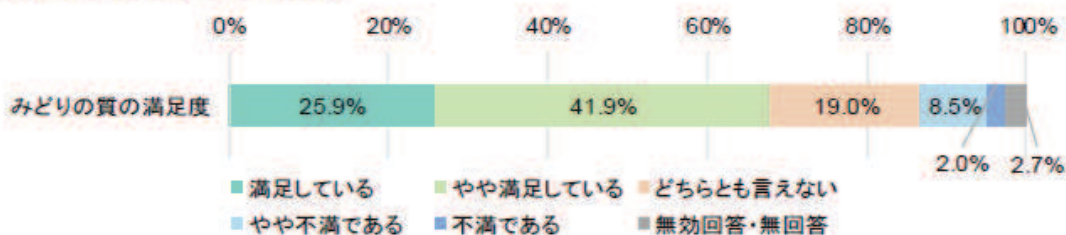
令和元年度においては、「どちらとも言えない」が19.0%であったが、今回の調査結果では41.8%となった。「やや不満」、「不満」の回答は、令和元年度と比較して令和7年度は低い結果であった。

表 みどりの質の満足度

項目	令和元年度	令和7年度	令和12年度(目標値)
みどりの質の満足度	67.8%	47.5%	80.0%

(参考 令和元年度 みどりの満足度)

みどりの質の満足度 (n=1,028)



環境基本計画の指標である「みどりの豊かさ」の満足度は令和元年度と同程度であった。

表 環境基本計画の指標

項 目	令和元年度	令和 7 年度	令和 12 年度（目標値）
みどりの豊かさ	72.0%	72.3%	80.0%

9 気候変動対策について

1) 日本は、2030 年度において、温室効果ガス排出 46%削減（2013 年度比）を目指し、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目標としています。あなたはこのことを知っていましたか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

日本の温室効果ガス削減目標について「知っていた」は 44.5%、「知らなかった」は 43.5%であった。

n = 1,078

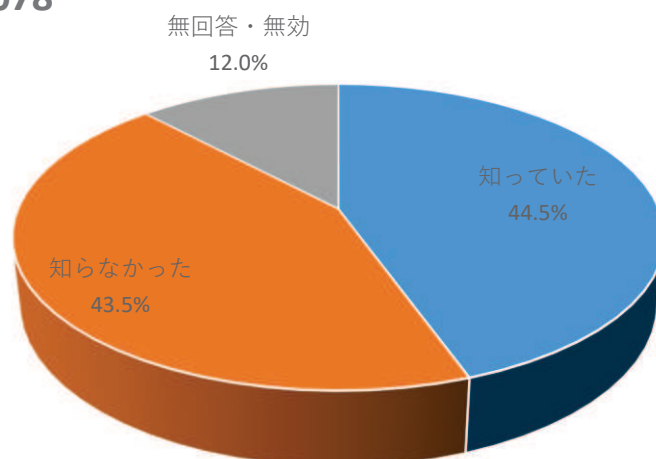


図 日本の削減目標の認知度

2) 小金井市の現在の温室効果ガス排出削減目標は、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現の目標は国と同じであるものの、中期目標である 2030 年度においては温室効果ガス排出 26% 削減（2013 年度比）を目指すとしています。（国の目標は 46%削減）あなたは 2030 年度における小金井市の目標数値について、どのように考えますか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

小金井市の温室効果ガス削減目標について、「国と同じ程度の目標を掲げるべき」は 42.5%、「現状も目標値でよい」は 38.8%、「国以上の目標を掲げるべき」は 14.2%であった。

n = 1,078

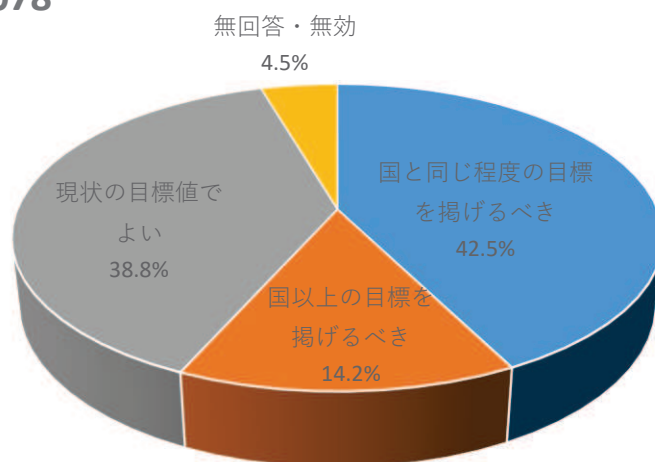


図 小金井市の削減目標

3) 2) の回答の理由があれば、お書きください。

(集計中)

4) 気候変動の影響に備える「適応」について、現在あなたが行っている取組にはどのようなものがありますか。該当する番号に○をつけてください。(○はいくつでも)

適応の取組について、「熱中症対策の徹底」が93.9%で最も高かった。次いで「自然災害への備え」は63.3%であった。

適応の取組状況 (n = 1,078)

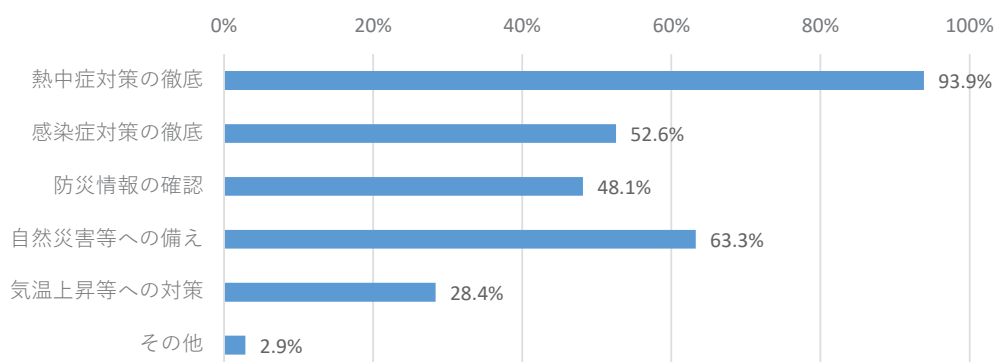


図 適応の取組状況

5) 気候変動の影響に備える「適応」について、市が重点的に対策すべきものは何ですか。該当する番号に○をつけてください。(○はいくつでも)

市が重点的に対策すべき適応策について、「自然災害に備えた備蓄（水・非常食）の強化」が74.0%で最も高かった。次いで「防災に関する情報提供の強化」(65.1%)、「気温上昇等への対策」(60.0%)であった。

市が取り組むべき適応策 (n = 1,078)

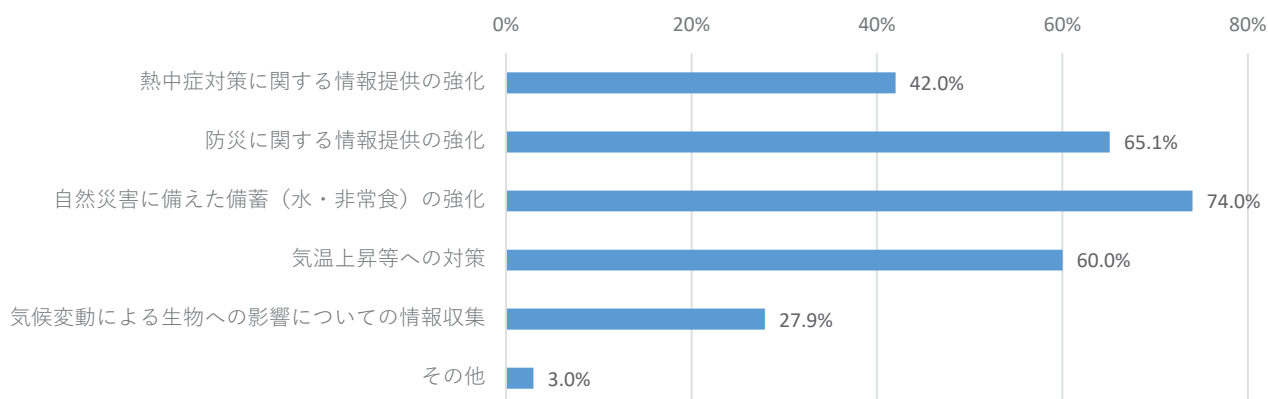


図 市が重点的に対策すべき適応策

6) 東京都では、「燃費の良い住宅」の普及を進めています。あなたは、断熱性が高く、太陽光発電設備や蓄電池等の機器を設置した「燃費の良い住宅」のメリットを知っていますか。該当する番号に○をつけてください。(○はいくつでも)

「燃費の良い住宅」のメリットについて、「夏は涼しく、冬は暖かく、光熱費削減」が73.1%で最も認知度が高かった。次いで「停電時にも電気の使用が可能」44.8%であった。「知らなかった」は19.1%であった。

燃費の良い住宅のメリット (n = 1,078)

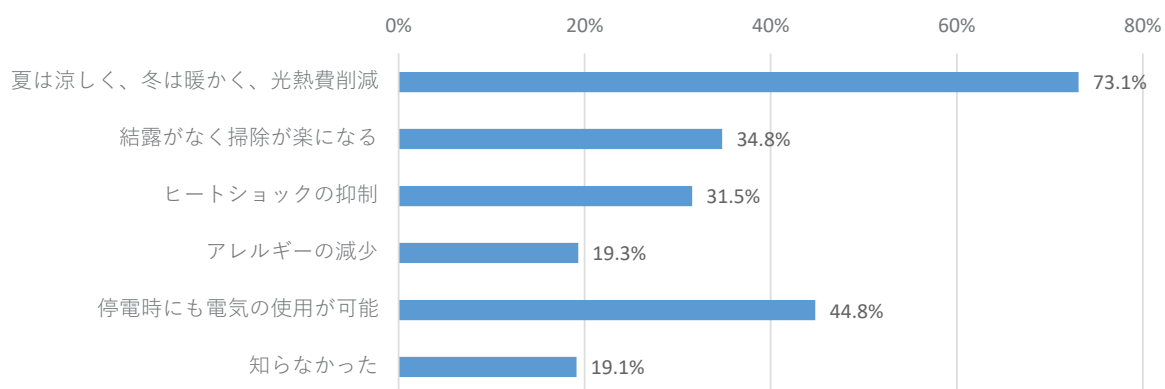


図 燃費の良い住宅のメリットの認知度

10 市の環境施策について

小金井市の環境施策について、あなたのご意見を聞かせてください。

(集計中)

小金井市みどりの基本計画の目標値の実績

項目	目標値 (令和 1 2 年度)	調査基準年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 中間評価数値
緑被率	28.0%	30.2%	-	-	-	-	-	-
みどりの質の満足度	80.0%	67.8%	-	-	-	-	-	47.5%
環境美化サポーター登録者数	410人	308人	319人	410人	382人	434人	386人	※
環境緑地の指定面積	現状維持	4.78ha	4.78ha	4.78ha	4.69ha	4.69ha	4.74ha	4.62ha
保存樹木の指定本数	現状より増加	842本	824本	819本	808本	774本	794本	931本
市民農園の箇所数（面積）	現状より増加	4か所 (3,070.37m)	4か所 (3,070.37m)	6か所 (4,610.37m)	6か所 (4,610.37m)	6か所 (4,610.37m)	6か所 (5,277.37m)	※
体験型市民農園の箇所数（面積）	現状より増加	2か所 (4,489.46m)	2か所 (4,489.46m)	2か所 (4,489.46m)	1か所 (300.00m)	1か所 (300.00m)	1か所 (300.00m)	※
生産緑地地区面積	減少量を抑制する	58.85ha	58.07ha	56.76ha	54.60ha	51.61ha	51.27ha	※
保存生け垣の延長	現状より増加	4,358m	4,174m	3,968m	4,289m	4,324m	4,199m	4,195m
公園・緑地面積	現状より増加	86.86ha	86.84ha	86.93ha	87.22ha	87.02ha	87.01ha	87.01ha
街路樹の植栽延長	現状より増加	21.81km	21.81km	21.81km	21.81km	21.81km	21.78km	※
都市計画公園の整備における市民参加 実施の割合（実施公園）	100%	-	100% (三葉公園)	100% (三葉公園・権野公園)	100% (三葉公園・権野公園)	100% (三葉公園)	100% (三葉公園)	100% (三葉公園・権野公園・東山公園)

※ 例年、年度末に集計した数値を掲載するため、現時点では未集計

(参考) 生産緑地地区面積の実績と推計

年度	実績値①	推計値②	差 (①－②)
平成20年度	71.40ha		
平成21年度	70.26ha		
平成22年度	67.88ha		
平成24年度	66.33ha		
平成25年度	66.11ha		
平成26年度	66.02ha		
平成27年度	65.09ha		
平成28年度	62.77ha		
平成29年度	62.14ha		
平成30年度	60.89ha		
令和元年度	58.85ha		
令和 2 年度	58.07ha	58.83ha	△0.76ha
令和 3 年度	56.76ha	57.81ha	△1.05ha
令和 4 年度	54.60ha	49.71ha	4.89ha
令和 5 年度	51.61ha	48.69ha	2.92ha
令和 6 年度	51.27ha	47.66ha	3.61ha
令和 7 年度		46.64ha	
令和 8 年度		45.62ha	
令和 9 年度		44.59ha	
令和 1 0 年度		43.57ha	
令和 1 1 年度		42.55ha	
令和 1 2 年度		41.52ha	

※ 推計値は、小金井市みどりの基本計画76ページに記載（【 】内は市域面積に対する割合を表記）

緑化施策に係る国・東京都等の方針や各種制度の動向

1 都市緑地法等の改正（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 40 号））

(1) 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ① 国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】
- ② 都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

(2) 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ① 緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】
- ② 緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都市開発資金法】

(3) 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

- ① 民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設【都市緑地法・都市開発資金法】
- ② 都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設【都市再生特別措置法】

【上記改正の主な内容】

- 緑地の保全等に関する国の基本方針（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針、令和 6 年 12 月 20 日）が策定
- 緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を法的に位置付け、市町村の実施に係る財源を充実
- 指定法人が地方公共団体に代わって緑地の買入れや整備を行う制度を創設し、財政面・技術面から地方公共団体を支援
- 優良緑地確保計画の認定制度（通称「TSUNAG」）を導入



TSUNAG - 優良緑地確保計画認定制度

国土交通省では、「まちづくりGX」の一環として、民間事業者等による①気候変動への対応、②生物多様性の確保、③Well-beingの向上などに貢献する良質な緑地の確保の取組を評価・認定する「優良緑地確保計画認定制度」を創設しました。

緑の基本方針の概要

■ 緑地の保全及び緑化の推進の意義

(1) 気候変動対策

温室効果ガスの排出増大等による地球温暖化の進行は、豪雨等による自然災害の発生、海面の上昇、生態系の攪乱等により、都市生活、経済活動、農林水産業等に深刻な影響をもたらしており、温室効果ガスの排出削減、吸収源対策が喫緊の課題となっている。

(2) 生物多様性の確保

都市の緑地は、動植物の生息地・生育地として地域固有の生態系を支える基盤であり、また、都市の住民がその生態系を学び、保全等に関わることで身近な場所でもある。ネイチャーポジティブの実現に向けて、良好な自然的環境を有する緑地の保全、再生が求められている。

(3) Well-being の向上

都市の緑地は、都市生活における環境に起因する健康リスクの軽減に寄与すること、また、ストレスの緩和やリラクゼーション効果、身体活動、住民の相互交流の促進、コミュニティの結束強化等を通じて Well-being を支え、促進し、精神的・身体的な健康の増進、認知・免疫機能の向上、死亡率の低下等にも寄与することが報告されている。

(4) 都市のレジリエンス向上

都市の緑地は、地震等による火災時の延焼を防ぎ、避難地・避難路等となることに加え、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化が懸念される中、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止など気候変動影響への適応策としての機能を有するものであり、グリーンインフラや流域治水等の観点から都市のレジリエンスを高めるインフラとして再認識されており、都市における緑地の確保について広域的な見地からの検討が必要である。

(5) 歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用

都市の緑地は、歴史や文化を形成する礎となるとともに、地域のアイデンティティや次代を担う子どもたちの感受性を育み、生活にゆとりと潤いをもたらしており、都市の住民が地域固有の自然的環境や歴史・文化を学ぶことができる環境教育・生涯学習の場として期待されている。

(6) 都市における生産機能、循環型社会への寄与

都市の緑地の一つである都市の農地は、地元産の新鮮な農産物の供給、防災や国土及び環境の保全、住民の交流の場等の多様な機能を有しており、都市に「あるべきもの」として適正に保全し、有効活用することが求められている。

(7) ESG 投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応

都市におけるカーボンニュートラルやネイチャーポジティブを実現するためには、公有地のみならず、民有地における緑地の確保等を図ることが重要であり、ESG 投資等の流れを踏まえた民間企業による緑地確保や緑化の取組を促進する必要がある。

このため、都市における緑地確保の意義や効果の客観的な評価等により、環境面、社会面で効果の高い事業への資金の流れを促すことが重要である。

■ 将来的な都市のあるべき姿

「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」

■ 全国の市街化区域等における緑被率が3割以上になることを目指す

■ 以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す

(1) 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

(2) 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

(3) Well-being が実感できる水と緑豊かな都市

2 国・東京都等の各種制度の動向

【国の動向】

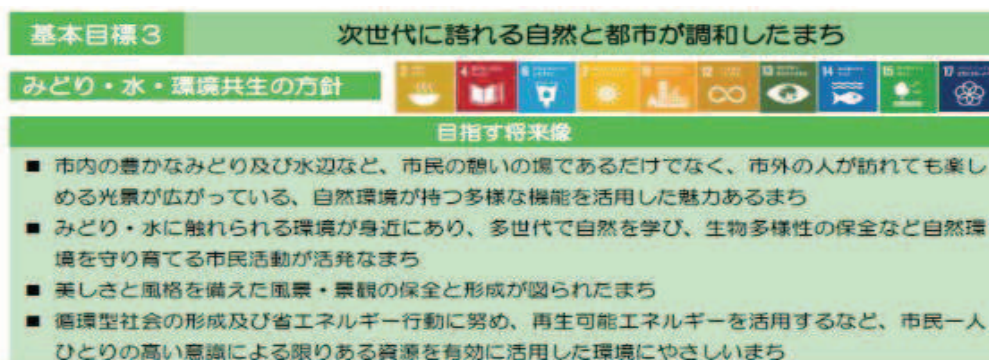
- 「グリーンインフラ実践ガイド」（令和 5 年）が策定され、さらなるグリーンインフラの普及・拡大
- 「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和 5 年）が策定され、2030 年のネイチャーポジティブの実現を目指す取組を推進
- 脱炭素社会の実現に向けた取組が加速しており、国は 2035 年度 60%削減、2040 年度 73%削減の新たな「日本の NDC（国が決定する貢献）」を、令和 7 年 2 月に国連気候変動枠組条約事務局へ提出

【東京都の動向】

- 令和 2 年 7 月に「緑確保の総合的な方針」、「都市計画公園・緑地の整備方針」を改正
- 令和 2 年 3 月、都市における生産緑地、樹林地等の保全や新たな緑の創出などにより、緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京の実現に資する事業に要する資金に充てるため、区市町村による緑の保全・創出の取組等の支援に活用できる「緑あふれる東京基金」を設置
- 「『未来の東京』戦略」（令和 3 年 3 月）において、「戦略 13 水と緑溢れる東京戦略」の実現に向け、積極的に緑の保全・創出に取り組む区市町村を支援するために「東京の緑の保全・創出支援プログラム」を作成
- 100 年先を見据えた緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を推進（令和 5 年 3 月）
- 「2050 年東京戦略」（令和 7 年 3 月策定）の「19 緑と水」にて、「豊かな緑と水が織りなす潤いと安らぎの都市 東京へ」というビジョンを掲げ、東京グリーンビズを強力に推進
- 「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を令和 7 年 3 月に策定し、2035 年までに温室効果ガス排出量を 60%以上削減（2000 年比）する新たな目標と、その達成に向けた 31 の個別目標を設定し、実効性ある施策を推進

【小金井市の動向】

- 令和 4 年 1 月「小金井市気候非常事態宣言」を表明し、「2050 年ゼロカーボンシティ」に向けた取組を推進
- 小金井市都市計画マスタープランを令和 4 年 8 月に改定し、「基本目標 3 次世代に誇れる自然と都市が調和したまち」の中で、「みどり・水・環境共生の方針では、地域固有の資源である豊かなみどり・水をいかしたネットワークの形成、みどりの保全・創出、風景・景観の保全と形成、循環型社会の推進及び脱炭素化に向けた取組など、次世代に誇れる自然と都市が調和した持続可能なまちを目指します。」としている。



小金井市みどりの基本計画 中間評価について

1 中間評価の背景

小金井市みどりの基本計画（以下「基本計画」という。）は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までを計画期間とする計画であり、概ね5年間を区切りに、計画の評価と検証を行うとともに、社会情勢や関連する各種制度の変更など計画を取り巻く環境の変化に伴う中間見直し等を行うものである。

2 中間評価の概要

以下の基本計画の取組状況、調査結果、及び国・東京都の緑化施策の動向を踏まえ、基本計画等の一部を見直し、令和7年度より取組を推進するものである。

(1) 基本計画の取組状況

- ア 小金井市みどりの基本計画実施計画（以下「実施計画」という。資料5）
- イ 基本計画の目標値の実績（資料8）

(2) 中間評価の実施に伴い実施した調査の結果

- ア みどり率の調査結果（資料6）
- イ 市民アンケートの調査結果（資料7）

(3) 国・東京都の緑化施策の動向（資料9）

3 見直しの対象

(1) 実施計画（資料11）

基本計画の主な取組に対する具体的な取組事業を見直すことにより計画目標達成のための取組を推進する。

(2) 基本計画（資料12）

新たなガイドライン策定に伴う「都市公園等の整備及び管理の方針」を見直すことにより、公園等の更なる適正管理を実施する。

4 見直し内容

	見直し内容	実施計画（資料11）取組No.
(1)	みどり率減少に伴う見直し	No.8、新規1
(2)	みどりの質の満足度の低下に伴う見直し	No.23、No.51、No.52
(3)	国・東京都の緑化施策の動向に伴う見直し	No.4、No.24、No.50、新規1、新規2
(4)	基本計画の目標値の実績に伴う見直し	No.8、No.42、新規1
(5)	実施計画の進捗状況に伴う見直し	No.5、No.6、No.8、No.23、No.42、No.46
(6)	新たなガイドライン策定に伴う見直し	No.23、新規2
(7)	アンケート調査結果に伴う見直し	No.2、No.8、No.23、No.24、No.42、No.51、No.52、No.61

小金井市みどりの基本計画実施計画の見直し(案)

【関連資料】

- 資料5：「小金井市みどりの基本計画実施計画（以下、「実施計画」）」
- 資料6：「令和5年度みどり率調査結果（以下、「みどり率」）」
- 資料7：「小金井市の環境・みどりに関する市民アンケート調査結果（速報値）（以下、「アンケート」）」
- 資料8：「小金井市みどりの環境・みどりに関する市民アンケート調査結果（速報値）（以下、「アンケート」）」
- 資料9：「緑化施策に係る国・東京都等の方針や各種制度の動向（以下、「国・都の動向」）」
- 資料12：「小金井市みどりの基本計画（都市公園等の整備及び管理の方針）見直し(案)（以下、「公園方針」）」

令和7年6月現在の、フォーマットイメージです（小金井市緑地保全対策審議会及びみどりの基本計画推進本部での審議を経て、追記訂正が見込まれます）

資料11

みどりの基本計画の記載					該当する取組（具体的な事業等）		見直し理由	見直し背景	見直しの方向性	見直し後の取組 (担当課へ各課照会し決定)	
NO	基本方針	取組方針	重点	具体的な取組	主な取組	取組事業名				取組事業名	取組事業内容
1. みどりを守る	2. 緑を守る	(1) 国分寺	① 国分寺	① 国分寺の自然環境を関係者とともに守る	2. 特別緑地保全地区に指定されている海渡泉園では、市民がみどりの大切さを理解するきっかけとなるイベントを開催などを通じて周知に努めます。	環境に維持管理・保全に努めるとともに、市民に親しまれる緑地としてイベントを開催し緑地の保全に関する普及啓発を行う。	アンケート	●ネイチャー・ボンジティブ、30by300の認知度は低かった。	生物多様性の普及啓発に関する取組の進捗の進記	適切に維持管理・保全に努めるとともに、市民に親しまれる緑地としてイベント等を開催し緑地の保全、生物多様性及びネイチャー・ボンジティブに関する普及啓発を行う。	海渡泉園でのイベント実施
1. みどりを守る	4. 緑を守る	(1) 国分寺	① 国分寺	① 国分寺の自然環境を関係者とともに守る	4. 国分寺緑地に隣接する公園等において、生物多様性に配慮した維持管理をします。	「小金井市立公園の設計及び維持管理基準」に則り、公園内に新たに植樹する際には在来種から選定し、生物多様性の確保のため、実のなる樹木を植樹していく。	国・都の動向 アンケート	●緑の基本方針において、緑地の保全及び緑化の推進の意義として「生物多様性の確保」があげられ、人と自然が共生するネイチャー・ボンジティブを実現した都市を目指す必要がある。	地帯固有の生態系を支える基盤である緑地の保全、再生について進記	「小金井市立公園の設計及び維持管理基準」に則り、公園内に新たに植樹する際には在来種から選定し、生物多様性の確保のため、実のなる樹木を植樹していく。地域固有の生態系を支える基盤である緑地の保全、再生を行う。	国分寺緑地に隣接する公園等の維持管理
1. みどりを守る	5. 緑を守る	(1) 国分寺	① 国分寺	① 国分寺の自然環境を関係者とともに守る	5. 市民団体の活動の支援を行うとともに、事業者及び市民と協力して国分寺緑線のみどり保全します。	緑線斜面及び周辺部のみどりの保全などの活動をする市民団体と連携して、維持管理・保全する。	実施計画	●取組状況、評価、実施効果が評価、活動を休止したため協議は至らなかった。	市民団体の活動体により、連携ができていない状況であり、事業者や市民との協力による事業へ取組の改善を検討、事業者によるみどりを守る取組として優良緑地確保計画認定制度などの周知を検討	市民団体や事業者の活動支援	市民団体や事業者の活動支援
1. みどりを守る	6. 緑を守る	(2) 民有地	① 民有地	① 民有地の活動の支援を行うとともに、事業者及び市民と協力して国分寺緑線のみどり保全します。	緑線斜面に指定した屋敷林や社寺林を、市民団体やボランティアと連携して維持管理・保全する。また、ボランティアポイントの取得できる事業として位置付けることで、近隣の小学生の参加を推進する。	環境緑地指定した屋敷林や社寺林を、市民団体やボランティアと連携して維持管理・保全する。	実施計画	●小中学生の参加の促進には至っておらず、小中学生の環境緑地での活動は難しい。	近隣の小中学生の参加の促進を検討	市民協働による環境緑地の維持管理	市民協働による環境緑地の維持管理
1. みどりを守る	8. 緑を守る	(2) 民有地	① 民有地	① 民有地の活動の支援を行うとともに、事業者及び市民と協力して国分寺緑線のみどり保全します。	3. 保全緑地制度を活用し、定着低密度の引き下げなど、要件の見直しを検討します。	保全緑地（環境緑地・公共緑地・保存樹木・保存生け垣）制度の指定要件を緩和するなど、要件を見直す。	実施計画 アンケート	●保全緑地制度の指定要件緩和を実施し、問い合わせが増え新規指定などの成果があるが、保存樹木、生け垣は減少するとともに質の低下がみられる。	保全緑地の質を含めた要件の見直しや助成以外の維持管理補助などは可能な検討	保全緑地制度の要件の見直し	保全緑地（環境緑地・公共緑地・保存樹木・保存生け垣）制度の質を含めた指定要件を見直し、維持管理補助など助成措置を検討する。
1. みどりを守る	新3. 緑を守る	(3) 農地	② 農地	② 農地の活用を促す	3. 都市農業への理解や土に慣れた機会を得る場として、引き継ぎ市民農園や体験型農園の整備を推進していきます。	民間企業等への生産緑地の貸し出しなどの情報提供の強化を検討（環境基本計画 環境保全実施計画に掲載の事業）	目録 国・都の動向 みどり率	●生産緑地地区面積は減少傾向であり、目標である「減少量を抑制」の達成のため。	民間企業等への生産緑地の貸し出しなどの情報提供の強化を検討（環境基本計画 環境保全実施計画に掲載の事業）	民間企業等への生産緑地の質を含めた要件の見直しや助成以外の維持管理補助などは可能な検討	民間企業等への生産緑地の質を含めた要件の見直しや助成以外の維持管理補助などは可能な検討
2. みどりをつくる	新2. 魅力ある公園をつくる	(1) 魅力ある公園	① 魅力ある公園	① 魅力ある公園を整備する	2. 新たな都市公園等の整備を行う際には、市民団体の協力を得る場として、引き継ぎ市民農園や体験型農園の整備を推進していきます。	インクルーシブデザインに配慮した公園の活用	国・都の動向 アンケート 公園方針	●魅力ある公園づくりとして、小金井みんあな公園プロジェクトplay here」(子どもの遊び場整備事業)を計画に位置づける。	インクルーシブデザインに配慮した公園の活用	インクルーシブデザインに配慮した公園の活用	インクルーシブデザインに配慮した公園の活用
2. みどりをつくる	23. 魅力ある公園をつくる	(1) 魅力ある公園	① 魅力ある公園	① 魅力ある公園を整備する	6. 安全確保及び適正な樹木の維持管理を図るため、公園等の樹木について、中低木を主とした樹種を過半数に引き上げ管理に参画できる手法を取り入れます。	維持管理基準、樹木管理ガイドラインに基づく適正な管理促進	実施計画 アンケート 公園方針	●みどりの質の満足度が低かった。	維持管理基準、樹木管理ガイドラインに基づく適正な管理促進	維持管理基準、樹木管理ガイドラインに基づく適正な管理促進	維持管理基準、樹木管理ガイドラインに基づく適正な管理促進

小金井市みどりの基本計画（都市公園等の整備及び管理の方針）見直し（案）

新たなガイドライン策定に伴い、赤字下線部分を追記し、計画の一部を見直す。

4 都市公園等の整備及び管理の方針

都市公園等は、環境保全、レクリエーション、防災、都市景観及び生物多様性の確保など、みどりの有する多様な機能を効果的に発揮させる上で、重要な役割を担います。

本市では都市化が進展しており、市街地の中の貴重なオープンスペースとしての公園等が担う役割は非常に重要となっています。

この点を踏まえて、本市における都市公園等の整備及び管理の方針は、小金井市公園等整備基本方針（平成31年3月）、小金井市立公園等の樹木管理ガイドライン及び小金井市インクルーシブデザインに配慮した公園活用ガイドラインを基本とし、整備の優先度の高い都市公園等の魅力向上及び安全確保を進めます。

都市公園等の整備の方針

【新規公園の整備】

- ・「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月）に基づく公園等の整備や、土地区画整理事業における公園等の整備を進めます。
- ・また、これ以外の公園等については、市全体と地域ごとの将来の人口・構成分布を考慮し、市が管理する公園等のみならず、都立公園、民間が管理する公園、隣接市の公園、大学及び寺社などのオープンスペースを含め、安全性、利便性、地域性、地形などの環境条件を勘案して配置します。
- ・新規に整備する公園等については、本市ではグリーンインフラの促進の観点から、地下水涵養の促進^{3 2}、地域コミュニティ形成などの機能向上に向けた整備を行い、合わせて公園等の周辺地域又は公共施設の緑化を進めることでみどりの多機能性を効果的に発揮できるよう取り組みます。

【集約化・再配置への対応】

- ・今後の高齢化や人口減少に伴う予算規模の縮減を想定し、効率的な整備をするため、活用が図られていない公園等の土地利用転換などをしつつ、既存公園等の魅力向上を図ります。

3 2 **地下水涵養の促進**▶ 武蔵野台地上に降った雨が崖下で湧水として湧出し、野川等の水辺を形成している。この点も踏まえ本市では、住宅地からの雨水の地下水涵養促進のため、雨水施設の設置のための周知啓発や設置助成に取り組んでいる。

都市公園等の管理の方針

【公園施設の設置・管理】

- ・既存公園等のトイレ、ベンチ及び水道などの公園施設については、誘致圏³³の重複状況、利用者数及び利用者ニーズなどを考慮し、設置、修繕又は撤去などを慎重に検討します。
- ・一般遊具や複合遊具、健康遊具などの遊具は、遊具定期点検などの結果により、安全基準を満たさない遊具について優先的に整備・改修を行い、総量を維持します。なお、誘致圏の重複状況、利用者数及び利用者ニーズなどを考慮し、撤去についても検討します。また、遊具を新たに設置する場合は、外部から見通しが良く、死角を排除するように設置します。
- ・市民が日常的な健康づくりの場や子育ての場として快適に利用できるよう、感染症対策などの利用マナーの啓発を図ります。公園利用者の安全確保のため、都市公園等にはプライバシーの保護に留意しながら、防犯カメラの設置を検討します。
- ・小金井市インクルーシブデザインに配慮した公園活用ガイドラインに基づき、多様な利用者を想定し、地域性を踏まえながら、障がいのある子もない子もみんなで遊べるインクルーシブ遊具の導入を検討します。

【安全の確保と緑の軸の形成のための植栽管理】

- ・小金井市立公園等の樹木管理ガイドラインに基づき、公園等の植栽については、安全確保のため、老木や倒木の危険のある樹木は植え替えなどによる新陳代謝を図ります。
- ・市域を東西、南北につなぐみどりの軸を形成するため、みどりの軸の周辺の公園等については、生物多様性の確保や生態系ネットワーク形成を考慮して、植栽管理を図ります。

【多様な管理方法の導入検討】

- ・地域のコミュニティ形成や活躍の場づくりなどにより公園等の安全の確保、魅力向上を進めるために、地域住民や市民が安全に利用できる公園ルールを検討や、ボランティアが活躍できる管理方法を検討します。
- ・公園等に新たなにぎわいの創出を図るため、指定管理者制度の導入や、公募設置管理制度（Park-PFI 制度）などの導入について検討します。

関連：基本方針2（1）魅力ある公園をつくる

33 誘致圏▶公園の主たる利用者が居住する範囲のこと。

3 計画の期間・計画のフレーム

本計画の期間は、上位計画である第5次小金井市基本構想の計画期間を踏まえ、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。

ただし、計画の進捗状況や本市を取り巻く環境・社会状況の変化に合わせて、取組内容や指標などについて、必要に応じて見直しを行います。

計画のフレーム

■計画対象区域：市全域を計画対象区域とします。(1,130ha)：全域が市街化区域³⁵

■人口：人口は今後も増加する傾向にありますが、10年以内には減少に転じます。

年	令和2年(2020年)	令和12年(2030年)
人口	119,321人 ^{*1}	118,953人 ^{*2}

*1 住民基本台帳人口(日本人のみ)外国人を含む人口は122,306人

*2 小金井市人口ビジョン(平成28年3月)パターンC：第4次基本構想・後期基本計画における人口推計より

4 計画の位置付け

みどりの基本計画は、上位計画である「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」や「小金井市都市計画マスタープラン」、「第3次小金井市環境基本計画」や「小金井市人口ビジョン・小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの関連計画と調和・連携を図り、広域的な視点とし、関係法令、国の施策及び東京都の関連計画を踏まえて策定するものです。

